

平成21年上富良野町決算特別委員会会議録（第1号）

平成21年10月7日（水曜日） 午前9時00分開会

委員会付託案件

議案第4号 平成20年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件

議案第5号 平成20年度上富良野町企業会計決算認定の件

出席委員（12名）

委員長	長谷川 徳行 君	副委員長	岩田 浩志 君
委員	岡本 康裕 君	委員	村上 和子 君
委員	谷 忠 君	委員	米沢 義英 君
委員	今村 辰義 君	委員	一色 美秀 君
委員	中村 有秀 君	委員	和田 昭彦 君
委員	渡部 洋己 君	委員	佐川 典子 君

（議長 西村昭教君（オブザーバー））

欠席委員（0名）

遅参委員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	向山 富夫 君	副町長	田浦 孝道 君
教育長	北川 雅一 君	会計管理者	新井 久己 君
代表監査委員	高口 勤 君	議選監査委員	岩崎 治男 君
総務課長	服部 久和 君	産業振興課長	伊藤 芳昭 君
保健福祉課長	岡崎 光良 君	健康づくり担当課長	岡崎 智子 君
町民生活課長	田中 利幸 君	建設水道課長	北向 一博 君
技術審査担当課長	松本 隆二 君	公園整備担当課長	菊地 昭男 君
農業委員会事務局長	菊地 哲雄 君	教育振興課長	前田 満 君
ラベンダーハイツ所長	大場 富蔵 君	町立病院事務長	松田 宏二 君

関係する主幹・担当職員

議会事務局出席職員

局長	中田 繁利 君	主査	深山 悟 君
主査	遊佐 早苗 君		

午前 9時00分 開会
(出席委員 12名)

事務局長(中田繁利君) おはようございます。
決算特別委員会に先立ちまして、議長と町長から
ごあいさつをいただきます。

初めに、議長からごあいさつをいただきます。

議長(西村昭教君) おはようございます。

きょうから3日間決算特別委員会ということで、
大変御苦労さまでございます。この決算特別委員
会は、平成20年度の予算特別委員会で皆さん方に御
審議をいただきましたものが、1年かけて実行され
たわけでありまして、その結果について検証
するわけでありまして、行政の最小の経費で最大の効
果を上げるといふことでありますけれども、この決
算の内容に当たりまして、行政効果がどれだけ発揮
されたのか、またその結果として経済効果がどれだ
けあらわれたのか、さまざまな視点から皆さん方に
御審議をいただくだらうと思っております。この決算が
これからの今後の改善と、また反省事項の把握をいた
しまして、来年度の予算に向けてまた活用していただ
ければありがたいかなと思うところでございま
す。

それぞれ主要成果の報告書も提出されております
し、また監査委員の方からも意見が出されてありま
すけれども、今までになく詳しく非常に内容を十分
検討された中で出されている監査意見書かなという
受け取り方をしているところでございますけれども、
それらのものを十分活用されまして、ひとつ決
算審査に当たっていただけますことを心からお願い
申し上げます。

きょうから3日間長期間にわたりますけれども、
よろしくお祈りを申し上げる次第でございます。

一言私の方から、ごあいさつにかえさせていただきます。

よろしくお祈り申し上げます。

事務局長(中田繁利君) 続きまして、町長から
ごあいさつをいただきます。

町長(向山富夫君) おはようございます。

決算特別委員会にお集まりいただきまして、心か
らお礼を申し上げる次第でございます。

ただいま議長のほうからごあいさつございました
ように、さきの定例会におきまして一般会計を含め
まして特別会計、企業会計それぞれ平成20年度の
決算を監査の方々、皆さん方のご意見を添えまして
ご提案させていただいたところでございます。

議長の話もございましたように、平成20年度の
それぞれの各事業の決算を皆さん方に審査していた

だくわけでございますが、最小の経費をもちまして
最大の効果をあらわすというのが、行政の最大の使
命かというふうに考えております。どうかこの決算
特別委員会を通じまして、皆様方から貴重なご意見
を賜りながら、また次の年度への展開へと歩みを進
めてまいりたいなというふうに考えております。

大変お忙しいところ恐縮でございますが、慎重な
審査を賜りまして、また御指導を賜りたいというふ
うに考えております。一言申し上げまして、ごあい
さつとさせていただきますと思います。

よろしくどうぞお祈りを申し上げます。

事務局長(中田繁利君) 正副委員長の選出でご
ざいますが、平成21年第3回定例会で議長及び議
選の監査委員を除く12名をもって決算特別委員
会を構成しておりますので、正副委員長の選出につ
きましては議長からお諮りを願います。

議長(西村昭教君) それでは、正副委員長の選
出について、お諮りをいたします。

議会運営に関する先例により、委員長に副議長、
副委員長に総務産建常任委員長ということで、御異
議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員長に長谷川徳行
君、副委員長に岩田浩志君と決しました。

事務局長(中田繁利君) それでは、長谷川委員
長は委員長の席へ御着席願います。

それでは、長谷川委員長よりごあいさつをいただ
きます。

委員長(長谷川徳行君) おはようございます。

さきの第3回定例会におきまして、決算特別委員
会が設置されました。その委員長に先例によりまし
て、就任いたしました。よろしくお祈りいたします。

本委員会は、20年度の予算が趣旨等目的に従っ
て適正にまた効率的に執行されたか、それが住民の
福祉等QOLの向上に行政効果が十分発揮できたの
かを検証し、次年度の予算編成また執行に反映させ
るための重要な委員会だと思っております。

また、この委員会には、議会の権能であります調
査権が委任されております。委員各位におかれまし
ては、これからあります書類審査並びにあしたから
の質疑におかれまして、十分意を尽くした検証をし
ていただきたいと思っております。

委員並びに執行部の皆様の協力を得まして、円滑
な委員会運営をしていきたいと思っておりますので、御協
力のほどよろしくお祈りいたします。

ただいまの出席委員は12名であり、定足数に達

しておりますので、これより決算特別委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本委員会の議事日程について、事務局長から説明をいたさせます。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） 御説明申し上げます。

本委員会の案件は、平成21年第3回定例会において付託されました議案第4号平成20年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件及び議案第5号平成20年度上富良野町企業会計決算認定の件の2件であります。

本委員会の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程のとおり、会期は本日より10月9日までの3日間とし、本日は、これより会場を第2会議室に移して、議席番号順に2分科会を構成し、各分科会において分科長を選出して担当会計の書類審査を正午まで行い、昼食休憩後、担当外の書類審査を午後3時30分まで行い、その後、全体審査を午後5時30分まで行いたいと存じます。

2日目の8日は、議事堂において、各会計歳入歳出決算の一般会計の質疑を行います。

なお、一般会計の歳出につきましては、款ごとに質疑を進めます。

3日目の9日も、議事堂において各会計歳入歳出決算の特別会計及び企業会計決算の質疑を行います。その後、分科会ごとに審査意見書案の作成、全体での審議をして成案を決定し、理事者に審査意見書を提出、理事者の所信表明、討論、表決という順序で進めてまいりたいと存じます。

なお、分科会の構成と担当につきましては、議事日程表のとおり、13番長谷川委員が委員長として決しましたので、13番長谷川委員長を除き、第1分科会は議席番号1番から6番までの6名の委員、第2分科会は8番を除く議席番号7番から12番までの5名の委員となります。

なお、本委員会の説明員は、町長を初め議案審議に係る課長、主幹並びに担当職員となっております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） お諮りいたします。

本委員会の議事日程については、ただいまの説明のとおりにいたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 御異議なしと認めます。

よって、本委員会の議事日程は、ただいまの説明のとおりと決しました。

お諮りいたします。

本委員会は公開とし、傍聴人の取り扱いには委員長の許可といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 御異議なしと認めます。

よって、本委員会は公開とし、傍聴人の取り扱いは委員長の許可とすることに決しました。

これより、本委員会に付託された議案第4号平成20年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件及び議案第5号平成20年度上富良野町企業会計決算認定の件を議題といたします。

本件は、さきに説明が終了しておりますので、直ちに分科会を開催し、各分科長を選出の上、地方自治法第98条第1項の規定による書類審査を行います。

なお、本委員会の書類審査は、各会計歳入歳出決算及び企業会計決算の審査といたします。

念のために申し上げます。

書類審査により知り得た事項の中には、秘密に属する事項があることと存じますが、これについては、外部に漏らすことのないように御注意願いたいと存じます。

また、要求資料は本委員会の審査のための資料であり、要求した委員個人のみでなく全委員に配付することになりますので、審査に当たって所定の書類以外に必要な資料等がございましたら、各分科会で協議し、別紙決算特別委員会審査資料要求書に必要事項を記入の上、委員長に申し出てください。

なお、資料要求は、本日の書類審査のときのみとし、8日、9日の質疑応答中は要求できません。

これより、会場を第2会議室に移します。

暫時休憩いたします。

事務局長（中田繁利君） 第2会議室のほうへ移動をお願いいたします。

午前 9時11分 休憩

午前 9時20分 再開

委員長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ただいまから、分科会ごとの書類審査を始めます。直ちに分科長の選出をお願いいたします。

（各分科会で分科長の選出協議）

委員長（長谷川徳行君） 各分科長選出の報告を求めます。第1分科会。

（第1分科会から村上和子君と報告あり。）

委員長（長谷川徳行君） 第2分科会。

(第2分科会から中村有秀君と報告あり。)

委員長(長谷川徳行君) 各分科長につきましては、ただいま報告のとおりであります。

それでは、12時まで担当の書類審査を始めてください。

(書類審査)

委員長(長谷川徳行君) 担当の書類審査を終了し、午後1時まで昼食休憩といたします。

午前12時00分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長(長谷川徳行君) 昼食休憩前に引き続き委員会を再開し、分科会の書類審査を続けます。

(書類審査)

委員長(長谷川徳行君) これより、午後3時30分まで担当外の書類審査を行います。

(書類審査)

委員長(長谷川徳行君) 以上で、担当外の書類審査を終了いたします。

午後4時30分まで全体での書類審査を行います。資料の要求については本日限りですので、分科長に申し出てください。

(書類審査)

委員長(長谷川徳行君) 以上で、全体の書類審査を終了いたします。

本日の日程は、全部終了いたしました。本日は、これにて散会いたします。

今後の予定について、事務局長から説明をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 明日は本委員会の2日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、御出席の際には、各会計歳入歳出決算書及び各資料等を御持参願います。

以上です。

午後 4時35分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成21年10月7日

決算特別委員長 長谷川徳行

平成 2 1 年上富良野町決算特別委員会会議録（第 2 号）

平成 2 1 年 1 0 月 8 日（木曜日） 午前 9 時 0 0 分開会

委員会付託案件

議案第 4 号 平成 2 0 年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の質疑

出席委員（12名）

委員長	長谷川 徳行 君	副委員長	岩田 浩志 君
委員	岡本 康裕 君	委員	村上 和子 君
委員	谷 忠 君	委員	米沢 義英 君
委員	今村 辰義 君	委員	一色 美秀 君
委員	中村 有秀 君	委員	和田 昭彦 君
委員	渡部 洋己 君	委員	佐川 典子 君

（議長 西村昭教君（オブザーバー））

欠席委員（0名）

遅参委員（0名）

地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名

町 長	向山 富夫 君	副 町 長	田浦 孝道 君
教 育 長	北川 雅一 君	会 計 管 理 者	新井 久己 君
代表監査委員	高口 勤 君	議選監査委員	岩崎 治男 君
総務課長	服部 久和 君	産業振興課長	伊藤 芳昭 君
保健福祉課長	岡崎 光良 君	健康づくり担当課長	岡崎 智子 君
町民生活課長	田中 利幸 君	建設水道課長	北向 一博 君
技術審査担当課長	松本 隆二 君	公園整備担当課長	菊地 昭男 君
農業委員会事務局長	菊地 哲雄 君	教育振興課長	前田 満 君
ラベンダー・ハイツ所長	大場 富蔵 君	町立病院事務長	松田 宏二 君

君関係する主幹・担当職員

議会議務局出席職員

局 長	中田 繁利 君	主 査	深山 悟 君
主 査	遊佐 早苗 君		

午前 9時00分 開会
(出席委員 12名)

委員長(長谷川徳行君) おはようございます。
御出席、御苦労に存じます。

ただいまの出席委員は12名であり、定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会2日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事について、事務局長から説明をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 本日の議事日程につきましては、さきにお配りいたしました日程で進めていただきますよう、お願い申し上げます。

以上です。

委員長(長谷川徳行君) これより、平成20年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

初めに、各会計決算の一般会計より質疑を行います。

一般会計の歳出については、款ごとに質疑を行い質疑を終了していきます。調書及び資料等の質疑につきましても、その款ごとに質疑を行ってください。

委員及び説明員にお願い申し上げます。審議中の質疑・答弁につきましては、要点を明確にし、簡潔に御発言くださいますようお願いいたします。

なお、質疑の方法は、一問一答方式により一項目ごとに質疑を行いますので、質疑のある場合は挙手の上、議席番号を告げ、委員長の許可を得てから自席で起立して、ページ数と質疑の件名を申し出て発言してください。

それから、時間の関係もございますので、さきの委員の質問と重複することのないよう質問をしていただきたいと思います。

また、説明員は、挙手の上、職名を告げ、委員長の許可を得てから自席で起立して、説明してください。

それでは、質疑に入ります。

最初に、歳入全体。

1款町税の22ページから、21款町債の57ページまでの質疑を行います。

2番村上和子君。

2番(村上和子君) 1款1項の町民税のところ
で質問させていただきます。

委員長(長谷川徳行君) ページ数もお願いします。

2番(村上和子君) 23ページ。町民税の収入未済額が637万6,030円、昨年と比べまして金額はあれですけども、人口の減とかいろいろあるわけですが、100人以上滞納者がふえているのですね。今、コンビニ収納ですとか、収納プロジェクトを組まれて、大変収納については力を入れておられるところなのですが、やっぱり商店、物が売れないとか、それから仕事をリストラされたとか、失業したとか、それからワークシェアリングで給料が半分になったとか、私は決して悪質な方、当然納められる状態にある方が納めていないという、こういうことは決してないと、こういうふうに考えているわけでございますけれども、こういったことでこういう状態をどのように、この滞納の100人ぐらい、250人ぐらいになっておりますけれども、町税の計ですね。それで、それにつきまして分析どのような、失業してやむなく払えないという方はどれぐらいおられるのかとか、ちょっとこの辺、お尋ねしたいと思います。

委員長(長谷川徳行君) 町民生活課長、答弁。

町民生活課長(田中利幸君) 2番村上委員の町税の収納に関する御質問にお答えをしたいと思います。

ただいま御指摘のありましたように、町税の全般の未収が昨年比で約470万円ほど収納未収額がふえている実態でございます。そのうち個人住民税が470万円のうち440万円ほど、実は個人住民税で未済額がふえている実態でございます。

委員御指摘のように、個人住民税につきましては、昨年秋以降の金融危機から端を発した不況によりまして、相当数の失業者、もしくはいわゆるワーキングプアと言われております年収200万円以下の働いてはいるのだけれども収入がない、そのような方が相当数ふえていた現状にあります。したがって、収納の対策といたしましては、個別に面談をしながら労働環境の悪化等の調査をしながら、分納に結びつくような収納交渉をしたところでありました。

委員御指摘のように、何人それがいたのか、何人失業者がいたのかという詳細の人数は把握はしてございませんが、このような現状にあって、残念ながら昨年比で収納率も0.3ポイントほど町税全般につきましては低下をいたしましたし、先ほど言いましたような470万円程度の昨年比未済額がふえたところでもあります。

以上であります。

委員長(長谷川徳行君) 2番村上和子君。

2番(村上和子君) 確かに、一生懸命収納対策

をやっておられる、本当にそれは評価したいと思います。

ですが、やっぱりこういう経済状態でありますので、大変厳しい状態がありますから、やっぱり課を超えて収納支援とか企業に対する雇用支援とか、本当にワークシェアリングで給料が半分ぐらいになっているのですね。そういった状態もありますので、こういったことも考えなければ、幾ら収納対策を強化しても、なかなか大変でないかと思うのですけれども、その点もう一度お願いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 2番村上委員の御質問にお答えをいたします。

まず、税に限らず、その他の公共料金につきましても同じような影響を受けてございますので、まずは横の連携を図りながら、どの公共料金を優先して収納するのかと、こういった調整は随時行っているところでありまして。滞納者の生活状況を見ながら、水道を優先するのか、公営住宅を優先するのか、税を優先するのか、その辺の調整を日々、図っているところでありまして。

また、雇用対策につきましては、私がお答えするのも語弊があるかと思いますが、昨年来からの緊急雇用対策等の対策が国によって行われておりますし、また上富良野町においてもこれらの厳しい経済状況を見ながら、できる限りの雇用対策を行っているところでありまして。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

11番渡部洋己君。

11番（渡部洋己君） 今の関連でいいですか。ちょっと質問させていただきたい。

滞納については、払ってくればおくれてもいいのですけれども、問題は不納欠損といいますが、きのうもいろいろと担当から話も聞いたのですけれども、非常に苦勞はしているのですけれども、なかなか。

でも、ここ何年か少しずつ減ってきているというのですか、実績を上げてきているのですけれども、これは、どこの町もこういった問題はあって、うちのほうはまだ回収率はいいほうなのですけれども、今この問題については全道的にそういう傾向があって、町の中で職員だとか、そういった回収というのかな、回って歩いて非常に大変だといいますが、顔見知りもあって非常に厳しい取り立てもできないとか、そういうこともあって、今、広域でこういった収納対策をやっているところもあると聞きますので、いずれそういうことも考えたらどうなのか

なというふうに思っていますので、そこら辺ちょっとお聞きしたいなど。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 11番渡部委員の御質問にお答えをいたします。

まず、収納対策につきましては、この数年、特に力を入れているところであります。ちなみに19年度の収納関係で言いますと、180市町村のうち現在20位になってございます。この1万数千人の町においては20位というのは、全道のトップクラスだというふうに自負をしているところであります。いろいろな収納対策を講じながら、これらの順位を今キープをしているところであります。

委員御指摘の広域の収納組合と今現在、北海道においてもいろいろな箇所、たしか6カ所か7カ所だったと記憶をしておりますが、上富良野町においては、これらの上位をキープする状況にありますので、今すぐこれらの広域のところに行くということではなくて、今後これらの収納対策をしながら、なおかつ収納が難しい状況になりましたときには、何とかこれらの広域的な対応も、今後視野に置きながら検討を進めていきたいというふうに考えております。

また、言い忘れましたが、実は今年度から、この4月から上川中部8町におきまして広域組合ができたところでありまして。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。ほかにございませんか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） この資料によりますと、生活困窮者あるいは居所不明という形で、あわせて。

委員長（長谷川徳行君） 米沢委員、資料の。

5番（米沢義英君） 23ページですね。一般会計資料。でなっておりますが、これは実際に訪問されて、生活困窮者の方に至っては、どういう状況になっているのか、こちらの資料です。各会計意見書のこちらの資料です。お伺いいたします。

それと居所不明については、どのような追跡調査という経過等についても、この不納欠損額の内容等についてお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 5番米沢委員の御質問にお答えをいたします。

まず1点、居所不明の方の取り扱いでございますが、まず上富良野町から転出をしたところから始まりますが、転出先にまず督促状等を発送します。あて名不明で返ってきたものについて、次の転出先の市町村に照会をかけます。ここで住所が間違いがな

いというところでありましたら、そこに何度か督促あるいは催告状を送りますが、大体は返ってまいります。ここで、それ以上の追跡が難しい状況になりますが、あと給料等の働いた形跡がないのかどうか、これらも含めて市町村に照会をいたします。それでもだめな場合は、そこの町の主な銀行の口座を調査をします。これらも不発に終わりますと、いわゆる居所不明ということになります。また転出先の市町村から、またさらに転出をする場合がありますから、そこにも追跡の調査をかけます。これら努力をしながらも請求書自体が、催告書、督促状自体が未送になってしまう、こういった方については、やむなく居所不明で不納欠損をするところでありま

す。また、もう一つの御質問の生活困窮者でございますが、この生活困窮の範囲は相当数広いことでございますが、まずは面談によって収入と生活状況を調査をしながら、どういう生活をされているのか、これを聞くのが基本でございます。

また、あと破産の手続をしている、あるいは生保になってしまった、こういった方。あと競売によって財産がすべて売られて、いわゆる事業等の倒産があった、このような方を含めまして生活困窮者ということで判断をしながら不納欠損をいたしているところでありま

す。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 居所不明については、実態等も十分調査もされているようであります。生活困窮に至ってもいろいろな所得の関係、収入等の関係等があるということで、生活保護の実態等も浮かび上がってきました。この間、国の制度の改正もありました。こればかりではありませんけれども、高齢者年金控除の見直し、廃止だとか、住民税率の一律10%という形の中で非常に納税者も、それだけでも一生懸命払っておられる方もおりますし、こういう形の中で仕事がなくなる、あるいはどうしてもそういう中で納税ができないという状況だということに思います。

ここで気をつけていただきたいのは、やはりきちっと引き続き居所不明に至っても、実態あるいは相手の生活状況をとらえながら、処分のあり方あるいは納税のあり方というものを、分納も含めて対応するというのが一番必要になってきているのではないかと考えておりますので、この点はぜひ聞いていただきたいというふうに思います。

もしくは、こういった状況の中で、23ページの今の意見調書の中にも書いてありますが、差し押さえ、あるいは口座を差し押さえたという事例という

のはあるのでしょうか。そこら辺についてお伺いいたします。全般見渡してですが。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 5番米沢委員の御質問でございますが、まず先ほど申し上げましたように、この数年の北海道における経済不況、さらには昨年の秋以降の厳しい状況、これらの状況がございますので、生活困窮する世帯が相当数ふえている認識でございます。特に新規の生活保護世帯が20年度、上富良野町においては17件、その相談が約30件ぐらいあるというふうに担当から聞いておりますが、非常に上富良野町においてもそういった状況にあるという認識にあるところでございます。

ただ、厳しい中でも歯を食いしばって納税に協力している方がいるという現実も一方でございますので、すべて生活が大変だという方は収納しなくていいよ、納税しなくていいよということにはなりませんので、引き続きこれら町民に信頼が得られるように納税対策、収納対策については今後も引き続き継続をしていくというふうに考えているところであります。

また、もう一点の20年度の差し押さえの状況でございますが、20年度につきましては20件の差し押さを執行したところであります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 20件の差し押さえの中に、例えばこういうケースはあるのでしょうか。年金だとか、いわゆる給与も一部差し押さえということも含まれると思いますが、生活ができないというような差し押さえというのは、これは困るのかなというふうに思いますし、その部分についてはどのような判断で、生活を保障する部分と差し押さえとの関係、これはどのようになっているのかということをお伺いしておきたいと思

います。今、国のほうでも詳しくはわかりませんが、納税される方がどうしても収入がない、あるいは財産その他も含めてないということになれば納税執行停止ができるというような、そういう法律もあるかというふうに聞いているのですが、その部分についてはどのような根拠に基づいて、もしもあるとすれば適用の対象になるのか、その法律の内容等についてもお伺いしておきたいと思

います。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 5番米沢委員の御質問でございますが、まず憲法25条に規定をしております最低限の生活を保障するという観点から、年金、給与の最低限の生活を保障するための差し押さえ禁止条項というのがございます。

例を挙げますと、世帯主、収入者、個人が月10万円でございます。あと扶養者が1人4万5,000円、あと体面維持費という項目がありますが、この20%について体面維持費は差し押さえをはいけませんという法律になってございます。

したがって、その計算において、それよりオーバーしたものについては、差し押さえが年金においても給与においてもできるようなものになってございます。ちなみに20年度につきましては、年金と給与の差し押さえの事例はございません。

あと、滞納処分の停止の条項でございますが、地方税法の15条の7という条項でございますが、まず3点、滞納処分を停止することができる条項についての3点でございますが、まず1点は、滞納処分をする財産がない。2点目は、滞納処分をすることで生活を著しく困窮させるおそれがある場合。3点目は、その所在及び滞納処分をする財産ともに不明である、この三つにつきましては、滞納処分の停止の処分を行いながら3年間、これらの状況が変わらなかった場合には、不納欠損をすることとなることとございます。法律的にはそのような位置づけになってございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 31ページ、児童福祉費負担金の関係でお尋ねをいたしたいと思えます。

中央保育所、西保育園、わかば愛育園等の関係で収入未済額が77万1,550円、不納欠損が32万5,800円ということで、合計で109万7,350円という大きな金額になっております。

それで、まず一つは保育所ごとに収入未済額の金額が幾ら、それから不納欠損処理した金額が幾らかということをまず教えていただきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 中村委員の保育料の未納につきましての御質問にお答えを申し上げます。

不納欠損額32万5,800円、この内訳はわかば愛育園関係が9万5,800円、そして西保育園23万円であります。

また、収入未済額77万1,550円の内訳ですが、中央保育所分が48万3,100円、わかば愛育園20万2,950円、西保育園8万5,500円。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 現実に私も昨年もこの関係でお尋ねをしたのですけれども、どっちかという

西保育園の関係がちょっと多かったかなという感じがします。

ただ、歴年の未収金の関係を見ますと、平成18年は171万5,000円あったのが、今回平成20年度は77万1,550円ということで、約100万円は減っているんですね。

ただ、不納欠損が平成18年は15万円が、今回は32万5,800円ということで倍以上になっています。特に子供たちですから、行き先や行方不明ということはあり得ないなという気はするのですけれども、それらの不納欠損の理由ですね、これをちょっと教えていただきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 欠損の理由でございますけれども、長年未納となっている中におきまして徴収の努力をしているわけですけれども、その中においてやはり転出された居所不明の方、それから世帯主の方が病気で働けないという状況の中において、将来ともその状況を見ますときに回復といえますか、困難な状況という経過をたどっておりまして、収納の面談をして絶えず担当の努力というものもあるわけですけれども、そういった未納の回収に努力しておりますけれども、不納の欠損に至る、そういう経過も二つの保育所に、今回は2施設でありますけれども、そういった理由で不納欠損に至ったということとあります。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） もうちょっとわかりやすく説明していただきたいと思うのです。

ですから、32万5,800円の転出は何件で幾ら、それから病気だとかそういう困窮で何件で幾らかというような形で。恐らく我々、各委員の皆さん方も安易に不納欠損処理をしているとは思わないのですよ。

ただ、完全にペールで囲まれた中で毎年、毎年あるわけでしょう。今回も平成20年の状況の監査委員の報告の中では、合計で757万1,000円ということで成果報告書の76ページ、77ページに書いてあるものですから、できればそういうものを、最善、皆さん方の努力はしていると思うのですけれども、ある面でやっぱり我々に納得できるような形で説明をいただきたいと思うのです。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 32万5,800円でありますけれども、二つの施設ということで平成15年の分というのが1件ございまして9万5,800円。これは居所不明、転出であります。

それから、平成18年度の西保育園関係は23万円ありますけれども、病弱等による生活困窮であ

ります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 現実に居所不明で9万5,800円という数字が出されたのですけれども、本当に追跡していけば、これは子供たちもいるわけだから、ある面で僕はわかるような気がするのですけれども、そういう居所不明の今9万5,800円の関係だけお尋ねしますけれども、どういう形で追跡調査をされて、最終的にわからなかったのかという手段の経過をお話していただきたいと思うのですけれども。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） やはり郵送によりまして何回となく通知をした中で戻ってくるという状況になります。そういった中で、転出先からさらに転送したという状況をとらえまして、不納欠損に至るということでございます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 転出を繰り返したというような実態だということで理解はできますけれども、ある面でいろいろな方法で保育所に入っていたのだから学校等のつながり等もあれば、なかなか個人情報関係で難しい部分もあるような気もいたしますけれども、とりあえずやっぱり私も議員の立場から言えば、まじめな納税者がいる、それからこういう形の方がいらっちゃって、不納欠損の金額がこういうふうに大きくなっていくということになると、やっぱり町民からの納税奨励の面で非常にマイナスな部分もあると私は判断しますので、今後ともこれらの不納欠損処理をできるだけなくすような形、それから上富良野におられるのであれば、分納だとかいろいろな方法を手だてて何とかやっていただくような方法を講じていかなければ、現実に未収金は減っているけれども、将来またこれが不納欠損に出てくるという状態が、やはり一つの伏線として僕はあるような気がしますので、そういう点で徹底をしていただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 中村委員の御指摘のように、滞納を少しでも減らすという努力をしているところであります。過年度分を継続して保育所に入所しているという方もおりますので、まず過年度分の回収に努めて、その後に当然やはり分納計画を協議の上、作成していただいた中で未納を少しでも減らすようにということに、今後も努力してまいりたいと考えております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 55ページの雑入の関係に該当するかどうかということで、ちょっと疑問にも感じているのですけれども、一般的に返還金だとかそれらの関係で、一応、項目的に歳入に入れるべきだという感覚で、今、質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、聴覚障がい者の手帳の自主返還の関係でございます。

今回、資料の33をいただきました。その中で最終的に返納合計は109万2,579円、町負担分が55万2,173円ということで資料をいただいたところです。先般の報道によりますと、67市町村813人がおられるということで報道されております。

ただ、この助成金の返還請求は地方自治法によって過去5年間に限られるということで、非常にぎりぎりの今、リミットに来ているのかなという気がいたします。

ただ、私も以前に一般質問等を通じて、このことで問い合わせたところ、道と連携をとりながら、それから裁判の動向等も見ながらやっていきたいというような話でございます。今、道は正式に助成金額の返還を求める面談を進めるということで報道されています。

それで、上富良野の場合、A、B、C、D、Eの5人の方の道の徴収、もしくは上富良野町の現在の対応というのは、どういう形になっているかということでお尋ねをいたしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 9番中村委員の、いわゆる聴覚障がい者の不正受給の関係につきましての御質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、昨年来、一般質問等でお答えをした経過がございますが、委員御指摘のように、この8月以降、大きく今、状況が変わろうとしているところであります。委員御指摘のように、まず本年度中に、これらの不正受給とはまだ確定はしていませんが、いわゆる不適切な受給等について、今年度中に返還を求める動きになってございます。

ただ、不正を裁判等で暴くことは非常に困難だということもありますので、北海道と連携しているのは、あくまでも自主的に返納をしていただくという方針にほぼ決定をしたところであります。

現在、今月中に行われるという情報になってございますが、北海道と関係市町村、この67市町村の関係者が集まりまして、これらの面談をどのように進めるか、これらの方針の確認と日程の調整をする会議が10月中にあるように案内があるところであります。これらの方針が決まりましたら、準備が整った市町村ごとに、その対象者とお会いをして自

主返納の協議を進めていくという段取りにしたいというふうに考えてございます。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 基本的に自主返納という、手帳は自主返還はされたけれども、それでは今度は今まで町税等を含めての関係の金額は、自主返納ということで進めていくのか、ある面で強制的にやっっていくのかということ、一つは裁判の動向等もあるけれども、いずれにしても基本的には自主返納を進めていく。それで返納がされなかった場合の対応というのは、基本的にどう考えているか。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 9番中村委員の御質問でございますが、まずこれらの診断書を出した札幌の医師含めて、その仲介を行ったであろう社労士、これらの裁判が今、進行をしているところは御案内のとおりだと思います。

ただ、北海道においても道と協議する中では、この800数十人の方々不正を、すべて明らかにすることは非常に困難だろうというふうに考えているところであります。以前この事件が発覚した当時は、その対象者は例えば報道されたのは、漢方薬を利用したら聞こえるようになった、あるいは全く不正をするつもりはないけれども、その医者にかかったら、あなたは2級だと言われた。こういう状況があるとすれば、なかなかこの800数十人に対して申請時点で不正だったねと、虚偽な申告があったねということを判明させることは非常に困難だということもありますので、これを何とか、自分が不正とは言いませんが、手帳を交付申請をする段階で2級相当に該当していなかったということのみずから申し出ていただく、そして、それに伴って受益を受けたサービスについて自主的に返還をしていただく、このようなシナリオで今、進めようとしているところであります。

これらの申し出、自主返納が本人に拒否があった場合には、引き続き今言った手順で何度も本人に促していくということでございます。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 札幌の前田幸昱医師は札幌医師会からも除名をされているということで、今は裁判で係争中でございますけれども、できるだけ私は上富良野町にいる5人の方を穏便な形で自主返還をしていただくような方法を、できればっていただきたいなという気がするのですけれども、一つは5人の方の生活保護等は受けている実態はないのですね。ちょっと確認したいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 9番中村委員の御質問でございますが、上富良野町においての5人の方については、生活保護の受給の実態はございません。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 当然、道との連携ということは上富良野町との連携になるのかなと思いますけれども、できるだけ連携をとりながら、恐らく生活を余り脅かさないような形で、分納でもいいですから返還をする形を支庁と協議をしながら、ぜひ進めていただきたいと思います。そういうことで不正があって、これだけの金額だということで1回議会だよりはに載りましたけれども、それはそれとして、今後の取り扱いは恐らく道の措置がはっきりして具体的になってくれば、各市町村に連絡が来るということになると思いますけれども、その点、できるだけ穏便な形で取り進めるようお願いをいたしたいと思います。

終わります。

委員長（長谷川徳行君） 答弁はよろしいですね。

9番（中村有秀君） はい、よろしいです。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 31ページの保育料の件についてお伺いいたします。

19年度、20年度を見ましても、上富良野町の保育所の入所状況、階層別見ましたら、中央、わかば、比較的所得階層の多い方が入所するという形に、平均、全体を見回したらなっております。こういう中で、保育料が高いのではないかとということが毎年出てきております。町のほうでは今回の決算の中でも見受けられる傾向としても、やはりそういう階層の人たちがふえるということになれば、収入もあるからその分、料金は納めてもらうという形の設定になっておりますから、当然といえば当然なのですが、しかし生活状況あるいは社会のいろいろな状況を見ますと、やはりこの部分を軽減するということが必要ではないかと。単に他の施設あるいは保育の受け入れ体系も、安心して預けられるというような仕組みをつくるということも大切なのですが、保育料の軽減という点では、もっとする必要があるのではないかと。確かに前年度対比でやっている部分もありますから、その部分で軽減はなっているかというふうに思いますが、この点、他の町村では第2子あるいは第3子を半額、あるいは小学校の子供さんがいる場合でも保育所に子供さんがいる場合、こ

ういう場合でも軽減策をとっているという、きめ細かくこの保育料の料金の体系を見直しているところがあります。

そういう意味では、こういう状況を上富良野町としても、この決算を通して見受けられるのは、もっとこの部分を軽減してほしいという声にもこたえる必要があるのだらうと思いますが、この点お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 5番米沢委員の保育料に関しましての御質問でございます。

上富良野町におきましては、御承知のように、国の基準に沿って前年度の階層を適用いたしまして、入所負担金という形で求めております。このことに関しまして上富良野町といたしましては、やはり従来からの考え方を踏まえた形で、入所のあり方というものを、これからも継続するのかなというふうに考えてございます。

先ほどの保育料の未納につきましても、年々減少しているということが、やはり御家庭にとって、お子様の保育にかかる費用というものの負担が、国の基準に一定の御理解をいただいた中で預けている。そして我々として、そういった形でお預かりをするという方法で継続をされていくものというふうに考えてございます。その点につきまして、未納という形が、やはり保護者の方との話し合いの中で、分納の方もいらっしゃるかもしれませんが、御理解をいただくことについて今後も努力してまいりたいというふうに考えております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 従来のを踏襲するというところでありますが、町長にお伺いいたしますが、そういう実態等も町長いろいろなところへ出られて、いろいろと情報が入ってきているかと思えます。やはり町として、これだけ子供たちが多くて、生き生きとした子供たちがいて、そういう子供たちを町全体で、子育て支援も含めて体制づくりは整われてはきています。これはもう既に、これが特別だという状況ではなくなりまして、これは今もう既に平均化してきているという状況になってきておりますので、この点、従来の枠があるから一辺倒ではなくて、一歩前に進んでこれを軽減する、あるいは対策を講じる必要があると思うのですが、見解についてお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 5番米沢委員の御質問に私のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

今、担当課長のほうから申し上げましたように、

保育における状況については、いろいろな課題も一方ではあるわけでありまして。

しかしながら、保育行政を維持するためには、それを御利用いただく世帯の方から一定程度、基準に基づいた御負担をいただくということではなければ、なかなかそれは将来、持続的に維持できませんので、考え方は今の基準を今後も踏襲することになるという考え方であります。

御案内のとおり、一方、今、国におきましては子育て支援というか、子育て環境を非常に重視しまして、いろいろな施策の展開がなされるやに聞いておりますし、その動向を十分、我々も見守っていかねなければならないというふうに考えているところであります。

仮にそういう国の施策展開の中で、この地域でも雇用の形態が非常に多様化してございますので、それらでどうしてもやっぱり補完できないものについては自治体が、例えば新たなそういう保育ニーズにこたえるすべが何があるのか、そういう新たな間口を広げることが必要かどうか、これは慎重に検討しなければならないと思います。そういうことも含めて、総合的に子育て支援の環境の充実に努めてまいりたいと。

冒頭申し上げましたように、現状を維持するためには一定程度、そういう財源の確保も必要でございますので、そういう観点からも今の基準を当面踏襲してまいりたいということが町の考え方でございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 55ページ、雑入の関係です。非常勤医師返還金の補てんの関係でお尋ねをいたしたいと思えます。代表監査委員にお尋ねしたいと思えます。

一応、議会でもいろいろな経過の中で最終的に返還をするということに決まりましたけれども、この563万425円ということで、地方自治法第244条の2項によると、場合によっては監査委員の意見も含めていう項目があります。

したがって、これらの関係で代表監査委員の意見を添付されて町長にあれされたのかどうかというその点、確認をしたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 代表監査委員、答弁。

代表監査委員（高口勤君） 今、中村委員の御質問ですけれども、特に監査委員としての意見としては、正式な文書とかそういうもので意見を述べたという形ではありませんけれども、このことにつきまして副町長、それから総務課長、それから監査委員を交えて経緯等をどのような状況の事犯であるかということ報告受けまして、その中でいろいろとこ

うというような対応をするという説明を受けまして、それにつきまして監査委員として了承したと、そういうような経緯でございます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 同じ55ページの町広報誌ふるさと通信収入6,000円ということで掲載をされています。特に上富良野を離れた人からすれば、上富良野からのふるさと通信というのが、私はどういう内容か承知をしていませんけれども、ある面では町広報誌を送付するのかなという感じは受けてはいるのですけれども、20年度6,000円、19年度や18年度が7,200円、それから17年度が8,400円ということになっています。

それで、できればこれらの関係の通信の内容がどういふものかということ、まずお聞きしたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 9番中村委員の御質問でございますが、ふるさと通信と言いますのは、希望によりまして広報をお送りする通信収入であります。

ちなみに平成20年度におきましては、5名の方に年1,200円の実費をいただきまして送付をさせていただいたところであります。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 例えば月100円というような感じでございませうかね。1,200円ということだったら。

ただ私、できればふるさと納税との関係もあるし、それから札幌かみふらの会、東京ふらの会もしくはかみふらの会といういろいろなふるさとを思う組織がありますので、これからは10月23日、札幌かみふらの会があるというようなことで承知しておりますけれども、できればそういうことで広報誌を持って行って、そしてできれば読んでいただきたい。年間1,200円ですよというようなことを含めて、ふるさと納税のアピールもできれば、上富良野がこう変わりつつありますよというようなことも含めて、ぜひやってはどうかと思うのですけれども、せっかくそういうシステムをつくってやっているのであれば、できるだけもうちょっと多くの皆さん方が協力してもらえようような体制と、ふるさとを知るといふようなことを考える施策をすべきだと思うのですけれども、その点、今までの展開と反省の上に立ってどうかということ、ちょっとお尋ねしたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 9番中村委員の御

質問でございますが、月100円という位置づけではありませんで、23回実は年広報を発行いたしますことから、これらの通信費に見合いの費用を負担していただくという考え方でございます。

また、ふるさと納税の関係でございますが、実は去年の札幌かみふらの会でPR等、申し込み用紙等を持ちながら御協力をお願いした経過にございますが、委員御指摘のように、このふるさと通信も含めて、今後そういう機会をとらえて、ぜひPRをしていくという今アイデアもいただきましたので、なるほどなというふうに聞かせていただきました。

ぜひ今後も、これからちょうど今月の23日、また東京かみふらの会も今月の末にありますので、すぐに対応をしたいなというふうに考えております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） ただいまの関連ですけれども、町広報23回郵送して1,200円ということ、理解してよろしいですか。郵送にはかなりお金もかかるのではないかなと思うのですけれども、かなり町が補てんしているということ、今受け取ったのですけれども、その辺の内容をもう一度説明してください。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 3番岩田委員の御質問でございますが、23回ですので、単純に割りますと1回当たり52円強の単価になりますが、若干郵送費については性格上、この町のPR、あと町を応援していただく方という配慮もありまして、若干の行政経費は上乗せしている状況にあります。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） それであれば、原価が大体50何円ということで、郵送費は町で負担しているということ、理解してよろしいですか。ということでもないですか。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 3番岩田委員の御質問でございますが、広報の印刷費は当然かかりますが、1ページ当たり3円50銭がかかりますが、これらの印刷の予備も実は何部かございますので、これらを活用しながらお送りするということであります。厳密に言いますと、広報の印刷費も含まれますが、今言いましたように予備的な冊数を利用しながら発送している現状にありますから、郵送費A4判の広報誌でありますので80円では行きませんが、110円か20円だったと記憶しておりますが、その差の分につきましては、町で配慮しながらPRに努めているという実態でございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで歳入の質疑を終了いたします。

説明員が交代しますので、少々お待ちください。

（説明員交代）

委員長（長谷川徳行君） 次に、歳出の質疑を行います。

歳出につきましては、先ほど申し上げましたように款ごとに質疑を行います。

最初に、1款議会費の58ページから2款総務費の93ページまで一括して質疑を行います。

2番村上和子君。

2番（村上和子君） 2款1項10目の79ページですね。バス運行費一般管理費のところでございます。こここのところの委託料ですけれども、十勝岳線バス運行のところは予算対しまして15万2,500円減になっております。この公用車運転業務のほうが168万円の予算を見ていたと思うのですけれども、それに対しまして決算では129万9,900円の減と38万1,000円ということでございまして、この予算対しまして執行が22%ぐらいとなっているわけですけれども、この点につきましてちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 2番村上委員の御質問にお答えしたいと思います。

公用車の運転業務の委託につきましては、バスの臨時運行だと休日、祭日の臨時運行について出た部分のものに単価契約をしまして、出た時間について委託料を支払うものであります。執行率については今言われたとおり、非常に低い状況となっておりますけれども、前年だとが学校の使用状況だとかによって大きく変わるものであります。職員が対応できるときには対応するとか、その辺のやりくりをやりながら予算の執行を行っておりますので、今年度につきましては非常に低い執行率となったところであります。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 休日とか臨時運行、使用状況が少なかったということで、予算よりは22%の執行になったということですが、ことしの予算も168万円見ているのですね。なぜ見通しとしまして、こんなに執行が少なかったということですが、そこら辺はどうなのでしょう。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 2番村上委員の御質問

にお答えいたします。

非常に、住民の皆様から使用願いが出てくる部分においては、オーダーの状況、例年予測できない状況も当然出ております。あと学校関係で言えば、授業の使用状況やなんかで、その辺も予想外の部分もございまして、それらのことも踏まえまして予算的には確保をしているところでございます。非常に低いという御指摘いただきましたので、今後においては、より計画的に執行が図れる対応をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 63ページ、交際費の関係でお尋ねをいたしたいと思います。

今回、資料の中で、資料ナンバー9の中身についてちょっとお尋ねしたいと思います。

資料のナンバー9のまず1ページ目。町長交際費のナンバー10、それからナンバー14、これが同じ内容のもので御祝儀3,000円、5,000円ということで出ております。同じ内容のものが重複をしているのか、あとでどなたかが出るということで、また新たに支出を起こしたのかということでお尋ねをしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 9番中村委員の御質問にお答えいたします。

今、御指摘のあった件につきまして確認をさせていただきたいと思っております。想像で申し上げてちょっと申しわけないのですけれども、基本的には会費の部分と、そのときに参加するという御祝儀的なものを持っていったのかなというふうに思いますが、後ほど確認して報告させていただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） それでは、それは後ほど確認をして御答弁をいただきたいと思います。その後、交際費、番号の55。第34回有縁無縁地藏尊の関係で香華料1万円、そのずっと下に71で15号墓地葬祭並びに無縁仏ということで、これが片や2万5,000円と出ているのです。それで1万円と2万5,000円で、中身の重さを考えて香華料ということであれしたのか、その点ちょっと確認をしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 9番中村委員の御質問にお答えいたします。

同じような供養なのに金額が違うのではないかと、ということなのですが、基本的に過去からずっとこのような形式をとって、金額的に変わりなく

っております、どこの部分にどのように負担しているということで金額が違っているものではございません。

ただ、金額の高いほうについては東中の墓地にかかわる無縁の供養になっておりまして、住民会さんが中心になって供養をされていると。

あと、中央墓地については墓参する団体が供養をされているというような状況です。非常にはっきりしたお答えでなくて申しわけないですけれども、過去からその金額を踏襲しているということでございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 仏さんのことで余り言いたくはないのですが、やはりある面で1万円と2万5,000円ではあれなので、若干の差はいいけれども、ちょっと基本的には考えるべきでないかなという、私は感じました。

それで、これもまた検討をしていただきたいと思えますけれども、そうしたら今年度も同じような形で支出されているということで理解をしていいのですね。本年度はね。はい、わかりました。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 今の町長交際費の中で支出番号79、80、それから81。会費ということで1万8,000円、2万1,000円、それから1万8,000円ということで支出をされております。それで、会費は幾らなのかということで調べてみますと、教育長の交際費のところでは4,500円支出をされているのですね。そうすると、恐らく1万8,000円のところは4,500円の4人が出席されているのかなという僕は理解をしたいと思います。

それで、私どもの中では払い渡し人、総務課長だれだれというよりは、教育委員会の教育長の交際費の中で出席者だれだれと入れているのですね。そのほうが支出とのあれですっきりするのかなという気がするのですが、皆さん方の処理はこういうことでいいかもしれませんけれども、我々でもし開示をする場合に出席者だれだれと、例えば町長、副町長、総務課長というような形のほうが、教育長の交際費の中をそういうふうになっているから、それでは4人出席したのだから、それを割ればわかるなという気がするのですが、今後これらについて、我々に対する報告は改善をしたほうがいいかなという気がするのですが、その点いかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 9番中村委員の御意見にお答えいたします。

ただいま中村委員おっしゃいましたとおり、今後においてこれら、もう少しわかりやすいように改善を図っていきたいと思っております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 70ページ、71ページで基地対策関係の件についてお伺いいたします。

町では毎回この点、確認したいと思うのですが、演習場周辺の騒音に対する考え方、国にもその対策を要望して騒音を減らす対策や、あるいは個人の住宅に対する被害関係の実態等も調査して対応を図るということで行ってきているかというふうに思いますが、今年度、20年度においては、どのような内容で、この部分については対処されたのかお伺いしておきたいというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） 基地調整室長、答弁。

基地調整室長（野・孝信君） ただいま5番米沢委員からの御質疑の部分であります。20年度の対応につきましては、この演習場周辺の住宅防音工事の実施に向けてということで、防衛省が事業を発注しております。事業というか調査を発注しております。その中身的には基本的な基礎調査というふうに聞いております。

基礎調査の内容については、演習場周辺の地形等そういった基礎的な調査を行うということで、おおむねそれについては3カ年程度をめどということで、この調査につきましては平成18年度から、この調査が進められておりまして、約3年間経過するわけで、この基礎調査を終えた上で平成21年度から次の具体的な調査のほうにかかるというような説明を受けております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 住民のやはり苦労といいですか、苦悩というのが御存じのように、懇談もされておわかりかと思えます。

そうしますと、今、答弁の中では基礎調査は終わったということで、具体的な対応にこれから取りかかるということですが、これはちょっと先の話になるかと思えますが、現状では、聞いている範囲の中では、どのような取り組みがされようとするのか、この点をお伺いしておきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 基地調整室長、答弁。

基地調整室長（野・孝信君） 5番米沢委員の御質問にお答えいたします。

ただいまの今後の部分でございますが、過日も防衛省のほうに上京した際に担当のほうからも聞いた部分においては、平成21年度以降においては、できるだけ早い時期に次の調査を行いたいということで、実際には騒音測定等を行って、その地域における騒音がどの程度の音の大きさなのか、その種類が住民に及ぼす影響がどの程度なのか、こういった部分に早く着手してほしいという要望をしておりますので、そういった観点から、次にはそういった準備作業が進められるというふうに承知しております。

参考までに、平成21年度の調査が開始されたかどうかということも確認したところ、平成21年度については、まだ調査のほうの発注がおくれているようだというふうに聞いております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 町として、やはりそういう細かな部分の要望等をよく聞いた上で要望も出しているかと思えます。そういった部分については、具体的な町として出した要望ということというのは、どういう内容になっているのか、この点をお伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 基地調整室長、答弁。

基地調整室長（野・孝信君） 米沢委員の御質問のどのような町としての要望を出しているかということにつきましては、北海道基地協議会ということで、全道57市町村で構成します協議会のほうに各市町村ごとの要望事項ということで、今申しました騒音対策について上富良野町から協議会に上げて、協議会から防衛省に、その要望書という形で上がっております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 一般的には、こういう個人住宅には、なかなか個人補償というのではないと。基地周辺の飛行機の騒音対策等についてはあります。

しかし、戦車等の騒音だとか、そういった部分についてはないわけで、やっぱりそういった部分の法律的な改正という問題も含めて要望したのかどうか、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 基地調整室長、答弁。

基地調整室長（野・孝信君） 今の御質問でございますが、当然、今言われた音につきましては、町としての要望としては航空機騒音。現在、一般住宅防音工事が進められておりますが、それに対するうちの演習場でありました砲撃音、大砲等の音。これらについても当然、住民の騒音としては変わらない部

分があるのだと。そういうようなことを協議会等の要望を通じて、機会あるごとにそういった声を上げて、1日も早く一般住宅防音についても、そういった工事が進められるように要望してまいっております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 81ページの防災対策、それと成果報告書の20ページにも書いてありますけれども、この件についてちょっとお伺いいたします。

まず、平成20年度の2月19、20日の十勝岳噴火の総合防災訓練の成果、特にどのような問題点を把握して今後につなげようとしているのか。

それと、町長の交際費の3月4日の欄にもありますように、陸上自衛隊の第2師団の訓練指揮所を視察をされております。その視察をして、どのようなものを得たのか。

委員長（長谷川徳行君） 今村委員、一問一答です。また。

6番（今村辰義君） 全部同じなのです。防災訓練ということで、それらは防災訓練にどのように生かしていこうとしているのかを、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 6番今村委員の御質問にお答えいたします。

2月の20年度において19、20日に防災訓練を行ったところであります。いろいろな情報通信だとか、それぞれの目的を持って総合的な訓練をしたところであります。当日の防災訓練としては特に問題なく終了したところであります。

今回、新たに自主防災組織等草分地区においては、防災訓練に参加するという住民側の理解によって、新しい取り組みがされたところであります。今後目指していく部分というところで言いますと、自主防災組織とともに防災訓練を実施していくというような方向に向かうのかなというふうに考えております。

あと、3月の駐屯地のほうに出向いたのは指揮所の関係。部隊、駐屯地司令等から指揮所の形式が非常によろしくないのではないかとというような御指摘いただきました。ぜひ自衛隊のほうの指揮所をちょっと見たらいいのではないかとというような御意見もいただきまして、指揮所を見まして、確かにうちの本部の状況と違ってまして、指揮所の指揮をするという、指令をするという本部の状況を今後

において、21年度の訓練のときには指揮所の形式を変えて対応していきたいというふうに考えております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 自主防災組織等の参加は、そのような成果はあったと思うのですけれども、特に執行部といいますか、統制するほうですね。その問題点の把握というのも非常に大事だと思うのですね。マンネリ化して、シナリオを読んでいるということになると、いつまでたってもこれは成果が出ないというふうに思います。

やはり、それぞれの部署に状況判断をしてもらうような状況付与の仕方だとか、課題の付与のようなことをやっていかなければいけないと思うのですが、こちら辺の問題点というのはどのように把握しているのか。

それと、自衛隊の指揮所は実際の訓練の場面なのか、兵棋演習なのか、ちょっと私も存じ上げませんが、そういったものをことしの21年度に取り入れると言いましたけれども、具体的にどのようにやっていくのか、もう指針を示しておかなければ計画が間に合わないと思いますので、どのような指針を持っておられるのか、そこもあわせてお伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 6番今村委員の質問にお答えいたします。

具体的に防災訓練を今回こういう形式に変えていくという具体の策は現在持ち合わせていないといいますが、総合的にどこを変えていくというのはないのですけれども、ただ指揮所の形式、本部長が指令をそれぞれに命ずるときに、どういう形式で一番命じやすい位置をとりましょうと。あと、状況も見やすい位置に場所をセッティングしましょうと。あと、ミーティングだとか情報公開のしやすいセッティングをまず心がけましょうということが一つ今回、新たにやろうとするものです。

あと、実際に即したそういう臨機応変に対応する訓練につきましては、現状総合ということで上川支庁、警察、消防、いろいろな関係機関等の調整がございますので、総合訓練という中でそれらのことを全部変えていくというのは、かなり難しい状況でございます。

それで、各部の個々の訓練ということで、今後においては、その総合訓練とは別に個々の資質を向上させるために、対策部ごとの訓練等を今後考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） わかりました。急には変えられないというふうに私も思っておりますけれども、十勝岳の噴火、これはやはり最悪のことを考えてシナリオをつくっておく必要があるというふうに思います。計画をつくった計画どおりにいけば、すんなり行くと思うのですけれども、計画どおりにいかなかった場合どうするのだというような、こちら辺の状況判断の面が非常に大事だと思いますので、今後そういったものを取り入れていってほしいなというふうに思います。

また、先ほども言いましたように余り時間がありませんと思いますので、ひとつ、その計画のほうをよく考慮されてやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 6番今村委員の御質問にお答えします。

今後において実践に即対応できるような体制づくりに向けて計画等の見直し、訓練の方法等を見直していきたいと思います。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

10番和田昭彦君。

10番（和田昭彦君） 成果報告書の19ページの職員提案制度なのですけれども、民間の会社に勤めていた者としては、ちょっと提案なしということはあり得ないというか、1年間に何十、何百というふうな提案が出されるのが民間の会社では普通なのですけれども、提案なしということで、このことは構造改革で予算がカットされたり、職員の定数が削除されたりということで、余裕をなくしたことによって提案に対する意欲とか会社に対する意欲をなくしてしまっているのではないかなというような、ちょっと懸念がするのですけれども、町長いかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） それでは、10番和田委員の御質問に私のほうからお答えさせていただきます。

たまたまこの年度については提案がなかったわけでありまして。

ただ、私も組織の中で、それぞれ行政課題は山積、御案内のとおりしてございますし、それぞれの行政部門ごとに課題解決のためのそれぞれ職員間で、いろいろけんけんがくがくの議論がなされていますので、自分の持ち場におけるいろいろな新たな

提起とか、そういうことは日々の中でなされているものというふうに私は認識しているところであります。

以前は、できるだけこういう組織でございますので、部署ごとの発想というより、もう少し横断的に職員の隅々からいろいろな課題解決のための提案もしくはアイデアが出てくることを期待しているわけですが、今、委員がおっしゃられるように、非常に職員の実人員も、ある意味ではそんなに潤沢でないような状況から、そういうことが阻害しているのかどうかわかりませんが、私どもは何と申しましょかね、少しこういう制度が定着して機能が毎回果たされているのかとかについては、私どものこういう立場でも、また少しそういう制度を検証して、もう少し喚起をするようなことも大事かと思えます。

いずれにしても制度がふぐあいがあるということは思っておりませんので、職員がもう少し熱を持って、そういう行政課題に対応する、もしくは組織の仕組みのあり方について、もっと自由に提案し合えるような、そういうことを十分検証しながら、改善すべき点があるとすれば改善したいと思いますし、たまたまこの年度はなかったことについては、実態がこうだということではなく、以前も提案が非常に制度をつくったときには出された経過がございますので、ひとつ制度として見守っていただきたいというふうに思っております。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

4 番 谷忠君。

4 番（谷忠君） 今、和田委員のほうからそういう話が出たものですから、ちょっとお伺いしたいのですけれども、提案は確かならなかったのか、提案が確かにあったのだとしても、それを採用するに至らなかったのか、その辺のちょっと。

委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） この年度は、提案はございませんでした。今、委員が言われるように、提案があっても審査、組織の中での組織でまた審査しますので、実現に至らないケースもありますが、この年度は提案そのものがなかったということで、ひとつ御理解いただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） それでは、先ほど中村委員からの町長交際費に対するの質問に対しまして答弁がありますので、総務課長。

総務課長（服部久和君） 9 番中村委員の先ほど御質問いただいた件でございます。

資料には 10 番で文化連盟、そして 14 番が同じく文化連盟ということになっておりました。先ほど御指摘いただき調べましたところ、14 番のところ

の記述が間違っておりました。正しい記述は、上富良野町職員OB親和会総会でございます。訂正を御願いしておわび申し上げます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 中村委員、これに対しては何かありますか。今の。

9 番（中村有秀君） 今ではなくて。

委員長（長谷川徳行君） また新たなやつ。

9 番 中村有秀君。

9 番（中村有秀君） 67 ページと、それからもう一つは資料請求をした資料 3 の平成 20 年度施設の燃料使用量調書の関係で質問をさせていただきたいと思えます。

昨年も私させていただいたのですが、まず一つは確認したいことが、まず最初してきたいと思えます。

L P ガスの車両事務所で業者名は道央エアウォーター・エネルギー会社があるという数字は間違いがないかどうか。

というのは、単価を計算しますと 1,596 円になるのです。よそのほうは大体 388 円前後であれなのだけれども、恐らくどこかの数字が間違っているのかと思えますけれども、その点ちょっと確認したいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 9 番中村委員の御質問にお答えします。

私も資料を見て 2.5 立米で 3,990 円でございます。割り返すと 1,596 円。中村委員のおっしゃるとおりです。

今、間違いではというような御質問ですので、資料的には合っているというふうに思えますけれども、確認させていただいて後ほどお答えさせていただきます。

委員長（長谷川徳行君） 9 番中村委員。

9 番（中村有秀君） それでは、今、L P ガスのことをお話し上げたので、車両センターの 1,596 円を除いた形でちょっと数字を追ってみました。

そうすると、葬斎場の 35 円というのは、これはちょっとあれなのでこれは除きまして、一応最低が 375 円 44 銭。これは中央保育所で業者名が 8 番のことです。これが 375 円 44 銭。それから一番高いのがラベンダーハイツと同じく 8 番の業者ですけれども、これが単価が 388 円 50 銭と。そうすると、13 円 6 銭の差があるのです。

それからもう一つ、灯油の関係でいきますと、一番高いのが海洋センターに入れている 105 円 1 銭

で、それから一番安いのが子どもセンターに入れている61円33銭。郷土芸能資料館は53円ですが、これは恐らく安いときに1回ちょっと入れただけというような感じをしていますけれども、こういう差がある。

それから、A重油に限っては一番安いのが子どもセンターの守田商会さんが入れている67円69銭。それから、一番高いのがクリーンセンターに入れているものが単価は96円。その差は28円31銭になるのです。クリーンセンターは恐らく遠距離だということで若干高目なのかなという感じはしますけれども、いずれにしてもこういう大きな差は燃料費の中であるということで、前年度も高くないうちに入れるような方法だとかいろいろな方法を、去年の段階は非常に高騰された時期だったので、入れた時期が高騰された時期かなということもちょっと若干考えてはいたのですけれども、その点含めて、どう全体でこの燃料費の単価の関係を対処していたかということで、ちょっとお尋ねしたいと思うのですが。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 9番中村委員の御質問にお答えいたします。

まず、各燃料単価、重油、灯油につきましては、年に一度入札という形で価格を決定しております。それで、それぞれ大口なのか小口なのかという分類で入札の区分をしております。

単価の違いにつきましては、最近の単価情勢、非常に1週間なり2週間の間で値上がりしたり下がったりというような状況、昨年場合は上がる、上がるというような状況が続いたわけでございますけれども、もともとの契約単価が違うということと、あと入れる短い期間で単価の変化がありますので、入れる時期によって平均単価で見ますと、非常に差が出てくる状況となっているところであります。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 入れる時期、それから入れる消費量の関係で違うということですが、私それぞれ家庭もそうですけれども、家庭を役場で当てるわけにはいかないと思いますけれども、できるだけ単価を、契約時ということも含めてございませうけれども、やっぱり大口のところでも例えばクリーンセンターあたりは96円なのですよ。そうすると、同じ量入っているところも含めていくと、非常に高上がりだなという感じは受けます。

結果論でございますけれども、できればやはり、できるだけ節減に努めるということも含めて、それぞれの燃料の元締めの総務課のほうで十分な担当者

等の指導も含めてやっていかなければ、結局契約時でこうだからということで、そのまま流されていって、大変節減をいろいろな町民に強いている面からいえば、十分理解できない面もあります。したがって、これらを含めて副町長の見解をお伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 9番中村委員の御質問にお答えします。

総務課長が今申し上げましたように、価格につきましては年に一度、競争の原理をもとに設定しまして、その後については、それぞれ市場での価格変動が非常に頻繁に行われていますので、一定程度ルールを決めまして変動を容認していくという形で、1年を通じた管理をさせていただきます。

今、委員からもありましたが、私ども総務課が町の油種別の単価を設定、管理をしておりますので、それぞれがおののちにやるということは実態としてはございませうけれども、今言われるように私どもは地元での店頭表示価格よりはできるだけ安価に、大量消費という観点から安価になることを念じて、今、競争原理をもとに設定してございませうけれども、さらに何かそういうことをもっと、もう一段効果が上がるような方法があるのかどうか、これらについては、そういう業界の動きだとか、私ども各自治体のそういう取り組み状況を見ながら、またさらに取り組む余地があるのであればしたいということでもあります。

ただ、いかんせん残念なのは、町内から求めるということを基本してございませうということから、少しそういう範囲の中では限界があるのかなというような状況もございませうので、それらも十分念頭に置きながら、さらに適正化に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにございませうか。

6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 71ページの基地対策であります。資料の14ページにも書いてあります。この中の自衛隊の退職者雇用というお話でありますけれども、町には自衛隊の退職者雇用協議会というものがございます。駐屯地の援護センターと連携を密にして雇用をされていると思っております。

また、上富良野町は自衛隊の町でもあるということで、募集等にも町は非常に尽力されているのですけれども、実際に自衛隊の雇用協議会ですね。年間を通じてどのように活動されて、どのような成果があるのか、ちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

委員長（長谷川徳行君） 基地調整室長、答弁。

基地調整室長（野・孝信君） 6番今村委員の御質問であります。雇用協議会につきましては各市町村と各商工会の事務局の連合の組織とその支部と、この二つの組織がございます。今、御質問にありましたどのような具体的な活動をということではありますが、以前ですと、ほかの町に行き視察等も行っておりますが、現在においては他市町村の視察等は現実には行っておらず、町内における各企業との情報の収集ですとか、交換ですとか、そういったことに専ら充てておまして、特別それについての体系的な部分はありませんが、町内のそういった密接な連携について都度図っているという実態にあります。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） わかりました。20年度は23名の退職者がいたと、定年退職者ですね。

また、来年度は22名ほどいるというお話も伺っておりますので、また今後ともひとつよろしく願いしたいというふうに思います。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 答弁は要らないですか。

ほかにございませんか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 71ページの富良野地方の自衛隊協力会の補助という形で、前年度から比べて約70万円ぐらい伸びたかというふうに思いますが、町では駐屯地の現状維持を目的とした基地関係の要望、陳情等を繰り返すという状況になっております。

今回の全般に基地関係のを見ましたら、自衛隊関係の記念の式典の出席等も含めて、かなり自衛隊の東富士ですか、演習場の視察なんかも行っておられますが、経費の見直しを行って、こういった部分も見直しできるものは削除するという形が私はいいのではないかというふうに思うわけですが、この点はどのようにお考えなのかお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 基地調整室長、答弁。

基地調整室長（野・孝信君） 5番米沢委員の御質問であります。経費の見直し等ではありますが、特に今ここ去年からですか、自衛隊の現状規模堅持ということで取り組みは重点的に行わなければならないということで、その分については特別分として計上しております。それ以外については通常分ということで、通常の自衛隊との基地との関係の部分で協力会に対する補助は行っておりますが、この経費の中身については、当然その都度、見直しをかけておりますし、過去からいってもピーク時、自衛隊協力会の今は82万円ですが、100万円を超

えていた時代も相当ありました。近年においてもそういった部分については92万円、82万円ということで、それぞれ見直しの経過の中で精査をしております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） この予算の中身を見ましたら、やはり行かなくてもいいような部分もたくさんあると私は思うのです、これがね。本当に住民の関係に必要なものは当然必要だという形で行かなければならないと思うのですが、私の言いたいのは、自衛隊一辺倒で、上富良野を見ましたら、やっぱり本当の町づくりという形のを何回も言いますが、なかなかつられてきていないのですね。すぐ自衛隊をふやせばいいという形ですから、私はこういったところに他の市町村とのそれぞれ特色があるのはいいのですが、そういったきっちりとした町づくりの展望がなかなか見出せなかった部分が、上富良野町のいろいろなところにしわ寄せが出てきているのかなというふうに思います。

町長、こういった点で、これから恐らく自衛隊の再編縮小というのは、もう戦略上避けられない問題でありますし、世界的にも平和の問題という点では、そういう方向にあります。こういった部分で改めて駐屯地に関する祝典のあり方、祝賀会の出席のあり方等も含めて予算の見直しが必要だと思いますが、この点どうでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 5番米沢委員の御質問にお答えします。

今、担当の基地の関係室長から答弁させていただきましたが、御案内のとおり、今、自衛隊の現状の堅持ということも行政課題の一つでございますので、これらをしっかり先の見通しが立つまで活動を継続するというのが基本スタンスでございますので御理解いただきたいと思いますが、自衛隊一辺倒というより、行政というか、町づくりにそれぞれ行政の立場で、ほかの分野の重要な行政課題もございしますので、それらについても十分点検、検証しながら重点を置いてやるのが今の御質問だと思いますので、十分その辺はバランスを図りながら行政の立場で責務を果たしていかなければならないと思いますので、ぜひともひとつ御理解をいただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 暫時休憩いたします。

再開時間は11時10分からといたしたいと思っております。

午前10時52分 休憩

午前 11 時 12 分 再開

委員長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き、委員会を再開し、質疑を続けます。

まず初めに、先の 9 番中村委員の LP ガスの質疑に対しまして答弁をいたさせます。

総務課長。

総務課長（服部久和君） 9 番中村委員の御質問にお答えいたします。

車両班の事務所の LP ガスにつきましては、いわゆる一般的に 5 キロボンベと言われていますがボンベを使っておりまして、それをすべて入れかえたと。5 キロボンベを換算すると 2.5 立米という単位になりまして、そのことから単価契約も結んでおりませんし、割高な金額となっているところであります。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

9 番中村有秀君。

9 番（中村有秀君） 79 ページ、職員互助会の補助の関係でお尋ねをいたしたいと思います。

特に資料請求をされた NO. 12 の関連でお話を申し上げたいと思います。

非常に職員互助会は、ある面で職員の福利厚生ということで、私もそういう立場にいた時期がありましたので、これはある程度必要な職員の福利厚生、それから健康増進等を含めて必要な予算だということは理解をしております。

ただ先般、北海道新聞で職員互助会の補助が半減というような新聞記事がありまして、札幌市は職員 1 人当たり 2 万 4,901 円、これがベスト 1 で、10 位に富良野市が入って、1 人当たり 1 万 2,938 円という数字で報道されています。

したがって、上富良野町の職員互助会に対する補助を職員 1 人当たりの単金として上限、下限等があるかもしれませんが、一応平成 20 年度はどういう形で 100 万円ということの計上をしたのかということでお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 9 番中村委員の御質問にお答えいたします。

職員互助会の補助の算出根拠でございますけれども、単価 9,000 円掛ける人数という積算をしております。これが補助金の上限でございます。あと互助会への補助金交付要綱で対象経費を定めまして、決算においては実績値ということで結果、事業参加人員等が減れば、決算額で未執行分は当然、補助金として落ちるといようなことになっておりま

す。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 9 番中村有秀君。

9 番（中村有秀君） ずっと経過を見ますと、平成 19 年は予算が 110 万 5,000 円、決算が 77 万 8,000 円。それから、今回の決算に該当するのは予算が 27 万円あれして、決算は 67 万円ということで非常に減額された形、言うなれば補助率等を考えて、それから中身を考えてということで、こういう補助の結果になったのだらうと思います。

それで、職員の福利厚生ということや、それから地域のいろいろな行事への参加の職員互助会としてある。そこからある面で予算を出しているということで理解をしております。

それで、私は今後これらの関係について基本的に今 9,000 円掛ける職員数ということでお話がありましたけれども、基本的にそういう予算にして最終的に精算した段階で処理をしていくということで理解をしていいのでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 9 番中村委員の御質問にお答えいたします。

中村委員おっしゃいましたように、実績による精算という形で補助金の交付を続けていく予定でございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 9 番中村有秀君。

9 番（中村有秀君） ラベンダーハイツ、それから町立病院の職員親睦会の関係は、その段階で一応したいとは思っております。

ただ、ラベンダーハイツは 7,042 円掛ける 17 名というような感じで決算が出ております。これはまた後ほど行います。

ただ、諸費の団体生命保険事務所手数料配分で、町立病院職員親睦会に 5,000 円、それからラベンダーハイツ職員会に 2,500 円ということで書いてあるのですけれども、これは相手方の会計の関係があると思うのですけれども、ただ私は今、整合性をとるためにということで、ラベンダーハイツの職員会の決算を見ますと、収入の項目の中身の説明欄にはあるのですけれども、収入に 2,500 円という金額が入っていないんですね。これは相手方だから、それはラベンダーハイツの段階で私はしたいと思うのですけれども、一応 2,500 円、それから町立病院の親睦会に 5,500 円やるのは、団体保険の関係で分配をするというのは、その収受はどういう形にされているのでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 中村委員、ちょっと町の決算とは関係ないような気もするのですけれど

も。

9番(中村有秀君) 職員互助会のあり方の問題もまた出てくるから、私は質問をしているのです。

委員長(長谷川徳行君) 総務課長、答弁。

総務課長(服部久和君) 9番中村委員の御質問にお答えしたいと思います。

ちょっと私、手持ち資料を持ち合わせておりませんので、後ほど答弁させていただきたいと思います。

委員長(長谷川徳行君) 9番中村有秀君。

9番(中村有秀君) ちょっとその資料をいただいて、その疑問があって突合したら、そういうようなものがあつたからお尋ねをしたということでございますけれども、いずれにしても職員互助会は、ある面で今回249万1,887円のうちの67万円、言うなれば26.7%が町の補助金で運営をしているということでございます。

ただ、全道的にいけば、平成20年度から12市町村が補助金を廃止をしているということで報道されております。当然、財政的に非常に厳しいところで留萌市だとか白老町だとかというようなことが載っております。

したがって、9,000円が妥当な数字かどうか、上限で最終的に精算をするということでございますけれども、基本的に上限の9,000円でこのまま行って、最終的に精算をしていくというこの理解をしてよろしいのでしょうか。

委員長(長谷川徳行君) 副町長、答弁。

副町長(田浦孝道君) 9番中村委員の御質問に私のほうからお答えします。

今、新聞等で報道されているのは私どもも承知していますし、以前から互助会に対します、いわゆる地域のそれぞれの皆さんから、非常に費用の使途についてもふさわしくないのではないかというような御意見がありまして、私どもも互助会の活動の内容についても種々点検しまして、補助金と言いながら税金が原資でございますので、そういうものをもとに福利厚生という観点で使うとは言いつつ、町民から見たら、そういうことがふさわしいのかどうか。金額の高さについてもどうかというような、そういう経過がございまして、非常に事業内容そのものも点検いたしました。今の姿でございますし、ただ補助金でございますので、その趣旨に沿って実際に費用が伴わないとすれば、これはお返しをいただくという形が一番妥当だろうという形で、この姿になって複数年たってございますので、内容の点検はともかく、この姿を踏襲することで充てた税金がふさわしいような形を維持してまいりたいということでございますので、今後、当分の間、こういう形を

継続したいという考え方でございますことをひとつ御理解いただきたいと思います。

委員長(長谷川徳行君) 9番中村有秀君。

9番(中村有秀君) 今、副町長の答弁で、ある面で理解をしまして、例えば平成17年は153万2,000円出しているのです。今回は67万円ということになると43.7%減ということで、非常に大きな金額を減額させているということで、できれば今のような数字を維持していくような形で、9,000円が限度でそれが丸々使うというのではなくて十分精査をしながら、また有効に職員の福利厚生に使うような形でやっていただきたいと思います。

終わります。

委員長(長谷川徳行君) 答弁よろしいですか。

9番(中村有秀君) よろしいです。

委員長(長谷川徳行君) 12番佐川典子君。

12番(佐川典子君) 今の中村委員の質問の関連になると思うのですが、伺いたいのですけれども、地下食堂の利用組合の補助に23万円というふうになっておりますけれども、これは補助を受けた互助会から組合のほうに、また補助金として動いていますよね、この23万円というのが。これは项目的にはどうなのかなという思いがあります。あくまでも職員の福利厚生でしたら、堂々と職場の職員のためのということで、項目を逆に上げておいたほうがわかりやすいのではないかなというふうに思いますけれども、その辺は補助が出ているということに関しての関連とどういうふうに思うか、ちょっと答弁願いたいと思います。

委員長(長谷川徳行君) 総務課長、答弁。

総務課長(服部久和君) 12番佐川委員の御質問にお答えいたします。

職員互助会から地下食堂利用組合に補助23万円を出している部分でありますけれども、これについては地下食堂、非常に利用人員が少ないもので、職員が食べる場所がなくなるとことで値段等の低減を図るために互助会のほうから23万円の補助をしているものであります。

あと、消防のほうの互助会からも、金額についてはちょっとわかりませんが、同様の補助金を出しているところです。

以上です。

委員長(長谷川徳行君) 12番佐川典子君。

12番(佐川典子君) 補助を受けた側からまた補助を出すということはどうなのだとということで今質問させていただいたのです。

委員長(長谷川徳行君) 総務課長、答弁。

総務課長(服部久和君) 済みません。十分

ちょっと答えになっていなくて申しわけございません。

町のほうの補助対象としているのは、この23万円の2分の1を町のほうから互助会に対して補助しております。それで、主目的は互助会のほうが主体的に互助会員が益を受けるということで23万円の補助金を互助会のほうから出して、それに対して町のほうが2分の1の補助を行うというつくりになっておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

5 番 米沢義英君。

5 番（米沢義英君） 79ページのバスの運行についてお伺いいたしますが、近年バスの業務委託という形で経費の節減等にはなっているかというふうに思えます。

また同時に、これはバス路線を住民のためにという形の中で運行するというのも、これもその一つかというふうに思えます。尾岸町政のときは循環バスで回りながら住民の利便性というものも求めましたが、なかなかちょっと時期が悪かったのかなというふうに思いますが、非常に乗る乗客も少ないということもありまして中止になりましたが、そういうことを考えますと、財政の簡素化とあわせて利便性も当然求められてきているかというふうに思えます。やはり乗りたいときに、なかなか乗れないという声があります。町の方はいいのですが、ちょっと外れると、なかなか利便性が不均等になるという方もありまして、こういった部分の運行現状を見渡しながら、今後の運行管理という点で検討をされているかどうか、この点お伺いしたい。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 5 番米沢委員の御質問にお答えしたいと思います。

住民の利便性の確保という部分も含めまして、バスにつきましてはどの形式が一番いいのか、現在検討を進めているところであります。お客さんが1人も乗らない状況で走っている路線が1路線、特に目立つ路線がございます。その路線について今年度、今、見直し等をかけているところであります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

1 2 番 佐川典子君。

1 2 番（佐川典子君） 65ページのホームページ運用管理費。実は予算特別委員会のときにホームページ閲覧者が大変ふえてきているということで、もっと見やすくきれいな画面ということでお願いしておりましたが、ことしはこの委託料このままの形

で動いたのですけれども、今後において、どのような考えでいくのか、ちょっと伺いたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 1 2 番佐川委員の御質問にお答えいたします。

行政ホームページについての御質問でございます。一度私も見直しますということでお話ししていたところでありまして。現在トップページについてリニューアルするというので、おおむねリニューアルする原稿はできているところであります。

しかしながら、サブページをどうするかということで今検討を加えておまして、次年度の4月までには、トップページは完璧に見直し、リニューアルをしたいと考えておりますし、サブページについても若干の改良を加える予定であります。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 1 2 番佐川典子君。

1 2 番（佐川典子君） 内容が本当に、個々の内容がだんだん充実してきているというのがわかってきていますので、今後においてははすごく期待したいと思えます。

それとあと、今回この決算で28万9,800円なのですけれども、今後新しい、リニューアルしたときに、これはちょっとお伺いしたいのですけれども、どんな金額が入る予定でいらっしゃるのか、ちょっと伺いたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 1 2 番佐川委員の御質問にお答えいたします。

今組んでおります経費については、ほかの民間のところサーバーを置いて、そのサーバーの中にホームページを管理していただいている金額であります。容量等によってちょっと変わるのかどうかわかりませんが、基本的にそんな大きく数字が変わるようなことはございません。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで1款の議会費及び2款の総務費についての質疑を終了いたします。

説明員が交代しますので、少々お待ちください。

（説明員交代）

委員長（長谷川徳行君） 次に、3款民生費の94ページから115ページまでの質疑を行います。

2 番 村上和子君。

2 番（村上和子君） 3款1項1目の95ペー

ジ、福祉灯油事業の件でございますが、まず対象者が279名おられたかと思いますが、まずきちんと対象者に商品券が渡ったのかどうかということを確認させていただきたいと思います。

それと、商品券が灯油購入等に充てられたのかどうか、そこら辺もちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 2番村上委員の福祉灯油に関します御質問にお答えを申し上げます。

当初537万円の予算を計上いたしまして高齢者、ひとり暮らし、それから障がい者等の方々に広報、それから防災無線についてお知らせをしまして手続をしていただくように民生委員の協力もありません。その結果でございますが279世帯370万円、パーセンテージとして68.9%の実績でございます。

それから、商品券ということで町内加盟店の小売店で使用できるわけですけれども、手続をされる際、交付する際に、これは福祉灯油ですという趣旨をお知らせをいたしまして、福祉灯油の購入に充てていただくようにというお願いと申しますか、PRもしたわけでございます。その結果でありますけれども、交付者のうち約180件、金額で全体として212万2,000円、この分が灯油購入に充てられたということでありませぬ。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 今68.9%の配布であったということですが、灯油でなくてもほかのものにもということだったので、大体180戸数の方がということですが、これはそのほかの商店に使われたかという数字は持ち合わせていらっしゃるのでしょうか。ちょっとお尋ねします。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 全体として370万円相当の商品券を渡したわけですけれども、先ほど灯油の部分は212万2,000円でございます。そのほかに利用率としまして370万円の91%、これは3月末の数字であります。91%が使われているということで、残り212万円との差額110万円相当が他の商品購入に充てられたものというふうを考えております。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 何らかの形で商品券が使われたとすればいいと思うのですが、あとの68.9%以外の方は、こういったことでまだ配布に

ならなかったのか、ちょっとお尋ねします。どういう理由があるのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 予算計上の時点で想定される対象世帯を見込みまして予算を計上したということでございます。

ですが、入院されたとか、そのほかの理由で手続をされないという方もやはり相当数いらっしゃるという状況で、極力PRに努めまして、ぎりぎりまでお知らせに努力をしたわけですけれども、こういう68.9%という結果に終わったものというふうに思っています。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 残りの方ですけれども、68.9%以外の方ですね。その方につきましては、もう去年の20年度で終わりと、こういうことでございますか。その終わった人をまた対応していくのかどうか、ちょっとお尋ねしたい。継続していくのかどうか、もうそれはそれで20年度は終わりとするのかどうか、ちょっとお尋ねします。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 福祉灯油の20年度におきましての高騰の背景から、補てんするための町の制度という措置ということでございます。20年度限りで終了ということで、手続をされない方がというのが実は1人1人の顔が見えているということではございませんので、されないというか、どれだけの方が該当するのにはしていないというのか、そういった状況については十分承知はできているところではございませんので。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 103ページの発達支援センターの事業についてお伺いいたします。

この事業は広く子育てしている人たちに利用されております。近年では発達支援という形の中で、いろいろな情緒障がいの方やら、いろいろな方がここを利用するという形になっておりますし、また子育て中のお母さんたちや親が利用するという点では、非常に重要な拠点になってきております。ここで指導されている方の今の役割という点でも非常に指導員の力量という点でも頑張っておられます。

ここで伺いたいのは、今、発達にかかわる学校も含めた横断的な協議会がつけられているかというふうに思いますが、こういう協議会における発達支援センターの指導員の役割もしくは学校あるいは

保育所等を訪問されているかというふうに思いますが、そういった状況の中で生まれてきている課題等が、この20年度の中にもあるかというふうに思いますが、その点について、まずお伺いしておきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 5番米沢委員の発達支援センターにかかわります御質問でございます。

御承知のように、発達過程におきましての課題を抱えているといえますか、そういったお子様のための療育指導に当たるといのが発達支援センターの役割でございます。

そういった中で、やはり保育所それから学校、幼稚園等との連携というのが非常な場面ということでございます。そういった中におきましては、地域支援という形で療育指導員が各施設、現場へ行って、この状況を確認するとともに、その直接指導に当たる職員、先生方との連携ということも協議の中で扱っているところでございます。

そういった面におきまして大きな課題ということは、これこれがあるということは承知しておりますけれども、そういった形でのさらなる充実を目指して連携を図るといことは非常に大切なことというふうに考えております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 恐らく協議会は年3回ぐらいやられているのかなというふうに思いますが、実際その年3回の協議会等において、十分実態を把握できる環境にあるのかどうか、この点ちょっとお伺いしたいと思えますが、いろいろその過程の中には非常に地域で、あるいは生活する中で迷っている親だとか保護者の方もいらっしゃいますし、学校等においても、すべてが十分とは言えないにしても、やはり課題を抱えながらコーディネーターの人も含めて対応しているということがわかるのですが、そういう状況をもっと担当者としてえぐり出して、さらに充実するというのであれば、そういう課題を、もっと問題意識を持った中での対応というのが必要だと思いますが、この点はどうでしょう。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 5番米沢委員の御質問、御意見でございますけれども、御指摘のように、この協議会を通じた中での課題提起、それから共通認識のもとに、やはりそういった問題、課題への解決というものが非常に重要なことというふうに思っております。

そういった意味におきましても、町としても職員

体制を充実するという形をとっておりますし、そういった課題を吸い上げるといって共通のものとして取り組んでいくように、現場としても充実した体制の中で、また専門性のある指導員の臨床心理士であるとか、作業療法士等の意見も聞きながら、本町におけます発達段階での過程にある課題を抱えるお子様の改善に努めていくように、一丸となって取り組むように、これからも努力してまいります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 担当の課長さんもいろいろな角度から勉強をされて、いろいろと現場の意見も聞いていらっしゃると思いますが、もっとその点を、何が問題なのかということを引きちと把握していただきたいということです。

もう一つは、これは専門性ですから、毎回言うのですが、処遇の待遇の改善という形で、確かに今回は正職員1人増ということで、いろいろな委託業務の指定管理だとか譲渡だとかという形の中で正職員はふえたのですが、実際言いますが、やっぱりこういった専門職員の方の待遇、処遇というのは非常に重要視されなければなりません。

そういう意味で正職員にする、あるいはもっと準職員にするだとか、そういった具体的な対応というのがなかなか言っても改善されません。その背景には、職員の適正化の問題があるとは思のですが、あそこに至っても、やはりもっと見直しを図って、こういったところに手厚い職員の配置をする、子育て支援の多面的なそういう立場からも職員の処遇の改善が必要だと思いますが、この点、町長どうでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 5番米沢委員の御質問にお答えします。

現状については担当課長が申し上げたとおりでございます。しかしながら、時代の移り変わりとともに、いろいろと諸課題を抱えてございますし、またそれに的確に対応しなければならないということもあります。

また、さらには現状を充実しなければならないということもありますが、いずれにしても今、委員がおっしゃられるように、しっかり実態をとらえるということが、まず大変重要でございますので、そういう実態にどう即することが一番いいのか、これについては最終的には必要であれば町長の決断を仰いで、そういう体制に移行していくということになるかと思っておりますので、私は私の立場、現場の方は現場の立場で、それぞれ組織の中で十二分に現状をとらえて、何が必要かについてしっかり方針につな

くような取り組みをしてみたいと思います。

特に子育ての中で、今、子どもセンターで果たしている役割は非常に重要でございますので、今の中で十分でないこともありますでしょうし、これからの先のことを見据えたときに、強化をしなければならないことがあるのだとすれば、それはまた計画的に体制移行のための議論をしてみたいと思います。

今、委員のほうからありました職員の定数の適正化計画もございますが、これらは少なくとも複数年前から持ち合わせましたけれども、本当に年々、状況が変わってございます。御案内のとおり、公務員にも定年延長の問題も出ていますので、それらを見据えながら、しっかり新たな体制をイメージして、そういうプランにつないでまいりたいと思いますので、御理解と御協力をお願いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 課題は明白でありまして、副町長いろいろなこと言うのですけれども、やっぱりそういった部分というのは、きちり確保する必要なところだと思いますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

次の問題なのですが、保育体制の問題で109ページなのですが、これは利用度が大変多くなってきております。保護者に至っても、この制度を利用して、もっと充実してほしいという声が聞かれております。それにかかわる中で現状としてこういった保護者の声というのは、しっかり受けとめられておりますか、状況として。お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 5番米沢委員の保育所に関しましての御質問でございますけれども、一時特定保育に関しましては、昨年度から実施をしたということで、初年度の成果としては非常に利用度も一定数あったものというふうに認識をしております。今後もまたこういった形で続けていくようにというふうに思っております。

また、延長保育は朝の前延長、それから夕方の後延長と、こうありますけれども、やはり利用度というのは高まってきているということで、この時間等について具体的に改善とか、そういった具体的ところまでは私としては大きな課題というふうには考えていませんけれども、こういった形での多様な保育ニーズにこたえていくということが、やはり重要なことというふうに思っております。これら意見にこれからも耳を傾けまして取り組んでいくことというふうに考えております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 重要だということなのです。それで111ページには、その重要度からファミリーサポート支援における説明会等の研修に職員の方が行っておられます。これは恐らく今後のこういうものも含めた子育ての支援体制のあり方を、もう一度検討しましょうと、あるいは病児、病後児保育等も含めた中での、そういった研修のあり方の模索かなというふうに思いますが、この点はどのようにお考えなのか、その研修等についての内容等はどうかだったのかについて、わかる範囲でよろしいですが、病児、病後児保育の必要性についてお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 5番米沢委員の保育所ニーズに関しましての御質問にお答え申し上げます。

委員御指摘のように、町として取り組むべき課題の中のまだ手をつけていない部分といえますか、途上にある部分というふうにも私は押さえているところですが、ファミリーサポートセンターであるとか病児保育等の課題、これにつきましても委員御指摘のように、研修を含めた中で他の町の取り組み状況を吸収いたしまして、我が町で実践する場合における大きな糧となるようにという研修も今年度にも実施をしているところであります。

そういった意味での取り組み、途上過程にもあるわけですが、そういった研修、学習を踏まえまして実行に移していけるように、我々としても努力をしてみたいというふうに考えております。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

4番谷忠君。

4番（谷忠君） 95ページになりますけれども、民生委員の費用のことでちょっとお尋ねさせていただきます。

440万円余り民生委員ということで費用が計上されていますけれども、この9割方、恐らく民生委員に対する報酬だというふうに思っておりますけれども、お聞きしますと、月額8,000円というふうなお話を伺っています。極めて21年の3月末現在で2,963人、65歳以上の高齢者の方もおられると。24.5%ぐらいに人口比率から見ると。そういう年齢層になっているというような状況で、極めて民生委員さんの活動の範囲といえますか、極めて多いのだろうというふうに思っておりますけれども、報酬でもって活動しているというふうに私は思っておりませんが、極めて、報酬の部分がたくさんあって、なかなか民生委員になり手がないというような状況下にあります。

現在、調べてみますと30人の民生児童委員の方

と、それから平成6年にたしか主任児童員制度というのが採用されて、2名の主任児童員の方がおられるというふうに伺ってございまして、総体で32名と、こんなふうに伺ってございます。今、その32名の方が活動いただいているわけでありまして、極めて受け持ち範囲と申しますか、郡部と、それから町と人口比率が全然違いますから、3倍も4倍も多い町の方の受け持ち範囲があると。

そういうような方で仕事も持っておられるということで、これは何とか人員をふやせられないのであれば再編を考えてはいかかかと、そういう要望が恐らく民生委員の方から、協議会の中から、委員の中から、そういう申し出があったはずなのでありますけれども、その過程を御説明いただきたい。どういふふうに検証されて現在まで来ているのか。恐らくそれは19年の5月の段階で、そういう申し入れをしているというふうに伺ってございますけれども、21年度も同じような状態の中で実行されてきている。高齢者の実態調査とか、そういうようなものも含めて極めて膨大な仕事になるというようなことでありますから、その辺の再編も含めてどういふお考えを持っておられるのか、お伺いしておきます。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 4番谷委員の民生委員、児童委員にかかわりましての御質問にお答えを申し上げたいと思います。

委員御質問のように、本町におきまして民生委員、児童委員30名、それから主任児童員2名の合わせて32名の方々の方が活動されているところでございます。町全体といたしまして、国の一定の基準に基づきまして、人口割りで申しますと上富良野町の上限というのは現在の32名よりも、あと何名かはふやせる状況にはありますけれども、そういった中で、これまでの経過といたしまして、やはり受け持ち区域の戸数の差というのが大きな課題と申しますか、現状としてそういう実態にあるということは間違いございません。委員の中にもそういった問題意識を持っておられまして、御意見を提言される方もいるわけでございます。その辺の取り組みといたしましては、3カ年の任期の中で、来年の11月が今回の任期の区切りとなりますけれども、今年度におきまして申しますと一つの課題として内部的に民生委員、児童委員さん協議会の中でも議論をいたしているところでございます。

また、総務部会という中におきましての関係する部会、そして正副会長、そして事務局と、そういった形で近く、またその辺の打ち合わせを内部的なあり方についての協議をすることと申しているところであります。民生委員、児童委員の区域の課題につき

ましては、なかなかその課題という実態、老人とかそういう要保護者とか、そういった地域差が非常に、相当昔から差があるなという課題がいろいろ議論をされているところであります。なかなか簡単に線を引き直すというか、区域割りというのも地域の実態を踏まえまして、その辺の可能な範囲はどこまでかということもいろいろな角度から研究していくことだというふうに思っております。近々また話し合いという場も持つことになっておりますので、また広く意見を吸収しながら、今後の地域のあり方、地域の担当区域のあり方についての検討も十分、また議論を重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 午後1時まで昼食休憩といたします。

午後 0時01分 休憩

午後 0時59分 再開

委員長（長谷川徳行君） 昼食休憩前に引き続き、委員会を再開し、質疑を続けます。

その前に、先ほど9番中村有秀君からの互助会の分配金というのですか、あの説明を総務課長から説明させます。

総務課長。

総務課長（服部久和君） 9番中村委員にいただいた質問についてお答えいたします。

互助会におけます団体生命保険事務手数料の配分、町互助会のほうから町立病院とラベンダーハイツの互助会のお金が決算のほうに示されていないという御質問にお答えいたします。

まず、町の互助会の関係年度が1月から12月という会計年度になっております。20年度で言いますと、20年1月から20年12月までとなっております。病院とラベンダーハイツの会計年度は、19年4月から20年3月までとなっております。

それで、今回こちらに表記してあります5,500円と2,500円の配当金については、19年度の決算のほうで示されております。

また、互助会での保険の取り扱いにつきましては、この20年度が最後でありまして、21年からは取り扱っていないということで、ラベンダーハイツと病院の互助会については、その記入がないということでございます。御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 中村委員よろしいですか。

4 番谷忠君。

4 番（谷忠君） 昼休み1時間いただいて考えたのですが、ご飯食べてしまったら、まとまらなくなってしまったので、ちょっと聞きたいことだけ聞かせていただきます。

先ほどの答弁の中で、上富良野町にはまだ民生委員の枠の余裕がある、こういうお話がございました。私のほうでちょっと調べさせていただきましたけれども、きのうもちょっと御返事いただいたのですが、人口5,000人から1万2,000人ぐらいの間には35名ぐらいの上限枠があると。上富良野は主任児童委員も含めて32人ですから3人の枠があると、まだ認定できるのだというようなお話がございました。必ずしも35人の児童委員の方を選任せというわけではないのですが、こういった中で現在30名体制で移行されてきたというのはいつごろからなのか、ちょっと教えてください。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 4番谷委員のただいまの御質問でございますけれども、現行の30名になったのはいつからかというのは、申しわけございません。手元に資料がございません。正確ないつからかというのは、お時間をいただきまして後ほど調べたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 4番谷忠君。

4番（谷忠君） 以前は今より人口が多かったということは、それは了解してはいますが、確かに人口は多いかもしれませんが、高齢者の方々が今より少なかっただろう、こんなふうに思っていますが、その体制がずっと維持されてきて現況に合っているのかということになると、私は必ずしもそうではないと思っていますし、それから先ほどの答弁の中で再編の難しさ、この辺も課長説明しておられましたけれども、その足かせになる部分というのはどこにあるのか、再編の難しさというのはどこにあるのか、その点、御説明ください。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） ただいま民生、児童委員の区域割りの考え方につきまして、やはりこれまでも地域ごとの実態、その地域、地域によっての対象者と申しますか、高齢者あるいはその他の取り扱いと申しますか、地域性によって多い、少ないというのがあります。

そういった中で、民生委員さんの区域割りについての議論というの、いろいろと話し合いをしてきた経過が歴代の福祉担当の中であるかというふうにも私も認識を、自分自身も30年近く前にも担当していた中で、そういったあの地域の民生委員さんは大

変であるとかそういった声があって、区域割りについての考え方、検討をしてきた経過がありますけれども、何々地域という中で、これまでなじんできたといいますが、地域の方々うちの地域はあの方ですというようなこと、こういったなれもあるかと思えますけれども、これまでの中で必要に応じて分割という形で、住民会という制度になってから縦に長くなるという住民会があったり、戸数が振興住宅で立て込んでくるとか、そういったところについては、これまでの過程の中で分割をしてきたという、一つの地域が二つになったというところもあるかと思えます。

そういった意味では大きな足かせといいますが、制限といいますが、そういったものはないわけですが、将来的な人口の推移、地域実態を踏まえた中でのあり方を検討することが必要かというふうを考えております。

委員長（長谷川徳行君） 4番谷忠君。

4番（谷忠君） 地域になじみがあるとかないかというのは郡部の場合のことを言っているのだから、郡部の場合は、もう生まれたときからそこに同じ住民会の中で住んでいるから、もうみんな顔見知りなのです。

だけれども、町の場合はいろいろな人口密度が変わったりして、そうなってるでしょう。そんなことを言っていたら、なじみがあるから、ないとかという話、もう別問題なの。私の言っているのは、格差がもう3倍も4倍もなっていますよ。受け持ち範囲が、もう耐えられないのだ。だから民生委員のなり手が少ないのだ。そういう実態にあること。

私、先ほど申し上げたのは、昨年5月にそういうことを申し入れしているはずなのです。それを検討します、こうなっている。21年度に向けても同じようなことを、あなた方は民生委員の方に要望しているわけだ。高齢者の実態調査にしても調査項目にしても昨年と何も変わっていない。だから改善をしてくださいと、できませんかと、こういうことになっているわけだ。それを同じように1年経過して、なお検討しています。何を検討していたの。今まで検証したことは何だったの。どういうふうに関証したか、それを教えてください。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 高齢者実態調査というのは毎年ありますし、そういった意味で毎年、毎年5月になると御負担をおかけしているという実態も、私も民生委員さんの御苦労というものを十分承知をしているところであります。

ただ、区域の変更とか場合によっては分割区域割り、増員等の検討というものは、民生委員さんの任

期3年ごとの区切りにおいて行うべきものであるというふうに私も考えてございます。

そういった意味においては、現時点では、午前中の答弁で申し上げました来年の11月が現在の方々の任期であります。ここに向けて今からといいいますか、もう1年ちょっとでありますけれども、さらなる議論を民生委員さんとも意見をいろいろちょうだいしながら、あるいは私どもも意見を出しながら体制に向けてといいいますか、十分話し合いを深めてまいりたいというふうに考えています。

委員長（長谷川徳行君） 4番谷忠君。

4番（谷忠君） そういう考え方があるのであれば、協議会からそういう要望があったのだから、改選時期をもって検討したいし変更していききたいのだから、そういう答弁をすればいいのです。そういう詳しいことも言わずして、そのまま来ているから不信感持たれるのであって、そのことは十分、民生委員の方々に説明してください。

それからもう一点お尋ねしておきますけれども、私、最初申し上げたとおり、報酬をもって民生委員の方が動いているというふうには全然思っておりません。わずか8,000円ですからね。

それで中富良野、隣の町のことですけれども、極めて上富良野と同じように、そういう低い状況にあったということで、わずかですけれども1万円にしたと、こういう経過を聞いています。

ですから、上富良野もできれば、こういう財政状況であるにしても、そういった極めて福祉喚起に携わっていただける方々の配慮をするということも含めて御検討いただきたいというふうに思います。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 貴重な御意見いただきましたので、我々も民生委員さんがより一層充実した気持ちで、ボランティアの精神が比重を占めるとはいえ、意欲的に取り組んで、ますますいただけるような処遇のあり方を十分検討してまいりたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 済みません。ちょっとわからないものですから教えていただきたいのですが、不用額というのがあるのですけれども、18年度は2,100万円、19年度も2,100万円ちょっと。今回もまた不用額で出ているのですけれども、それについて、ほかの課と比べると不用額というのが毎年、毎年多いので、これについて、どのようなお考えでこういうような数字がいつも出

てくるのか、原因と何かそういう事情とかがありましたら伺いたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） お認めいただいた予算を適切に執行していくということは大切なこととございまして、私どもも十分、意を用いて当たっているわけでありまして、予算の性格の一つとして、例えば対象となる人員が100名なら100名いた中での予算をとったけれども、結果、該当者がいなかったとかという結果に終わる場合において、では適切な対象の把握というのがどうだったかという議論になるかと思っておりますけれども、想定される以外の対象者といいますが、そういった場合での生ずることがある例えば12月の補正の時点、それから3月の予算を執行状況を踏まえながら見極めるわけですが、12月の時点で1月、2月、3月の予測をするときに思わぬところの対象者が出るとか、そういったことを予測しながらということになりますと、きっちり不用額として落とすというよりも予算を計上して不測の事態に備えるということもあります。

例えば、保育所の入所の場合、他地域からの保育をする場合に、広域保育ですけれども1月、2月、3月が、12月の時点ではいなかったけれども生ずることも想定されますので、予算としてはやはり確保していく、そういったことがあります。結果、執行しなかったことによる不用額というのが生ずるといったケースがありますことを御理解をいただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） ちょっと何か説明でわかりづらいなと思って聞いていたのですけれども。

委員長（長谷川徳行君） 用語の説明だけでよろしいですか。予算に対して執行しなかったものが不用額だと思うのですけれども、そういうことですか。違うのですか。

12番（佐川典子君） だから毎年、毎年同じような金額が計上されていることに対して、どういうあれがあるのかなと思って、そこを伺いたいです。

委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 12番佐川委員の御質問に私のほうからお答えしますが、一応、今、担当課長のほうからる説明申し上げましたが、予算に基づいて計画どおり執行する面と、それから外部要因。特にこの款は扶助費と申しますが、そういう医療費等の関係については、それぞれ私のほうで事前に把握できかねる部分もございまして、結果として患者さんが少なかったとか、そういう要素につ

いては事前に予算の減額をできず、決算において不用額というケースもございますので、そういう費用の性格によりまして不用額で出す場合もございますことを、ひとつ御承知置きいただきたいというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 適当な金額の予算であったかどうかということについては、その辺はどのようなのですか。

委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 予算は適正というか、適当な額で計上してございます。繰り返し申し上げますけれども、計画に基づいて、先ほどの福祉灯油でございませぬけれども、100人予定してございましたけれども、これはあくまでも予測値でございますので、実際には50名程度しか来ないというケースもございます。これが事前にそういう結果を予知できれば次期の議会を通じまして減額補正をしますが、事前に予知できない場合には結果として決算において不用額という形で処理するケースもございますので、そういうケースのものが積み重なると非常に大きな額になるわけでありまして、私どもは予算計上で適正な額でなかったとは思ってございません。これは事後の事務の仕方によりまして、また結果が違いますので、この辺はできるだけ決算において不用額という形でないような方法は、私どももこれから意を用いて減額の手続をしまいたいと思っておりますが、そうできないものもございましてひとつ御理解いただきたいというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） 4番谷忠君。

4番（谷忠君） 私、答弁聞いていて、ぴっと来ないのですよね。それでこの不用額が出てくるということは、選択と集中された予算編成でなければならぬ。だから不用額というのは本来は、ぴたっとなるわけがない。確かに余ったり出てくる。後で補正を組まなければならないから、多少多めに予算を組むのだらうと思うし、課としては当然、多少なり多めに予算要求をするのだらうと、こう思います。

だけれども、あくまでもこれは選択されて、十分な選択をして、そして集中された予算編成であるべきだというふうに思っていますし、大量の不用額が出てくるということについては、これは課の予算が使われなかったのか、あるいは使わなかったのか、そこを検討すべきなのですよ。検証して十分にこれはもう当然、財政から見たら、こんな不用額出てくるなんていうことについては、余りよしとしないはずだと。早目に減額しなさいと、補正をしなさいと

いうふうに指導すべきものだと、こう思っているのですけれども、いかがですか。

委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 4番谷委員の御質問であります。基本的にはおっしゃるとおりであります。繰り返しになって申しわけございませんけれども、事務的に事前に把握できるものは今、委員が言われたように、意を用いて努力したいと思います。言いわけになって申しわけございませんけれども、そうできないものも一部ございますので、その点はひとつ、あわせて御理解を賜っておきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 不用額につきましては、副町長のほうから話があったとおりであります。

ただ、細かい話ですけれども、特に扶助費なのですけれども、住民の方を相手にしている部分で補正予算してから支給しますということにならないという部分で、即住民の方に対応しなければならないという部分で必ず、例えば障がい者の方に扶助費を出すという場合も、もし出てきたらということで余力を持って予算を計上しております。その数がこの款の中には扶助費という項目たくさんございます。その結果、どうしても額的に膨らむという現象が起きるとのことだけ御理解をいただきたいと思っております。ほかの科目、扶助費以外ですと、かなり厳しく執行者は出すなということは当然指導もしておりますので、その辺も含めて御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 101ページ、ボランティアの町づくり事業の関係と、それに基づく資料の18番、この関係でお尋ねを申し上げたいと思っております。

ボランティアの町づくり223万円の予算のところ161万6,138円ということで、61万3,862円、28%が不用額で返納という措置がされています。

したがって、資料19ページの最後のページで、平成20年度町補助金精算書という上富良野町社会福祉協議会の会長堀内慎一郎さんの関係で質問をしたいと思います。

社会福祉協議会から申請をされたこの予算、町の補助金207万5,000円、諸謝金1万5,000円、旅費11万円、それから損害保険料3万円で223万円になるのですよね。現実に給与の関係は151万6,062円ということでございます。恐ら

く新しく雇う人の関係等を含めて、こんな金額になったのかなという気がいたしますけれども、今、不用額の問題出ました。できるだけ厳密に査定をするということであれば、こんな形には基本的にはなっていないなど。

それからもう一つは、消耗品、印刷製本、通信、運搬、賃借料、これらは補助申請の中には入っていないのですよ。それを今回それぞれ、この金額が8万6,876円。

そうすると、補助金を申請する段階でぴしっと、特に給与の関係、査定をしていけば、こんなことにはならないのかな。

それからもう一つは、申請者はこれらの消耗品等、4項目は何も予算要求していないのですよ。ですから極端にいえば、お金が余ったから、これのほうに回して使ったのかなというような感じを私は受けるのですね。正式に補助金の申請がないものが、こういう項目をつくって支出をしたなど。

そうすると、厳密にぴしっと補助金申請が上がって、そして予算計上する段階でぴしっと精査をしていけば、こんな形には決算の中にならなっていない気がするのですよ。その経過について、ちょっと今、不用額の関係で出ましたけれども、これらははっきり、もう事前にわかることなのだから、ですから特に給与の関係もそうだし、それから要求のないものが8万6,000円も出てきているわけだから、だから我々からすれば、余ったからこっちに使ったのかというようなことを受けるものですから、その点ちょっと答弁をお願いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 9番中村委員のボランティアの町づくり事業に関しましての補助金の内容について、減額にという実績でなったことには相違はございません。

経過といたしましては、補助金の主たる内容につきましては、コーディネーターの人件費というボランティア推進俸給が大方を占めるわけですが、実はボランティア推進がこの20年度途中で退職をしたということから事情が少し変わって、あり方といたしましては、20年度当初まで嘱託的な立場で5年、6年という形で任用してきたという経過であります。

ボランティアを推進するという業務でありますけれども、20年度において途中で退職したのは、その方はどうもこの職が、その方にとってなじまないとか、そういった理由かと思っておりますけれども、そういったことで嘱託的な雇用を今後改めようということで、後任については嘱託ではなくやや低い月額の

現実的な立場の方を、かつボランティアに関しての意欲というものは十分にあってこなしていけるという方を見つけまして雇用をして現在に至っているということで、結果、不用額ということになりましたけれども、年度当初に申請の時点後において生じたことでありまして、予期できなかった事情ということで御理解をいただきたいと思っております。

また、当初申請の中になかったもの、需用費等の額については、御指摘のように計画性がない中での使い道についてということでもあります。この点については十分反省点というふうに思います。今後十分中身を精査して補助金の適切な執行に当たるように努めてまいります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 給与の関係は一応理解をいたしました。嘱託で途中で退職されたということで、言うなれば嘱託の場合の年数があれば、ある程度金額が給与的に高くなって、それをということでございましたので、わかりました。

ただ、やっぱり補助申請がない項目、ゼロの項目が、こんな形の使い方ということは、やはりぴしっと直していかなければだめだし、必要であるのであれば事前に補助の予算措置の申請の中に入れるべきであって、その点今後、十分注意をしていただかなければ、我々からすれば余ったから少し使っておこうかというような感じを、例えば印刷機のリース料なんていうのは、今までこの項目の中でずっと調べたけれども、ないのですよ。ボランティア事業の中、どっちかという給与費等関係が全部、今まで中心だったのですよ。

ですから、十分これらは気をつけていただければ、こんな形でどンドン項目をふやして余ったから使うという考え方は恐らくないとは思いのだけれども、現実にはやっぱり所管で認めて、そしてこうやって決算が出てくるということだから、その点、十分やはり注意をしていただきたいと思いません。

終わります。

委員長（長谷川徳行君） 答弁よろしいですか。

9番（中村有秀君） はい、よろしいです。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

2番村上和子君。

2番（村上和子君） 99ページ、保健福祉総合センター管理費のところでございますけれども、保健福祉センター、町民の利用が昨年と比べまして1,318人利用者がふえているという状況にありまして、これは町民の方が多く利用されて、またそ

れがプール等によって健康増進につながれば大変結構だと、こう考えているのですけれども、プールの利用者は一体何人ぐらいおられるのか、また、それらを利用していらっしゃる方の健康効果、どのようにあらわれているのか、ちょっとお尋ねしたいと思いますのと、運動指導業務が委託費の約半分を占めているような状況にあるわけですけれども、何人ぐらいの運動指導員がいらっしゃるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 福祉対策班主幹、答弁。

福祉対策班主幹（大石輝男君） 2番村上委員の御質問にお答えいたします。

私のほうから人数についてだけのみお答えいたします。

平成20年度でプールの利用人員ですけれども、1万6,774人となっております。

あと、健康につきましては、岡崎専門課長のほうからいたします。

委員長（長谷川徳行君） 健康づくり担当課長、答弁。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） プールの利用の効果についてですけれども、大きくプールの利用の効果につきましては3点あると考えています。

1点は、ひざとか股関節等に障がいがある方で、その負担を軽減しながら筋肉をつけていくというふうな利用をされている方。

あともう一点は、プールの運動をする中で抗うつ剤と同じようなセロトニンという物質につながるメラトニンという物質が水中運動をすることで分泌されやすくなるということで、精神面での安定につながる。

あともう一点が、有酸素運動をすることによってインシュリンの効きをよくして、そのことによって抗インシュリン状態の方の血圧を下げたりですとか、コレステロールなどの脂質の異常のある方の改善につながる、そして体重減少につながるというふうな効果を期待しています。

現実に20年度の事業の中でも、きっちりと参加前と参加後の体重ですとか、血圧等の改善状況とかを見ているスリムエクサとか、そういうふうな教室に関しまして、血圧の低下については改善率、血圧が完全に下がったという率は2割、そして体重は入る前よりも下がったという方が55%ということで、かなりきっちり定期的に週2回以上の利用をすることで、数字面の改善もつながるというふうに見ています。

血圧が下がるということは、例えば腎臓の働きの悪い方が140の90の血圧を130の85以下ま

で下げますと、透析に10年でなる予定だった方が30年後に透析になるというふうな、3分の1に腎臓の働きの低下速度をするというふうなのが学会で言われていますので、町の医療費にも確実につながっていているというふうな実態として考えています。

あと、運動指導業務に携わっているスタッフ数についてですけれども、運動指導士の資格を持ってかわっている者は1名います。あと、8名で監視と運動指導を行っていますけれども、その中の3名だと思えますけれども、運動指導にもかかわっているというふうに聞いています。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 詳しく効果を言っていたいて、あれだと思います。上富良野は糖尿病が悪化して腎臓に至っていると、こういった方、非常に多いですので、そういう方にも有酸素運動で非常に効果をあらわしているということを知って、さらにこれを強化していただきたいと思えますね。

それと、1,318人利用がふえているのですけれども、33万4,000円ぐらい減っているのですね、使用料が。そこはどういったあれでしょうか。

それとこの運動員は、減らすということは、どうしてもやっぱり8名は必要でしょうか。そこら辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 全体の使用の中身として人数的にはふえているという状況にありますけれども、使用料を個別に見た場合に、先ほどの健康増進プールであるとか、定期的に使われるものの度合いというのが、やはり使用料の減につながっているものというふうに判断してございます。

また、多目的ルームとか、そういった範囲は非常に使用がふえているわけですけれども、そういったことの総合的な状況として、結果といたしまして、使用料は33万円の減という合計額でございます。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） プールの横に運動器具を置いていまして、それらを利用していらっしゃる方も結構いらっしゃるのですけれども、そういった方は大体どれぐらいだと押さえていらっしゃるのでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 福祉対策班主幹、答弁。

福祉対策班主幹（大石輝男君） 運動器具の20年度の年間総数で2,312名になっております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 99ページのちょっと重なりますけれども、運動指導員の件なのですが、自前のできるようになれば、その部分、経費の削減もできるのだと思うのですが、この点は検討されておりますか。将来的にそういう方向でやって、少しでも軽減を図るといふ方向ではどうでしょうかね。検討されてますか。

委員長（長谷川徳行君） 健康づくり担当課長、答弁。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 運動指導員につきましては、やはり今、二つの選択があるだろうというふうを考えて、実態把握に努めているところです。

ただ、実際に美幌町では、本当に住民の方たちが指導員も、指導もするというふうな形でスタートして、実際話を聞いていくと、さらにうちよりも費用額が高い形で、うちよりも人口は多いですけども、費用がかかるという実態もちょっと聞いておりますので、今の段階で1,100万円ぐらいで8名の方が指導業務と監視業務に当たっているということと、実際に住民がやったときに本当に費用面だけについていえば、それが減額になるかというところは、ちょっと厳しい実態もあるのかなというふうにも思っていますけれども、ただ将来的に本当に住民が主体になってやるという形と指導を受けてやるという形、どちらが望ましい形なのかというのにつきましては、現在検討中なのですけども、もう少しきっちり見極めていくような形にしていきたいというふう考えています。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 先ほど谷委員の民生児童委員の現行体制のいつからかという御質問にお答えを申し上げたいと思います。

現在の32名体制は、平成元年の12月からということで経過してございます。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ほかにないようですので、これで3款の民生費についての質疑を終了いたします。

説明員が交代しますので、少々お待ちください。

（説明員交代）

委員長（長谷川徳行君） 次に、4款衛生費の116ページから133ページまでの質疑を行います。

す。

2番村上和子君。

2番（村上和子君） 139ページ農業振興のところですね。

委員長（長谷川徳行君） 133ページまでです。

2番（村上和子君） 済みません。間違えました。

委員長（長谷川徳行君） ございませんか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 117ページの乳幼児医療費の問題で何回もお伺いいたしますが、今、所得制限が設けられております。

大変この制度はよい制度であって、各自治体でも対象枠を拡大するという方向で動いております。上富良野町でもこれを見ましたら約3万円ぐらい1人かかっているのでしょうかね、平均したら。そんな感じかというふうに思います。子育ての支援という立場からも制度の拡充を行う、そして所得制限の撤廃を行うということが必要だというふうに思いますが、この制度の持っている充実したい制度だと思います。体を守るという点でも早期発見して、すぐ治療をするということでも健康管理が行われるという制度でありますので、この点どのようにお考えか、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 5番米沢委員の乳幼児医療に関する御質問にお答えをしたいと思えます。

以前より委員からは一般質問等を通じて御質問いただいているところでありますが、繰り返しになりますけれども、今、全国的に少子化の影響を受けて、さまざまな都道府県あるいは市町村単独で上乗せする形で、これらの所得制限も含めまして対象年齢の引き上げ、これが行われていることは十分承知をしているところであります。

昨年10月からは、上富良野町においては独自の上乗せ事業として乳幼児、3歳未満の完全無料化と一部、就学児童までの自己負担の一部負担金の軽減を図ってきたところであります。

また、少子化対策としまして、子育て支援を含めた保育所あるいは発達支援センター、子育て支援センター等の子育て支援に十分、上富良野町においても配慮をしているところは委員、御承知のことかと思えます。

さて、御質問の所得制限の関係でございますが、先ほど言いましたように、少子化が進行するこの社会において、上富良野町においても今後これらの乳幼児医療をどのように位置づけていくのか、施策を

どのように展開していくのかは、特段の検討をしながら、今の制度がよしということではなくて、今後における施策をさらに展開を図るべく検討をしていく予定としてございますので、御理解をいただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） この事業評価の中にも今年度、21年度から見直しを行うということでの評価が入っております。これは前回の町長も含めて、尾岸町政のときだったのですが、この制度を充足して将来的には見直すという内容がちょっと不鮮明なのですが、前向きに見直すか、後ろ向きに見直すかという問題あるのですが、こちら辺りははっきりしない中で、従来状況を見て見直すという答弁はされておりました。

それで、そういうことも含めて検討しているということではよろしいでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 5番米沢委員の御質問でございますが、事業評価の関係につきましては、事業を縮小するもの、あるいは現状を維持するもの、これから拡大するもの、そのような評価過程になってございます。

たしか、ここに持ってきてございませませんが、乳幼児医療の事業評価につきましては、総合評価Aとなっておりますが、今後の展開といたしましては、先ほど御答弁させていただきましたように、今後拡大の形で検討をすべきだというような政策調整会議の御意見もいただいております。今後の少子化の状況等々を考えながら、縮小という形ではなくて、行政としてどのようなお手伝いが一番、事業効果が上がるのかということで今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） ぜひ拡大の方向で検討していただきたいのと、もう一つ所得制限の問題なのですが、乳幼児医療費の目的というのは、子供の健康をとりあえずは守るということだと思います。子供というのは、親が所得あるなしにかかわらず健康を維持されなければなりません。

そういう意味では、私は所得制限というのは、この立場からしても道理に合わないものだというふうに考えております。私はこの点を町長どのようにお考えなのか。前回の答弁では、町長は所得制限を設けることは、それぞれの応分の負担で公平な原則に基づいて行われているから、これはいいのだということを書いていましたが、私はこれは子供に対する医療と健康を守るということであれば、親が所得あるなしにかかわらず、子供たちの健康を守る立場か

らすれば共通に等しく、これの恩恵に授かると、領受されるというような、そういう制度だと思うのですが、この点どうでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 5番米沢委員の御質問に私のほうからお答えします。

今、国におきましても財源確保を含めて大変大きな動きを感じているわけでありますが、私ども自治体におきましても所得制限を設けるか、設けなくても非常に国レベルにおきましても大変議論があるように伺っているところであります。

結果としまして、仮にそういう制限を撤廃したときに、そういう新しい制度が将来に向けて安定的に維持できるのかどうか、これらも十分要素として判断材料になるというふうに思っているところであります。

今までも申し上げていましたように、現状からするとすべてフラットにして、それが将来に安定的に制度維持できるかとなると非常に懸念材料もございまして、そういう観点からすると現状を維持しつつ、必要な補完があるとすれば、そういう制度の中で補完をするという形が当面の方針ということをおし上げざるを得ないわけでありまして、今後におきましても、国のそういうあらゆる動向を見ながら、しっかり判断をしてまいりたいと思っております。

繰り返しになりますけれども、医療費だけが子育て支援ではございませんので、もう少し広範な分野を見渡して、結果として総合的に次期中の子育て支援につながるように、またそれが安定的に仕組みが持続できるように、しっかり検証しながら取り進めてまいりたい、それが町の今、現状での認識でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） もう一度確認いたしますが、親が所得あるなしにかかわらず、子供は制限されていいという判断ですか。それとも本来の医療の趣旨からいけば、所得あるなしにかかわらず、きちっとこの制度に対する領受されるということが本来の制度のあり方だと思いますが、その点、町長どのようにお考えなのか。副町長でもいいですけれども。

委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 委員が言われるように、端的になかなか言えない要素でございます。私どももこれをある程度、負担の軽減、経済的な支援策という観点で見たとときに判断がまた出てくるでしょうし、今、委員が言われるように、等しく子供を社会がしっかり財源も含めて支えるのだということであれば、所得の制限を設けることが議論としては薄ら

ぐわけでありますので、これは政策としてどういうところに視点を置くかで変わってくるわけであります。

私どもは、繰り返しになりますけれども、持続がなされるのか、これも非常に政策としては重要な要素でございますので、そういう観点からすると、現状の姿がベターであるというふうには言わざるを得ないというふうに認識をしているところであります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） お伺いしたいのは、それでは今回の所得制限が設けられた後、これに該当されなかった世帯、いわゆるそういう世帯というのはありますか。お伺いしておきたいと思いますが。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 5番米沢委員の御質問にお答えをいたしたいと思えます。

いわゆる就学前か後かで相当人数が変わってきますが、今つかんでございますのは、就学前児童で所得制限によってこの制度が受けられなかった方については1名でございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 実態見ましたら、そう多くはないのです。このような実態ですから、仮にふえたとしても、そう何百人、何千人というふえる可能性というのは低いわけで、そういう立場からも十分財政を維持してやっていける可能性はあります。長続きさせるかどうかという問題もあるのかもしれませんが。

もう一つ、副町長はつきり答えられていないのですが、私感じますのは、所得制限があるなしにかかわらず、こういう制度は子供に対する医療と健康を守る立場からの制度ですから、やはりこれは撤廃して、公平な立場から子供たちの医療の環境を守るという立場からも、制限は撤廃することが必要だと思えますが、この点いろいろ言っておりますけれども、明確な答弁されていないのです。逃げてばかりいるわけですから、この点もう一度きちっと答弁していただきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 5番米沢委員の御質問にお答えしますが、先のことはなかなか予見できませんので、今1人だと、だから取り組むということも一つかと思えますが、いずれにしても、そういう財源をどういう方が支えるかということからすれば、当然そういう能力のある方が、所得的に余裕のある方が租税の中からそういう制度を支えるということでありますので、そういう観点からすると、子供に視点を当てると今、委員がおっしゃられるよう

なことになると思いますが、そういう負担をする方が当然出てくるわけでございますので、そういう観点からすると、私はそういう負担の平等という観点でとらえた場合には、今の姿も一つだというふうに認識しているところでありますので、御理解いただきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 121ページ、エキノコックスの検査の話ですけれども、これは昔は道東の北のほうだけであって、今は北海道全域あるいは東北のほうまで広がっているかもしれないけれども、非常に10年ほどで内蔵を食い破られる怖い病気であるというふうに思っていますけれども、この資料によりますと、去年は14人、ことしは76人、約6倍の人が受診されていますけれども、非常に上富良野町も深刻な事態になってきて、このような受診結果になったのかということをお伺いしたいと思います。

その受診結果、患者数がわかれば、それも教えていただきたいというふうに思えます。

委員長（長谷川徳行君） 健康づくり担当課長、答弁。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） エキノコックス症検査につきましては、ちょっと開始年度は忘れましたが、かなり年数をかけて、15年とか、もう少し長い期間やっているとします。その検査の中で、町の中でエキノコックス症が確定した方はいらっしゃいませんでした。

6番（今村辰義君） 非常に検査の人がふえている理由というのは何があるのですか。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） エキノコックス症検診は3クールほど、町の中を区割りをして住民を対象にやる方式をとっていましたが、そのクールが終わってからは、ことしですと10月の1日と2日なのですけれども、希望される方が申し込みをされて病院で無料で受けるというふうな検診のスタイルに変えています。

それで、19年度につきましては、ちょっと予想よりも非常に少ない人数だったのですけれども、今年度につきましては、少し定着したのかなということの上向きになってきている人数に変わってきているかなというふうに考えています。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 先ほども言いましたように、非常に怖い病気であるというふうに思っております。20年度の検査については、だれもいなかったということでありますけれども、エキノコックスの怖さといえますか、エキノコックスに対する予

防、そういったものは、町はどのようにとってこられたのか、そこをちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 健康づくり担当課長、答弁。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） エキノコックス症に関しましては、卵を口から入れ込んで、10年ぐらいかけて肝臓とかで成虫になっていって、成虫になって破壊をしていくというふうな形になっていくということで、もっと早い時期に関しましては、各地区に出向いてエキノコックスの病体ですとか予防法とかについて地域回りをしていた時期もありますけれども、最近につきましては、長年やってきた中で余り患者数として発生が少ないという実態も見えましたので、そこをターゲットに置いて各地区を回るというふうな形では行わずに、広報等の住民周知ですとかという形が、パンフレットの配布とかというのが主になっております。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

11番渡部洋己君。

11番（渡部洋己君） 121ページの肺炎球菌ワクチンのことで、きのうちょっと聞いたのですけれども、きのうだかけさの新聞にも出ていて、随分と接種する方がふえてきたのだというふうに書いていたのですけれども、何かきのう、うちの町にもワクチンが今ないというふうに聞いたのですけれども、いつごろ入るといふか、対応いつごろできるのか、ちょっと聞きたいな。

委員長（長谷川徳行君） 健康づくり担当課長、答弁。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 肺炎球菌ワクチンにつきましては、昨年度より助成制度を行いまして、新型インフルエンザの拡大の折に、対象年齢を70歳から65歳に下げるといふ形で、高齢者の方に対しましては、さまざまな呼びかけを行うところ、非常に全国的に肺炎球菌ワクチンの接種の数が一気にふえたという状況になりました、今、申し込まれている方も10月中旬までは恐らくワクチンがなかなか手に入らないというような状況になっております。

それで、一気に受けたいという希望の方がふえてきている中で、ワクチンが手に入らないためにお待ちいただいているという状況が起きています。肺炎球菌ワクチンを提供している業者のほうに確認しましたところ、10月中旬にはある程度、必要量の再開をできる準備を進めているということで回答をいただいております。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで4款の衛生費についての質疑を終了いたします。

説明員が交代しますので、少々お待ちください。

（説明員交代）

委員長（長谷川徳行君） 次に、5款労働費の132ページから6款農林業費の147ページまで、一括して質疑を行います。

2番村上和子君。

2番（村上和子君） 139ページ、農業振興費のところでございますけれども、先ほどから予算の不用額の質問が出ておりましたけれども、不用額の見通しがあっても、補正予算で減額できないものもあるのだということ御答弁でしたけれども、逆にこの部分は704万6,126円ふえているのですね。4,209万126円のところの農業振興費でございますけれども、これを当初の予算から見まして704万6,126円ふえているところでございますが、中身を見ますと、奨励作物振興事業補助が178万3,000円減っているわけですね。ここは作物の拡大を促進するというところで奨励事業としてやっていると思うのですが、5事業者が減っている状況がありまして178万3,000円の減。

それから、貸付金のほうでございますけれども、これは農業振興のために町独自の貸付金をしておられると思うのですけれども、営農振興資金が600万円、予算に対しまして。それと、農業改善資金のほう予算に対しまして519万5,000円と、このようにマイナスになっているわけですが、こここのところのとらえ方、そして残りました金額を基金のほうに積み立てしている状況なのかなというふうにと考えるとすけれども、その点は、この減っていますところはどのような判断をされているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 2番村上委員の御質問にお答えを申し上げます。

この資金につきましては、農協と町とで共同で実施している事業でございます、農協がこういう資金の取りまとめを行っております。これはあくまでも農業者の方々が自分の判断で資金提供、借り入れ等を起こす事業でございます、その時々によって予算の中で変動があるということで私どもは受けとめております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） それでは、この方たちは農

業者の全体の何%を占めておられるのでしょうか。これだけ減っていますけれども、これはどのように解釈して、貸し付けを受けなくても自立してやっていけるのだというふうなとらえ方でよろしいのですか。それとも農業者が離農といいますが、やめていったというか、そこら辺のところをちょっとお尋ねしたいのですけれども。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 農業者の何%という数字は、ちょっと私、今持ち得ていませんのであれですけれども、資金につきましては、やはり自己資金、自分の考えで借入れされているということで認識しておりますので、そういう部分では農業所得の中で、その年は借入れをしなくても、そういう事業を起こすために借入れしなくても自己資金で対応できたというふうには受けとめております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） こういう貸し付け受けた方は、全体の農業者の何%ぐらいに当たるのでしょうか。今回この金額受けていますけれども。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 農業者全体は、今、上富良野町で300弱だと認識しております。その中でこの資金制度を使用された方につきましては、農業振興資金、20年度の実績でございますけれども7件、営農改善資金が45件でございます。

以上です。

2番（村上和子君） 全体で。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 全体の分というのは、後ほどまた御答弁させていただきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

10番和田昭彦君。

10番（和田昭彦君） 141ページの畜産担い手育成総合整備事業の草地造成並びに草地整備の改良についてなのですが、この事業は今年度でたしか終わりかというふうに聞いていますけれども、次年度以降、これにかわるような事業が今、検討されているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 10番和田委員の御質問にお答えを申し上げます。

畜産担い手育成総合整備事業につきましては、21年度、一時の認可を受けた分については完了でござ

います。

なお、この事業につきましては、その都度、要望者が出てこれれば、道のほうに公社を通じて事業の申請をしていくつもりであります。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 10番和田昭彦君。

10番（和田昭彦君） 草地の更新は各酪農家等も臨時契約的にやっているのですが、多分この事業に対する要望はずっと続いていくかと思えますけれども、ぜひこういう事業を要望したいというのと、同じ条件でやれるかどうかちょっとお伺いします。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） この畜産担い手育成総合整備事業の補助率でございますけれども、草地につきましては、個人負担が30%ということになっておりますので、30%で実施できるという、この総合整備事業につきましては、そういうことで理解しております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

11番渡部洋己君。

11番（渡部洋己君） 147ページの農道整備事業ということで農道の砂利の件ですけれども、きのう資料を調べますと、大体毎年同じような方が利用しているというのですかね。それで、私もちょっと勉強不足で、これができたら個人にも対応できないかなということで、けさちょっと担当のほうへ言ったら、今、個人にも対応できるようになったのだわという話を聞いたのですよ。そこら辺は正規になったのか、それともお願いしたら個人でもできるようになったのか、そこら辺だけちょっと聞きたい。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 11番渡部委員の御質問にお答えを申し上げます。

農道整備事業につきましては、昭和61年に実施された部分でございます。その当時は770戸弱の農業者がおられて、非常に活用されておりましたけれども、この事業について今現在300戸弱なので、農地面積の保有面積も当時よりはさらに1人の耕作面積がふえたということで、平成20年に過去の規則でいきましたら3戸以上ということで区分させていただいたものですが、農業人口が減ってきたこともあって、また離農された土地を近隣の地権者が買い求めて耕作しているという事情を加味しまして、平成20年に規則を改正させていただきまして、1単体でも補助を受けられるということで規則を改正しております。そして現在に至っており

ます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで5款の労働費及び6款の農林業費についての質疑を終了いたします。

次に、7款商工費の148ページから157ページまでの質疑を行います。

ございませんか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 149ページの企業振興対策費という形で内田工業あるいは企業の誘致にかかわる補助が出ているかというふうに思いますが、この点でお伺いしたいのは、いわゆる投資効果という点で稼働している、雇用されている人数と投資した費用対効果で言えばどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 5番米沢委員の御質問にお答えを申し上げます。

企業振興資金につきましては、今、現在支援をしている企業につきましては2社でございまして、その中に内田工業がございまして、支援の補助のメニューといたしましては、この中に利子補給、固定資産税、雇用助成ということで支援をしております。

それで、この補助の目的でございますけれども、雇用助成につきましては、5名以上の3名、4名の新規採用者に対する補助でございまして、内田工業自体が雇用が60名ぐらい、約で申しわけありませんけれども、60名程度の従業員がここで雇用されているということでございまして、町の雇用の数少ない大きな場所だということで認識しておりますので、そういうことで企業に対する補助を実施しているということでございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 北光電子もですが、昨年度あたりから、かなり経営が厳しいという状況の中で企業の事業に削減あるいは自主退社という形の動きが見受けられます。今、内田工業も含めた企業の経営状況というのは、どのように把握されているのか。最近になって内田工業は経営が厳しいという状況の中で、閉鎖するという話も出てきております。

そうしますと、上富良野町での雇用が少なくなる、もしくはなくなるという状況が生まれた場合に、町としてもその対策というのが求められている

かというふうに思いますが、そういうものも含めた企業の実態、経営状況も含めた状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 5番米沢委員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、内田工業の経営状態でございますけれども、私どもにはまだ正確には申し入れ、また説明は受けておりません。

ただ、町のいろいろな従業員の方が、うわさでございまして、既に3月までで終わりだとか、町の従業員の方からそういう情報をいただいておりますので、町としてこういう助成措置、助成に伴って町の資金を入れて負担金を出している関係上、私のほうからも内田工業に対して今後の経営、中身ですとかそういうものは問い合わせしております。

それで、今、現在会社自体が東京で、いろいろな上富良野の内田工業に対する資金または経営状況等を精査した中で、町に早期に報告するとはしておりますけれども、整理をした段階で町に来まして、担当者また町長に今後の状況等を説明したいという情報はいただいております。

また、町といたしましても、まだ正式ではございませんけれども、そういう事態になりましたら、やはり跡地の建物の再利用ですとか、そういうものもふ含めて、町からまた内田工業に対して何らかの形で従業員また建物に対する利用を要請してまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 町長もこれ自体はよく理解されているかと思いますが、率先して、こういう事態を少しでも企業が延命できるのであればそれにこしたことはありませんが、経営内容次第であるかというふうに思いますが、やはり町全体としても、もう既に状況も把握されているかと思いますが、町長自体もこの事態をどのように受けとめて、今後どのようにされようしているのか、動き、動向ですね。その点について町長の見解について伺っておきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 私のほうから答弁させていただきます。今、現状担当課長のほうから申し上げたとおりでありまして、私ども町長みずからも少し町民に通じて耳にしているところがありますが、一応まだそういううわさという域が脱することできませんので、内容はともかく正式に状況の報告があるものというふうに思っています。仮

定でなかなか申し上げられませんので、私どもも昨年の暮れ以来、非常に一次産業含めまして急激な受注量の落ち込みというような状況も察知していますので、仮にそういう失業者が出れば、また独自のことを含めて、どの程度やれるのか、やれないのか、この辺は少し、また複数年次、今も国が基金を持ってやっている、そういう事業も執行停止とか、いろいろな話が飛び交っていますので、非常に私どもも不安視してございますが、町独自でやるとすれば、今、身近に必要なものについては、そういう方を対象に雇用の機会につなげればなというふうに思っています。会社本体を左右するようなことについては、なかなか極めて難しいなという程度で、内々、町長とも少し情報交換をしているところでございますので、今後の動きに、またこうしてできること、できないことも含めて、必要な場合にはまた議員の皆さんとも御相談を申し上げたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 副町長の答弁でしたら、予測される事態も含めた対処の仕方等も含めて考えてはいるけれども、ただいろいろうわさの域を出ないという部分もあるので、どういう経営状態であるかは要注意しながら、その事態に備えたいということでもありますから、ぜひこの点、非常に上富良野町の雇用という点でも大切な役割を担っていますので、ぜひこの点、抜かりなく、しっかり冷静に事態を掌握するという方向で、町としては構えているということで確認してよろしいですか。

委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 私どもも重大で非常に重く受けとめていますので、気持ちは委員と同じでございますことをひとつ御理解いただきたいと思ひます。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 先ほどの営農改善資金についてのパーセントについて御答弁させていただきます。

件数が45件でありまして、農業者が先ほど300弱と言いましたけれども、ほぼ340名程度でございます。パーセントにいたしまして13.24%利用されているということでございます。

それと、新規につきましては2.1%。あと農業振興資金につきましては、同じく2.1%でございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 村上委員、これについてはよろしいですか。

ほかにございませぬか。

10番和田昭彦君。

10番（和田昭彦君） 149ページの中小企業振興についてなのですが、ことしに入ってから老舗の呉服店が閉店したということ。それから、1件しかない本屋さんなくなった。聞くところによると、親しまれた総菜屋さんも、間もなく閉店するというので、いわゆる大通りと言われるところの店が次々となくなっているという現状についての認識をどのように考えているか、また振興策についてどのように考えているか、町長から答弁願ひたいと思ひます。

委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 10番和田委員の御質問でありますけれども、私どもまだ正確にそういう話は聞いてございませんが、御案内のとおり、もう既に現状からすると、大通りについても非常に空き地が目立つような状況でございますので、非常に困ったものだなという、そういう認識はしてございますし、ただ今までも申し上げているように、これは行政だけではできませんので、関係の商工会とも十分協議しなければならない課題だというふうに思ひます。

いずれにしても、どこの地域も少子高齢化で人口減という時代でございますので、さらにああいふ町並みもコンパクトにならざるを得ないのかなと思ひますが、これは個店の集団の商工会等とも十分、将来課題としてしっかり議論、将来を語る、そういうテーマだというふうに思ひますので、機会をとらえて商工会の幹部の方々ともひざを交えた議論をしなければならないというふうに受けとめていくところであります。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ほかにないようですので、7款の商工費について質疑を終了いたしたいと思ひます。

暫時休憩いたします。

午後 2時25分 休憩

午後 2時40分 再開

委員長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き、委員会を再開し、質疑を続けます。

次に、8款土木費の158ページから9款消防費の183ページまで、一括して質疑を行います。

ございませぬか。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 町民ポストの関係で、資料

39の関係でちょっとお尋ねをいたしたいと思いません。

資料39の平成20年度のナンバー15というところ。街路樹に落ちた葉がたまり困っていますので対応を考えてほしいということでございました。これはこうすることで理解できる。私も今、公園をずっと調べて歩いたら、ちょうど東2線道路、社教センターのサッカー場の東2線側のところが、ヒバの落ち葉がびっしりになっているのですね。

それからもう一つ、神社の裏のところ。東2線道路とは、ちょっと写真撮ってきましたのだけでも、本当に見事な黄色になっているのです。

それで、あれらの関係は、15番は自分の家の近くのことを言っているのだろうと思っているのですけれども、ただああいうふうな公道のところにはびっしりあれした場合、もう個人ではできないと思うので、あれらの関係、現状を見てどう建設水道課で処理をしていくのかということでお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 9番中村委員の御質問にお答えいたします。

実は現場ちょっと私見ておりませんが、現場を確認しまして、落ち葉が余り堆積している状況でしたら、道路管理側として、管理者として処分したいと思っております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 続きまして、公園の管理の関係でお尋ねをいたしたいと思いません。

175ページ、それから資料でいえばナンバー26の関係です。規模の大小ありますけれども、街区公園、緑地公園、コミュニティ広場、それから単純な小さな広場ということも含めて、今34の公園があります。それらの管理等は、それぞれ管理を委託した高齢者事業団等で、それぞれ作業を行う段階でチェックをしているというようなことで資料をいただきました。

それで、現実の問題、資料29の管理日誌の裏側に、それぞれ施設遊具点検表というのがあります。したがって、これらが適切に今まで処理をされていたかどうかということで非常に私、疑問に思っているところです。

例えば、西町公園のところの園名板というのがあります。これは西町公園なのですけれども、あそこの園名板は住吉公園なのです。入り口にかかっている看板は、私は平成13年6月に公園、それから学校、それから幼稚園等を全部調べて歩いたときに、そのときの平成13年6月の議会の一般質問

で、こういうふうな園名板が住吉公園になっています。実際には条例等も含めていけば西町公園ということになっているからということでお話を申し上げたけれども、今もってそのままになっているというようなことがございます。

したがって、実際に高齢者事業団に任せているのは、言うなれば芝刈りが中心で、それらの施設等の点検等は行き届いていないのではないかという気がするのですけれども、その点、点検表を見ての結果どう判断しているか、まずお尋ねをしたいと思いません。

委員長（長谷川徳行君） 公園整備担当課長、答弁。

公園整備担当課長（菊地昭男君） ただいまの9番中村委員の御質問でございますけれども、現在、西町公園、正式には住吉公園ということだと思っておりますけれども、よろしいですか。

それで園名板、これについては先ほど平成13年に見られたとおっしゃっていましたが、私も実はそれまで気がつきませんで、高齢者事業団におきましては、要するに芝刈り、ごみ拾い、あと遊具の簡易的な点検というか脱着の点検等をやっております。園名板については、これは年度計画で整備をしていかなければならないとは考えておりますけれども、今後、現地を見て、来年度に向けて整備するようにしたいと考えております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 今、課長のお話では、言うなれば細かいところまで、それらがあれしていないということでお話がありましたけれども、点検表のリストには全部載っているわけですから、やっぱりその点で僕は今、高齢者事業団の皆さん方がやっている内容からいえば、そこまで全部負わせるのは気の毒だなという感じは、私は実際に見て受けた感じがしています。

したがって、例えば宮町公園はバックネットの破損が3カ所ある。フェンスの破損が8カ所もあるのです。それから、大町公園、役場のところの公園といえば、本当に役場のいろいろなものが、あの横に雑然と置かれています。それから、自転車等が3台置かれていて、防犯登録をした自転車が2台置いてあります。それから看板、恐らく日新ダムの看板だろうと思っておりますけれども、そういうものが公園のあそこのはじめに雑然と置かれているということになると、遊んでいる子供たちが、またどうなるかはわからないような気もするので、せっかくああいう形になっているのであれば、やはりぴしっと事業団でなくて担当者を含めて、この34カ所細かくチェッ

クをして、そして改善する対策をしていかなければ僕はだめではないかという、私自身歩いてみて感じました。

例えば、なかよし公園の正面入り口の門ありますけれども、あそこもレンガが上のほうから全部落ちたり、それから落ちかけたりしているところ。それから、砂場を見ても砂を起こした跡なんていうのはもう全然ないのですね。だから、それらはどうするか、恐らく今後、自治基本条例のあり方なり、地域の郷土の力を利用してということで地域の皆さん方のあれもしていかなければならないのではないかなという気がするものですから、まず砂場は、もう全部どこも起こした形跡は一切ありませんね。

あと島津公園では、公園の入り口にある注意看板等は薄くなってしまって、ところどころ判読はできないのです。

ただ僕は救われるのは、芝生を傷めないでください、焼き肉するときにちゃんとしてくださいというのが要所要所、私は樹木に吊ってあったから、それなりにやっぱり維持管理はしてくれているのだなという感じがいたしました。

例えば東中公園。これはもう、あれはもう公園と言っているのかどうなのか、まさにもううっそうと、騒然としたところにあるというような感じなので、やはり1回全部回っていただいて、そしてこれからの改善計画を立てていかなければ、こんなことが公園であれしているのだというので、今回、課長は公園担当の課長ということだから、なお力量を發揮していただいて、これらの改善策をやっていただきたいと思っております。

それで、サンドビット型砂場定期点検表ということで、年に1回専門業者によってそれぞれやっているというのですけれども、20年度のこれらの予算はどこの項目に入っているのか、ちょっと確認したいのですけれども。

委員長（長谷川徳行君） 公園整備担当課長、答弁。

公園整備担当課長（菊地昭男君） 9番中村委員の御質問にお答えいたします。

20年度につきましては、本日の資料の中にございます業者の点検表でございますけれども、20年度におきましては、業者点検というのはやってございません。これにつきましては、遊具の標準的な点検を平成18年にはやってございますけれども、そしてそれらを踏まえまして本年度、基準点検等も含めまして実施しているというのが現状であります。

それと、先ほど中村委員から御指摘ありました34カ所の公園緑地広場、これにつきましては、常

時巡回はしておりますが、見落としの部分等がございまして、来年度に向けて現地を見て整備するように検討していきたいと、このように思っております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 一応、基本的に回ってということでございます。私はできれば早急にやってほしいというところ、西町公園の入り口のところに車両が入らないように二つなっていますね。その前に狭いU字溝があって、そこにクラッチングというのですか、あれがあるのですね。下のU字溝が破損してしまっているのですよ。私が見に行ったときに子供たちが学校帰りに来ていたら、何かがたんがたんがたんがたん、通るたびに音する。そうしたら、そこへあれすれば、ちょうど二つ重なった両側のところが欠けてしまっているものだから、ここを歩けばごととこちが上がりしてしまうのですね。だから、できればあれは、もう早急に直していただきたいなという感じがしています。

それから、あと中央コミュニティ広場、駅の裏のところに、トイレの横に桜の木が1本、完全に枯れているのですよ。これからまた台風が来たらあれですから、あれはもう早急に処理をしていただいたほうがいいのかという気がいたします。

いずれにしても、1回全部点検をしていただいて、そしてすぐやれるもので、お金のかからないものはすぐやっていただくような体制を、ぜひとっていただきたいと思っております。これだけ遊具点検、いろいろなことでびしとやっておられるけれども、現実の問題、そういうことであるということでございますので、ぜひ早急に実施をしていただきたいと、すべきだと思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員長（長谷川徳行君） 公園整備担当課長、答弁。

公園整備担当課長（菊地昭男君） 9番中村委員の御質問にお答えいたします。

西町公園の入り口のトラップの損傷につきましては、現地を確認した上で早急に本年度中にやりたいと思っております。

なお、中央コミュニティの桜の木の枯れた部分についても、私もちょっと現地は見ておりますが、多分担当に言いますと、処理はしたはずだという話をしていましたけれども、再度確認しまして処理するようにしたいと思っております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

5番米沢義英君。

5番(米沢義英君) 173ページの街路樹等の維持管理なのですが、町においては樹木の剪定作業も進められておりますが、中には街路樹が枯れていても、そのまま放置されているという部分もあります。すべて行き届かない部分あるかもしれませんが、やっぱりもう一度、点検管理という点でも大事かというふうに思いますので、この点、今後の対応についてお伺いしたいと思います。

委員長(長谷川徳行君) 建設水道課長、答弁。

建設水道課長(北向一博君) 5番米沢委員の御質問にお答えいたします。

街路樹につきましては、例年委託業務の中で剪定等、枝処理などを行っておりますけれども、枯損状況など、実は十分な調査が進んでいないところもあります。早速現地を確認いたしまして、しかるべく処置をいたしたいと思っております。

以上です。

委員長(長谷川徳行君) 5番米沢義英君。

5番(米沢義英君) 次に伺いたいのは、土木関係の全般のいわゆる工事の請負契約等についてお伺いいたします。

近年では、いわゆる国においても道においても工事にかかわる適正な価格のあり方という形で、全般的に見直しが行われてきております。

また、国の国土交通省でしょうか、関係においても工事契約の仕様に変わって改善等の指針が、今年9月に入って出されるということになりました。その背景には、長引く不況の中での工事の落札価格がどんどん下がるという形の中で、適切な労賃の確保がなかなか難しいという形、あるいは地元の資材を買いたくても、いわゆる落札価格が低率になることによって地方に逃げってしまうというようなところから、これは困ったという形で、なるべく地元でそういうものを適切に調達するということがうたわれているかと思えます。

そこでお伺いしたいのは、上富良野町の工事契約においては、仕様調書等において、契約の中において労賃が適切に支払われているかどうか、あるいは地元の物品がどのくらい地元で調達されているのかというような、そういった取り決め、契約等において交わされている実態というのは、どのようになっているのかお伺いいたします。

委員長(長谷川徳行君) 建設水道課長、答弁。

建設水道課長(北向一博君) 5番米沢委員の御質問にお答えいたします。

町での契約状況、20年度、本年度を含めまして、ここ最近、低価格落札という状況は現実的に起こっておりません。

それで、委員がおっしゃられるような、いわゆる

施工面に対して一定の業者が不利に働くというような状況は、私のレベルではつかんでございませんけれども、願わくば、できるだけ地元調達そして下請などについても地元の技術を持っている工務店などが施工されるのが理想的だとは思っております。

契約上の仕様の件の御質問についてですけれども、仕様の中には直接的な記載事項はございません。そして、調達先を点検する権能も私どものほうで持たすような仕組みになっておりませんので、現実のところ、掌握してございません。

ただ、国のほうでも法律で下請法と呼ばれている下請代金支払い遅延防止法というのがございまして、その中で下請業者もしくは物品を調達する関係の業者間に、相手に不利益を与えないようにという別途法律がございまして、その法律のもとで適正に業者の事業運営がなされているものと私は掌握してございます。

また、使用の中で北海道の建設部のほうで出されている土木工事共通仕様書に基づいて施工していただきたいという町側の仕様書の中で、この仕様書に基づく施工を行ってくださいという書き込みを行っております。

この内容をちょっとお知らせいたしますと、元請人が工事費等を支払う場合は、できるだけ現金払いとして、手形払いをする場合については当該手形期間を短くするなど、請負者側に不利な契約関係が発生しないように十分注意してくださいという内容になっております。

以上です。

委員長(長谷川徳行君) 5番米沢義英君。

5番(米沢義英君) 全体的には細かいところまでの取り決めはないということで、道の仕様書に基づく適正な地元の物品の調達だとかということが、それに基づいて行われているというような話かというふうに思います。

私が言いたいのは、いずれにいたしましても、やはり労賃の不払い、あるいは適正に払われているかどうかということの、いわゆる下請も初め、あるいは労働者の働く労働条件の確保も含めた中での、いわゆるILOに基づく、労働機関に基づく公契約における労働条項に関する条約というのがありまして、ここに適正な価格の設定あるいは労働者の働く条件を確保するという形に基づいて、北海道においては、私の知る限りでは函館だとかこういった部分において地元の資材の優先的な活用あるいは適正な賃金の支払い、地元業者の生活を守るといった形で公契約のあり方を市独自、自治体独自で結ぶという傾向も生まれてきております。これは地元の業者との話し合いも必要かと思えますが、やはり今後、

低落札という状況にないにしても、一定の目標を設けて、こういう制度のあり方というのを研究すべきだと思いますが、北海道内においては、こういった部分にかかわる契約もしくはそれに準じた内容の制度を履行しているという実態はあるのかどうか、もしもわからなければわからないでよろしいのですが、お伺いしておきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 5番米沢委員の御質問にお答えいたします。

実は北海道内で、もしくは近隣でそういう動きがあるということは、掌握してございません。

ただ、意義ある取り組みだとは思いますが、研究はしてみたいと思っております。

ただ、これは上富良野町になじむかどうか、いろいろな条件をつけて運用しなければならないという部分が出てくるかと思えます。その辺を十分研究しながら検討を加えたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 173ページの街路灯の整備でありますけれども、20年度は街路灯の本体だと思っておりますけれども、4基整備したということがあります。それに基づくマイマイガの話なのですが、非常にマイマイガは昨年から、20年から非常に全道的にたくさん発生いたしまして、上富良野町も例外ではないと思うんですね。夜になると街路灯の近くで乱舞したり、死骸の処理だとか、あるいは卵とか、そういったものの処理とか非常に住民は苦労していると思うんですね。

やっぱり住民の安心、安全という観点から、ぜひ白色灯を今後、町の予算で、マイマイガが近づかない電球に変えてもらえないかなというお話ですが、今後どのように考えているか、そこを少しお聞きしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 6番今村委員の御質問にお答えいたします。

この件につきましては、先般の9月定例議会の一般質問の中でも若干ございましたけれども、町の道路沿道、いわゆる街灯、街路灯の立場としましては、現在のところ、大きな交通障害にはないだろうと。

ただ、町民生活課のほうで担当されています生活と防犯関係の明かりについては、いわゆる通行のために明かりを提供する施設なものですから、歩いている人にガが襲いかかるといようなことは好ましくないとは思っております。

ただ、ガの発生が恒常的に続くということは、どうもいろいろなところで調べたところ、ないよう

です。急激に二、三年で大発生をした後、ぱたっつとやんでしまうというのが、ほかの地域で報告されております。大体10年ごとぐらいにぼつぼつと、例えば北海道で言えば、北見で発生して、10年後ぐらいに例えば函館で発生するといようなことが起こっているようなのですけれども、今回の大発生につきましては、北海道全域で一遍に起こったようです。それが極めて大きく目立っているようなのですけれども、マイマイガの天敵というのがございまして、バクテリアとかウイルス関係が大発生と同時に蔓延して、急激に消滅するという報告があります。

それで、町というか、北海道の関係部局なんかも二、三年で終息するだろうという予測を立てております。これが恒常的に発生するのでしたら、しかるべく一斉に対処しなければ、あるところで撃退すると、その部分がほかに寄って行って、ほかに集中してしまうというイタチごっこになってしまう関係がありまして、これもなかなか難しいという点がございまして。

町のほうでは今後、街路灯を計画的に整備してまいりますけれども、最近整備しているものについては誘引率が低いオレンジ色の光、白色灯でない光のものを使ってございます。

また、今後近い将来、地球温暖化の対策で照明の現在のナトリウム灯、赤い系統のものでございますけれども、それも恐らく改善対象になるのではないかという予測をしております。

ということは、それにかわる低燃力型インバータ方式の照明灯とか、あとLED、発光型のダイオードを使った照明に切りかわるのではないかとということで、それはいろいろな制度助成もございまして、それとあわせて、町でも計画的にある程度長い期間がかかるかと思っておりますけれども、悔いを残さないような形で更新していきたいと考えております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） わかりました。先般の同僚議員の一般質問で、長い期間ではたしか昭和30年代であったのですけれども、5年ぐらいの発生期間もあったというふうに答弁された記憶しておりますけれども、それを考えると、ことはまだ2年目でありますので、やはり最悪のことを考えて、早目に町としてやるのであればやっていただきたいということと、あとこの富良野圏域は、全く皆さんなじみのある隣の町、市とかの話でありますけれども、そういったところが町の予算で今、変えてきているわけですね。やはりなじみのあるところが、向こうは変えたと。上富良野町ではありませんけれども、やはり不公平感というものを持たれると思う

のですよね。

上富良野町としても町の予算を使って直そうというところで、ぜひ早目に最悪の3年周期、あるいは5年周期になるかもしれませんが、ぜひそこを予算化してほしいなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 今村委員のおっしゃるとおり、隣町で国道沿いの街灯を一齐に交換いたしましたということです。

ただ、中富良野町市街のすべての街灯が更新されたわけではないようです。それで、先ほどもちょっと言いましたけれども、ナトリウム灯に変更されたところはガが寄ってきませんけれども、ガの数は光の数、切りかえで死んでしまうわけではございません。その残ったものが取りかえられない誘引性の高い白色灯の部分に寄っていくという可能性もございまして、もし来年も大発生が続くのであれば、中富良野町の様子もちょっと見ながら、どういう手順で更新したらいいのかという慎重さも必要かと思っております。

先ほども申しましたけれども、地球温暖化対策の関係もございまして、今、早急に、ある程度大量な更新をということについては、町ではちょっと考えておりませんので、その辺、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 177ページの見晴台公園の管理運営なのですが、この件については前からも運営のあり方等についてどうなるのだろうという形になっているかと思っております。観光協会等に委託もされているかというふうに思いますが、非常に地元が当初言われていたように、農産物やらそういったものを売れる条件があれば、大いに可能性として追求したいということでありましたけれども、若干アイスクリーム等が売っているかというふうに思いますが、今後の展開として、やはりそういう条件があれば、それを生かす運営の仕方というのが必要なかなというふうに思っております。特にあそこは陰になって非常に見づらいという部分もあるかというふうに思っております。

今、地産地消という取り組みもありますので、そういう状況も含めてどういう検討をされているのか、お伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 5番米沢委員の見

晴台公園の件につきましてお答えいたします。

見晴台公園につきましては、御承知のとおり19年度、20年度、21年度、今年度までの3カ年間、指定管理者制度のもとで運営してございます。今年度で指定期間3年間で満了いたしますので、続いてまた3年間の動きについて、今、精査を加えている最中でございます。この3カ年の運営の中で、現時点上富良野町の観光協会が指定管理者として運営いただいております。

ただ、当初、設置したのが新設公園を指定管理者に即運営をお願いするという形で始まったため、なかなか状況を掌握できないまま、町の側でも掌握できない、また受ける側でも、なかなか運営のノウハウを蓄積がなかったという部分もございまして。

また、施設側の立地条件もなかなか当初、地元産品を販売して、同時に訪れる方にインフォメーション機能を与え、また休憩して眺望を楽しんでいただくという役割を持った施設だったのですけれども、現実的にはなかなか駐車帯のそばにある小山が、なかなか案内所の存在を確認しにくい。

それから、入り口、中に入り込んだ駐車場の面があるのですが、そこへの入り方がわからないで通り過ぎてしまうというような、なかなか案内と運営と施設の条件がそぐわない部分があります。

その辺、今後、できたばかりの施設ですので、大きな手を加えられないと思うのですが、駐車帯が設置されている北海道開発局のほうとも協議を進めながら、できるだけ利用しやすい施設にと思って手をかけたいと思っております。

また、運営側につきましても観光協会が今回、指定管理期間が切れますけれども、事前の打診で観光協会側、次の3年間についても検討はできると。

ただ、そこをお引き受けしていただけるというお言葉はもらっておりませんが、こちらから提示する施設の改善内容とか、それから、それに伴う費用負担の割合など、もう今後早々に詰めて、12月の議会に指定管理先とその内容について御協議の機会を持ちたいと思っておりますので、先送りになりますけれども、その時点でまた御指導いただきたいと考えております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで8款の土木費及び9款の消防費についての質疑を終了いたします。

説明員が交代しますので、少々お待ちください。

（説明員交代）

委員長（長谷川徳行君） 次に、10款教育費の184ページから233ページまでの質疑を行います。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 194ページの教育振興費等についてお伺いいたします。

毎年質問もさせていただいておりますが、消耗品費等の購入等において、なかなか学校においてもそれぞれ違いがあるかと思いますが、比較的町外の業者の方、山城教材社さんだとか上川の学校用品協会という形の中で、消耗品等の購入が見受けられます。中身を見ましても半紙だとか画用紙だとか輪ゴムだとかホワイトマーカーだとかボードだとかテープだとかチョークだとか、いろいろ地元で調達しようと思えば、十分調達できる可能性があるものが含まれております。

そういう中で、なかなか前から言っても改善が見受けられないのですが、この点はどのようにお考えなのか、その実態も含めて地元で調達できるもの、確かにそうでないものもあるかと思いますが、十分地元で調達できる可能性もあると思いますけれども、この点お伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 5番米沢委員の御質問にお答えしたいと思います。

消耗品等につきましては、委員御指摘のとおり、町外業者それから町内業者それぞれ購入をしております。統計的にも基本的には今現在、ちょっと18年、19年のデータのなものない中ではございますけれども、徐々に町内業者に移行していくような形の中では進んでいるかと思えます。

ただ、私どものほうとしましては校長会、教頭会それから事務職員等々も協議を行っております。その中でも町内で調達できるものについては、できる限り町内ということも指示をしておりますが、なかなか配分予算の中で、学校のほうも限られた予算の中で鋭意工夫をしながら購入をしているというのが実態かということで認識してございますが、今後におきましても、できる限り町内業者を使うような形で指導を進めていきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） こういう傾向になったのは、予算枠配分という形の中で消耗品や備品等を購入するようになってから、その傾向が顕著にあらわれるようになってきているわけです。その部分を考えますと、確かに行政のほうでは予算がないという形の中で予算枠を縮めると。現場では予算がこの枠ではないから、これに合った中で節約しながら買うということ。これはいつの時代でも大切だと思います

が、予算あるなしにかかわらずですね。という傾向が見受けられます。

ですから、一概に学校だけの問題ではない。やはり予算との関係で、そういう傾向がありますので、こういう実態というのは、そういうふうにとらえてよろしいのかどうなのか、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 配分予算になったからということ以前にも当然、今までの積み上げ方式も含めて予算のあり方については変わっておりますけれども、購入の方法等につきましては、そんなに大きく変化はないかと思っております。

ただ、委員御指摘のとおり、本当に町内でも調達できるもの等々も我々のほうもチェックをしながら、今後に向けての指導を進めてまいりたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） その点は、やはり必要な予算、枠がありますから、すべて満たすということではありませんけれども、地元で調達できるもの、そして必要であれば、予算がないということであれば、現場の意見も聞きながら、それに一定部分、歩み寄りということも必要だと思いますが、こういうものも含めて現場との話し合いの中で改善していただけないかということによろしいでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 5番米沢委員の御質問ですが、そのとおりと思っております。私どものほうも当然、今は消耗品の中身等についてもチェックをしながら、各学校に対して今後指導していくという方向性を持ちながら今進めております。

その中で、当然町内業者それから町外業者それぞれ単価が違ってまいります。その辺がどのぐらいの差になるかも含めて調査をしながら、今後進めていきたいと考えております。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

2番村上和子君。

2番（村上和子君） 203ページ、心の教室相談員の活動費のところでございますけれども、心の教室相談員の方は週3回、生徒の悩みや相談に乗ってもらっているところでございますけれども、非常に今、相談なんかもふえておまして、私、前に小学校にこういった立場の方がほしいなということをおっしゃったのですけれども、財政的にも大変だと。特別支援児の助手の教員なんかも配置しているところだと、こういうふうにおっしゃいまして、ここのところ、子供さんももう生活環境とか、いろいろな状況がありまして不登校生もいたりしたのですけれども、そ

ういった相談を寄せるうちに、だんだん心を開いて学校のほうに通うようになったと、こういうような実績もありまして、心の相談員の方の今後ますます立場的にも必要でないかと思うのですけれども、こういったことにつきまして、この対応につきまして、私はもう一人ぐらい欲しいななんて思うところがございますけれども、いかがお考えでしょうか。よろしくお願ひいたします。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 2番村上委員の御質問、心の相談員の関係なのですけれども、心の教室相談員、委員御指摘のとおり、今パートタイマー的に来ていただいております。

当然、中学校という、ちょうど年齢的にも思春期の時期を含めた敏感な年齢層の部分がございますので、基本的に法律で認められている特別支援だとか、そういう関係とは別な形の中で、やはり心の悩みを持つ中学生等に対応するために手伝っていただいているというのが現状であります。

上富良野中学校におきましても、それぞれ不登校ぎみの子が今後は保健室登校になったり、あるいは学校にとりあえず来るような、そういう方策を含めながら心の相談員、それから養護教諭、それから生活指導の先生等々ですべて協力しながら、心の教室の相談員だけですべて解決するというのではなくて、先生方も含めて、そういう子供に対応できるような体制をとっていきたいということで、そのように進めさせていただいておりますので、特に心の相談員が、では何件持ってとかということではありませんけれども、そういう形の中では今後も進めていきたいと思っております。

もちろん、学校側との調整も必要になりますけれども、当然人数的に足りないようであれば、またそれは検討していかなければなりませんけれども、現在のところ、学校とも今、協議をしている中では、現状の状態の中で今後も続けてほしいということでの学校からの要望が来ているところであります。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 今の心の相談員のことなのですが、平成20年度は友達関係の悩みで合計26人と不登校生徒の対応で97、生徒の悩み相談で49ということで175の相談等が寄せられているかと思いますが、例えば不登校との対応等については、具体的にどういう対応がされているのか、お伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 学校からそれぞれ不登校の子供への対応については、報告等いただいております。その中で、まず基本的には担任の教諭自体がそれぞれ家庭訪問をしながら、親御さんも含めて御本人とも面談したりしながら対応を図っております。

ただ、生徒本人に面談できないときには親御さんと、あるいはそういうきっかけをつくりながら、今本当に電話で、会えなければメールでやりとりをしながら、いかにせん生徒とのコンタクトをできるだけとるような、そういう方策をとりながら、まず連絡は絶やさないというのを第一原則で今、進めております。

そうした中で、最初については本当に教室までは入れないけれども、学校の校門をくぐるような、とりあえず学校へ来てみないかとかいうふうな形の中で先生方が一生懸命、本当に毎日、毎晩という形の中で訪問をしながら学級だより、学校だよりを持って行きながら、連絡をとり合って進めております。

現在のところ、完全な不登校生徒については存在しておりませんが、そういう形で、できる限り先生も一緒になって悩んでいただく形をとりながら、今対応しているところであります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 次、211ページの放課後子どもプランの事業という形ですが、これは大変、内容等については高く評価もされておりますし、ここを利用している保護者の方、子供さんにとっても大変喜ばれている事業であります。

そういう中で、指導員等における、いわゆる賃金というのでしょうか、そこら辺をちょっと見ていきたいというふうに思います。

コーディネーターの方については、時給720円かというふうに思いますが、指導員については670円という形の、かなり最低賃金に上乗せしたような感じになっています。いろいろ声としては、無償ではどうかという、ボランティアという声もありますが、しかし私、お金の換算する、しないにかかわらず、重さで言えば非常に思い役割を担っているものだというふうに思います。それから見れば対価として、この670円、720円。確かに時間は学校が終了した後という一定の時間なのかもしれませんが、そういう内容からして対価という点でも余りにも低過ぎる内容ではないかというふうに思いますので、この点はどのように認識されているのかどうか、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 5番米沢委員の放課

後プランの指導員それからコーディネーター等の、我々謝金という形で支払いをさせていただいております。謝金という補助事業の絡みとか、そういう形の中で謝金を使っております。

ただ、本来こういう放課後プラン等の事業にかかわる指導員等につきましては、できる限りボランティア的な要素も含めながら募集しております。

そうした中で、町民の好意に甘えてというのはちょっと語弊出てくるかもしれないのですが、そういう形の中で、本当にボランティア的な精神の中で、賃金は謝礼としてはこれだけしかお支払いできないのだけれども、参加していただきたいということで募集をしながら現在進めてきております。

こうした中で、指導員の方々あるいはコーディネーターの方につきましても金額的な少ないとか多いとか、そういうような苦情もない中で、もう3年間を今、経ようとしておりますけれども、少なくとも委員おっしゃるとおり、子供を預かっている、人を預かっているという業務の中では賃金としては低いかもしれませんが、基本的にはそういうボランティア的な要素も含んでいるということで御理解を賜ればと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 私、ボランティア的要素というところに引くめる問題があるのだらうというふうに思うのです。放課後を守るという形の中で、学童保育にかかわる事業として併設された内容になったわけですから、そのことを考えたときに、そのボランティア的要素というのは、やはりあってはならないと私は考えるわけで、その点、教育長どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 5番米沢委員の御質問でございます。

今、課長が申し上げましたように、あくまでも放課後プランという形の中で子供たちを預かる、それだけの責任の重さというのは十分に痛切してございます。

そういう中で、どこまでの一つの基準というのがあるのかなというところも判断の一つの材料になるかと思っておりますけれども、今、課長申し上げましたように、ある程度そういう社会的、地域的な関係の方々、そういう面で協力していただくという背景の中で対応してございますので、将来的に指導員の不足等には、また出てくる分も多々今のところ課題としても出てきておりますので、そういう状況も踏まえながら今のところ対応していきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいというふ

うに思います。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 改善する方向で検討されるのかどうか、お伺いしたいというふうに思います。声としてないということではありますが、私、そうではないというふうに思っております。これはお金が云々かんぬんではないということをおっしゃるけれども、やはり生活していく以上、必要最小限の対価というものがあってしかるべき内容だというふうに思っておりますので、その点含めて、改善すべきことの内容が含まれていると思っておりますが、もう一度確認いたします。

委員長（長谷川徳行君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 5番米沢委員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

先ほど申し上げましたように、あくまでも今、我々の町、北海道も国もそうでございますけれども、そういう賃金体系の話の中以前に、やっぱり地域でそういう子供たちを守っていくということが一つの条件といえますか、そういう動きにもなっておりますので、それだから賃金がそういう形でいいのかということもございまして、今の状況の中では、やはりそういう地域の力も十二分に発揮しながら、本町の子供たちのために何とか御尽力いただきたいということが私どもの今の精神でございますので、今後いろいろな面で、またいろいろな条件が出てくる部分につきましては、また判断をしていきたいというふうに思いますけれども、今のところはこのような形で進めさせていただきたいというところでございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 他の状況を見ましたら、学童保育といえは専任の指導員を配置しているところがあるわけなのです。それだけに、やはり児童の放課後のあり方という点で、これも当初、出発した時点では、今でもそうなのですが、重要な役割を担っているわけです。

それに見合った対価という点では、不十分さもあるかもしれないけれども、やはり本来、上富良野町においてもコーディネーターという形の中で専任の指導員という形はとっているかもしれませんが、こういう人たちがあつたとしても研修を受けて、本当に子供たちの放課後における生活してもらおうということで、それにかかわった指導もされているわけです。

小学生の方が指導されているわけでないわけで、もう一定の立派な大人の方ですから、そういうこと

を考えたときに、確かに地域の人たちも支えることは大事だと思うのですが、それで教育長がおっしゃったように、だからといって、それですべて終わりにするということではないということを考えているのであれば、やっぱり早急に来年度から、こういった問題を改善すべきだと思いますが、この点をお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 来年からということでございますけれども、今のところ、先ほど言いましたように、ある程度、指導員の方々、お願いしている部分もございます。

そういう状況の中で、研修等につきましては、これからやはり当然のこと、指導員の方々にもしていかなければならない部分、そういう部分については我々行政の中では、やはり対応していかなければならないということも十分に私も認識してございます。

そういう中から、我々としても、ある程度そういう、ボランティアという言葉はどうかあれなのかもしれませんけれども、そういう面で地域で支えていく力が、やはり私は十二分に大切なことだというふうに判断してございます。

そういう部分で、今後の動きの中で、またいろいろ面が出てくる部分があるかと思っておりますけれども、そういう状況の中で進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 他のことなのですが、図書館の運営においても720円なのです。例えば、読み聞かせの謝金という形で、これは恐らく各学校の朝礼の時間等いただいてやっているかと思う。これは単価1,000円なのです。そのことを考えたときに、一方が1,000円で片方が620円とか720円というのは成り立たない話なのです。この点も含めて改善の余地が私はあるというふうに思いますが、もう一度確認したいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 今、5番米沢委員のおっしゃられている小学校の読み聞かせ会、読み聞かせ等については、恐らく学舎融合事業のことをおっしゃっているのかと思います。

一番最初に申し上げましたように、放課後プラン等につきましては、基本的に謝金という形の中で進めさせていただいております。

それから、学舎の読み聞かせ等につきましては賃金という、それこそきちっとした給料という形の中で進めさせていただいておりますので、そういう部

分での御理解を賜ればと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） それだったら賃金に変えればいい話なのです。これは。何の抵抗もないのですよ。あなたたちが謝金という枠組みでくくっているからそういう言葉が出てくるのであって、これは正当な賃金として予算計上すべきでないですか。これはどうですか、担当者としてどうですか、総務課長。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 5番米沢委員の御質問にお答えいたします。

総務課のほうで予算上の見解としては、ボランティアという位置づけの意味合いから謝礼という判断をしているところであります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） そうすると、ボランティアという位置づけを外せば賃金という形になるということですよ。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 放課後プランの事業形態そのものについてのちょっと御説明が不足していたかと思っておりますけれども、基本的に放課後プラン事業、これは文科省それから厚生労働省等の絡みの中で事業を進めておりますけれども、事業主体そのもの自体で賃金という形態では補助事業としての事業が成り立っておりません。

そういう意味で、謝金という形の中で今回進めていかなければならない。謝金という理由等につきましては先ほどから申し上げておりますように、地域の方々の方々の力を利用する形のボランティア的な要素も含めながら、謝金という形の中で事業を運営していくという補助事業そのもの自体の性質上ということも御理解を賜ればと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 補助事業、そういうのだったら、改善をとるべきではないですか。おかしいと思っているのでしょうか。今の話だったら謝金という性質で行われているからそうだということやっていけるけれども、逆を返せば、賃金という形であればそれはできるということなのだから、そういう働きかけもしないで、ただ安い謝金というだけでも、そういうことには成り立たないのですよ。

この点、改善すると同時に、学童保育を併設したわけですから、きちっとした対価として賃金という位置づけを持つべきだと思いますよ、この点。改善してください、それ。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 謝金から賃金へ。これは、それこそ子どものほうもまた道教委等々にも働きかけを行いながら、確認をしていきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 今回の決算特別委員会で資料請求をいたしましたナンバー39の関係で質問させていただきたいと思っております。

既に委員の皆さん方もそれぞれ配付されておりますけれども、町民ポストの関係で、平成19年度のナンバー6の関係です。社教センター2階の階段、事務室前に手すりをつけてほしいということに対しての回答内容が、強度や施設利用に支障がないかを考慮しながら検討していくが、当面は現状で利用願いたいということでした。ちょうどこの同じ時期に、セントラルプラザの2階に行く階段の手すりの関係も話題に出たわけです。

それで、手すりの関係、セントラルプラザの関係は、きょうの決算報告書の中でもありますけれども、産業振興課の商工会運営費の中で玄関補修と、それから手すりの工事ということで、平成20年度15万2,250円でできております。

それで、同じ社教センターも、それからセントラルプラザも学習センターという要素の中でもセントラルプラザを建てられております。

したがって、私はできれば現実の問題として、町民ポストにこうやって上がっていて、片やつくって、片やつくっていないということになるとあれなので、できれば平成22年度の予算の中で、これらは強度の関係も恐らく心配ないだろうと思っております。それから、施設利用度は支障がなくて利用しやすいということもあると思っておりますので、この点、この経過を考慮しながらどうしたかということを含めて、今後の考え方をお聞きしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 9番中村委員の御質問にお答えしたいと思います。社教センターのそれぞれ2階への上りに関しての手すりの関係かと思っております。

当時、19年の町民の方への回答につきましては、ここに記載したとおり、施設利用に支障がないかを考慮しながら検討していくけれども、当面は現状のままですということでの答えを書いておりますが、基本的にこれからの利用者の形態等を考慮していくときに、当然、構造上の中で取りつけられるか、取りつけられないかも含めてきちっと検討しなければならないとは思っておりますけれども、できる限り、そういう配慮をしながら進めていくような検討を進めていきたいと思っておりますので、御理

解賜りたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） それでは次に、教育委員会の点検評価報告書の関係でお尋ねをしたいと思っております。

この膨大な評価報告書で、だれも評価に対する御意見がなかったら、つくられた皆さん方もあれだろうと思っておりますけれども、まずこの評価報告書の11ページの後段の最後の各種行事、会議、研修会との参加の 関係です。

教育委員会会議に、審議内容については、町役場の情報コーナーにおいて公開し、町のホームページにも公開しているということでございます。私、自治基本条例ができて、なお一層、情報の公開を強く町民からも求められておりますし、当然、審議の内容、経過についても求められると思っております。

ただ、私は今回、町の情報コーナーをずっと見てみますと、教育委員会の会議の会議録が断片的な本当に要点だけで、経過が十分わからないというような内容になっております。

例えば、教育アドバイザーの関係も、どういう目的でどうかということが、会議の中にはもう全然出てきていないのですね。

それで私、よその町村の教育委員会の会議録はどうかということで見えてまいりまして、特に美瑛あたりは、本当に全文出すぐらいの形で出ております。

したがって、これが本当の情報公開に基づく会議録だなど。氏名やなんかでいろいろな教員の評価のところやいろいろな関係は若干、黒塗り等にもなっておりますけれども、すごい公開の仕方だな、会議録だない感じをしております。したがって、私は教育委員会の会議等の評価という中では、なお一層これを充実した形の会議録の公開、会議録をつくるということで考えていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 9番中村委員の教育委員会の会議録等についての御質問にお答えをさせていただきますと思いますが、基本的に会議録のとり方、それから会議録の作成の仕方等につきましても、本当に録音をしながら、その要点を聞き取りながらの作成であります。一字一句、議事録として残しているわけではございません。

そうした形の中で、できる限り今後につきましては、わかりやすく表現できるような形をとりながら会議録の作成に努めていきたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） それでは、また別な点での

評価表の関係でお尋ねをいたしたいと思います。

66ページです。パークゴルフ場の管理運営という関係でお尋ねをしたいと思います。

この中で達成度、それから効果度、総合評価ともそれぞれBということになっています。

それで、この費用対効果の関係で、ここの文書では指定管理者制度の導入により、管理運営会社が適切な運営管理を行っていることなどから、その費用対効果は大きいということになっております。確かにこれは教育委員会サイドからいえば、そういう形になるのかなという気がしますけれども、利用する皆さん方からすると、非常に大きな不満が残っております。

というのは、結局コース整備、それらの関係等も含めて、やはり3コースあったうちでコース整備を1コースやる。そうすると、町内の人はいいけれども、町外から来た人は結局、整備中の看板が立っている。500円で2コースしか使えない。こんなのだったら、ここにはいなくてよそへ行きますよと。いうなれば、もう近隣にもそれぞれ素晴らしいコースができていますので、そういう対応が全然できていないというのが実態なのです。

ですから、場合によっては、きょう散水することであれば、昼休みにやるよとか、夕方にやるだとか、いろいろな対応はできるのではないかと。

だから、そのために利用者とCSTと教育委員会と、それぞれの立場の人が、そういう意見が出てくる前に事前に調整をするような会議を設けていかなければだめでないかという気がするのです。言うならば、意思の疎通ができる体制を十分できていかなければだめでないかと。

だから、費用対効果。費用としてはいいけれども、実際に利用する状況の人から見れば、非常に今の管理運営に対しては不満を持っているというのが実態でございます。私もパークゴルフの会長もやっていた経験もありますけれども、そういうことで苦情が来る、教育委員会に言ってくれ、もしくはCSTに言ってくれというようなことも中継ぎをしていた経過もあります。

したがって、できれば年度当初のやる、それから途中もしくは終わった段階で、いろいろな反省、協議をする機会を、パークゴルフ協会ということではなくて、そのほかの団体も利用者もおりますから、そういうようなことの配慮をやって、同じやる人から意見を聞きながらやっていったほうが、僕はよるしいのではないかという気がいたします。

そういうことで、ぜひこれらの関係について、そういう機会を今後、例えば今シーズンも終わった段階で、ことしの利用状況はこうなのだ、皆さんの意

見はないかというようなことも含めてやっていただきたいのと。

それからもう一つは、CSTからこー、二年のあれを見ますと、ティ台を取りかえてほしいという要望があるのですね。ティ台が破れたりあれしたりしているのですよ。

それで、平成15年からずっと、もう7年たっているものですから、これらについても恐らく今まで、ところどころ張りかえてやってきているのは実態ですけれども、全面張りかえとなると、どの程度の予算かかるか私は承知しませんけれども、ある面で一番ひどいところだけでもやっていくような方法等も含めて、やっていくということで、それはまた、そういう各種利用者との意見交換の中でまたいろいろ運営の関係が、要望等も出てくると思いますけれども、ぜひそういう機会をこの20年度の反省の中からやっていただきたいなという気がするのですけれども、その点いかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 9番中村委員のパークゴルフ場の管理運営関連ということでございます。

今、委員御指摘のとおり、今年度の事業についても、もう終わろうとしてございます。当然、管理会社それから私どもも入りながらパークゴルフ協会、あるいはその他団体がございます。前回は20年度のときに一度ちょっと集まっていたいただいた経緯もございまして。

そして、意見を聞きながら、また指定管理者の条件設定やなんかについても協議をさせていただいた経過がございますので、ぜひ今年度につきましても1年の反省も含めて、各関係者の皆様の御意見を聞くような機会を設けられるような検討を進めていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

また、先ほど言いましたように、ティ台の更新等につきましても我々も十分、やはり全面張りかえられれば一番ベストなのでしょうけれども、いかにせんそれぞれ業者も我々も限られた形の中で、お金の中で運用してございます。そういうことも御理解をいただきながら、今後についてどういう方法があるのかも含めて、また検討しながら進めていきたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

11番渡部洋己君。

11番（渡部洋己君） 今のちょっとパークゴルフの関連でお聞きしたいと思いますけれども、私、パークゴルフなんて年に1回しか2回やらないの

で、たまたまこの間、ある人から、町外から来た人が非常に憤慨して帰ったと。さっき言ったように、プレーの最中に散水していたとかで十分にできなかったとかとあって、それを聞くと本当に管理悪いのかなというふうに、一方的に聞くとね。

きのう、いろいろと話聞かせてもらおうと、目的は町民のためにつくったのであって、町民が健康管理そして楽しめばいいのかと。町民の方は、ある程度理解してくれているのだというふうに聞くと、それでいいのかなと思っているのですけれども。

ただ、きのう話聞くと、年間始まったら終わりまで、ずっと何か休みがなしで利用しているというかな。それではちょっと無理なのかなという、やっぱり管理上、定期的に休みがあってやるべきであって、休みなしでやるとなると、そこら辺も少し考慮してやったほうがいいのかという、今後の対応としてですよ。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 11番渡部委員の御質問にお答えをさせていただきます。

委員御指摘のとおり、私どもも管理上の中で当然、日照りが続いた等につきましては、本当に芝生ですので、生き物ですので水まきですとか、そういう部分が必要になります。

ただ、基本的には、できる限り利用に支障のないようにということでは、指定管理者とも協議をさせていただいてございますけれども、どうしてもコースをふさがざるを得ない部分もございます。

そういった意味からすると、基本的にそういう管理のためのメンテナンス的な休ませる日も必要な部分もあるのかなという考えもございます。

ただ、これはあくまで北海道という短い期間の中でございます。そういう中では、できる限り多くの町民の方に利用していただくことを考えたときに、単純に休みを設けるのがいいのかどうかも含めながら、今後について管理者、それから先ほど言いましたように愛好者の方々とも御意見をお聞きしながら、また検討を進めていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 223ページのスポーツ振興についてですが、成果報告書の56ページを見ていただいたほうがいいのかと思うのですけれども、この中で各種表彰というところのスポーツ賞についてであります。

先般このスポーツ賞、重みを持たせると、威厳を持たせるということで選考基準を厳しくするというお話を伺いました。私も非常に、それも大事なことだろうというふうに思って納得しております。

そこで、20年度までのスポーツ賞の選考基準、どこに重みがなかったのか、威厳がなかったのか。ことしから選考基準を厳しくしていくということで、どういうところを厳しくしていこうとしているのかということについてお話を伺いたいというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 6番今村委員の御質問のスポーツ賞関連の基準等についての御質問にお答えをさせていただきます。

委員御承知のように、スポーツ関連の表彰ではスポーツ賞、それからスポーツ功労賞、それからスポーツ奨励賞というそれぞれ賞を設けながら教育委員会としての表彰をさせていただいております。

ただ、基本的にはスポーツ賞につきましては、上富良野町においてのスポーツ振興、特に全般的にスポーツ振興への大きな功績、そういう方々が顕著な方々に対しての表彰というふうに我々は理解しております。

それから、功労賞につきましては、スポーツ賞までには行かなくても、長年にわたってそれぞれスポーツ振興に寄与していただいた方等についての功労の意味を込めてのスポーツ功労賞というのを今進めております。

それから、スポーツ奨励賞におきましては、基本的には若い方々が、ある程度、一定の成績をおさめた方に対しての、今後もさらに頑張っていただきたいという意味を込めての奨励賞というふうに、それぞれ意味合いを込めてルールの中で進めさせていただいております。

ただ、これから規則をつくらうとしておりますけれども、現在の規則等につきましては、具体的な年限ですとか、そういう部分が余り明確な表現ができておりません。そういうものも含めて、今後の検討材料として改正に向けて進めていきたいと思っております。

ですから、多いから少なくするのではなくて、単純に今、基本的には20年以上の競技に従じた方ですとかというふうな形でいけば、逆に言えば、本当に10代からやれば20年以上と言うと、もう30前後でもらえるような形になったりします。

そうしたときに、まだまだこれから上富良野町のスポーツのためには頑張ってもらいたいのに、ではスポーツ賞で終わりですねということにはならないということも御理解を賜りたいと思っております。あくまで本当にスポーツの一番名誉のある賞であるということも含めて今後、それこそ先ほど今村委員がおっしゃったように、重みのある賞にできればということでも今考えているところであります。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 私も先般伺った趣旨には非常に賛成なのですが、関係者といいますが、町民皆さん全員と言ってもいいと思うのですけれども、納得してもらうことが大事だと思うのです。選考基準を変えるということは、非常に問題点が出てくると思うのです。

では、今までもらった人たちは軽かったのかと、そういうふうに使われたらいかんわけですよね。

では、去年まではこういう基準であって、ことは変えるというお話でありましたよね。変えるにもかかわらず、これから選考規則をつくっていくということは、ことはどういうふうな選考でやったのかという疑問が出てくると思うのですよ。まだ表彰式には間があると思うので、そこら辺は早く示して、例えば点数を外して定数的にやるとか、それで教育長とか町長の持ち点を多くするとか、そういうふうにしてこうなったのだよという説明をしなければ、やはり納得されない人間が出てくる可能性がありますよね。なるべく早くその規則というものを、表彰前にできればつくっておく必要があるというふうにすると思うのですが、その点はいかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 5番今村委員の御質問にお答えしたいと思います。今年度の表彰等につきましては、それこそ現行の規則基準の中で選考させていただいております。

ただ、選考の手順としては、基本的にはまず個団体というのですが、各それぞれの種目の協会等から体育協会のほうに推薦をいただきます。

それから、体育協会の中でその方の功績等について、また協議をしていただいて、体育協会が基本的には推薦をするという形の中で、審査委員会のほうに表彰の推薦をしていただいております。

その審査委員会におきましては、当然、体育協会の会長さん、それから文化連盟の会長さん、それから各学校長の代表の方等々の、それぞれの分野に携わった方々に審査をしていただいた中で、今年度のスポーツ功労賞あるいはスポーツ奨励賞等の結果をいただいております。

その審査委員会の意見をもとに最終的には教育委員会において決定をするという、そういう手順の中で進めさせていただいております。あくまで今年度については、今までの規則等に沿った中での決定ということでございますので、御理解をいただければと思っております。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

2番村上和子君。

2番（村上和子君） 219ページ、多世代交流センター管理費のところですが、清富の多世代交流センターにつきまして、これは3年間様子を見て利用状況等を調査をして、今後どうするか、改修するかどうか検討するという答弁いただいているのですが、もう最終年度3年目になって、あともう5カ月ぐらいであれなのですが、ここのお考えとしてはどうなのでしょう。改修の方向に進んでいるのでしょうか。それとも、もう改修はしないと、こういったことなのでしょう。ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 2番村上委員の御質問にお答えします。

清富多世代交流センターのことだということで理解をしながらお答えをさせていただきたいと思いますが、清富多世代交流センターにおきましては委員御存じのように、平成17年の末に清富小学校が閉校して、19年から清富の多世代交流センターという形の中で社会教育施設として運営管理をさせていただいております。

その間におきましては、当然、教育委員会、町としても他の施設を買ってくれる方がいないのか、あるいは他の施設利用ができないものか等々を実は検討を進めております。その中で町のほうとしても当然、教育委員会だけで最終的な処分というのでもできない部分もありますので、町との協議の中においても何かそういう方策あるいは相手の探し方等についても検討を進めてきております。

そういう意味で3年間、どういう状況になるのかを様子を見たいということでお答えをさせていただいている部分があるかと思っております。ことしでちょうど3年目になります。そういう意味も含めるときに、今後の施設のあり方等については、やはり現状のままでも利用していくには、正直言います、備品も何もない状態の中で今、運営を進めております。それで、最低限必要な備品あるいはそういう設備等については、今後検討しながら整備をしていきたいなと思っております。

ただ、まだ本当に今年度、あと半年ございますけれども、そういう形の中で新年度に向けて、またそういうものが必要なのかも含めて検討していければと思っております。

ただ、今後どなたかがそういう買収をしていただくか、そういうものが出てくればまた違ってきますけれども、今後の利用につきましても、また清富住民会とも当然、協議を進めながら、御意見をいただきながら決定をしていきたいなというふうを考えてございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 今、検討を重ねているという御答弁ですけれども、場所が距離的なこともありまして、ちょっと利用しにくい点もあるのかなということを考えるのですけれども、利用の仕方によりましては上中の吹奏楽部の合宿研修ですとか、それから安政太鼓の練習ですとか、そういった部分だとか、自衛隊の方の銃剣道の練習だとか、いろいろあそここの場所もまだ建物が新しいですので、利用によってはいろいろ使えるものだなというふうに思うものでして、東中の多世代交流センターはトイレをちょっと改修しましたり、そこそこ改修しましたので、やっぱり少し大がかりになると財政的にも大変かと思えますので、もう少し利用しやすいようなトイレ改修ですとか、いろいろなそういったところを検討して、あそこはちょっと本当にどうなっていくのかなという、あのまま清富住民会の人だけの利用とかとなりまして、また重荷になってしまうのかしらなんていうことも考えるものですから、そういったことで検討のほうをぜひ進めていただきたいと、よろしく願いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 答弁必要ですか。村上委員、答弁要りますか。

教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 5番村上委員の御質問にお答えさせていただきます。

清富多世代交流センターにつきましては、今後の利用方法等もきちっと念頭に入れながら、どこまでできるかも含めて、今ここで即トイレを改修しますかということとは言えませんが、どこまで、どういうものが必要かも含めて検討しながら今、進めていきたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 10番和田昭彦君。

10番（和田昭彦君） 上富良野高等学校の振興対策ですけれども、ちょっとページが207ページになるのでしょうか。振興対策の一つとして、187ページだそうなんですけれども、技能検定などに資格を取得するために受験料を助成しているわけなんですけれども、提出していただいた資料32によると、その合格率が約3分の1なんですけれども、平成20年度ですね。これまでもこの程度の合格率だったのか、また、この検定そのものが合格率が、全体の全国の検定の合格率がこんな程度なのか、上高の生徒の成績が悪いのか、その辺ちょっとわかったら教えていただきたいと思っておりますけれども。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 10番和田委員の御

質問にお答えさせていただきたいと思っております。

それぞれの検定名がございます。受ける検定の種類につきましても、これはあくまで学校のほうで、こういう検定があり、こういう検定が今後の子供たちの将来に向けて有効ですよという考えの中で、恐らく学校のほうで選定をさせていただいていると思っております。

ただ、この合格率等につきましては、私どものほう、実は全国的な検定のレベルというのですか、合格率がどの程度なものなのかというのは、現在のところ把握はしておりません。昨年度とのちょっと比較もしていないということで御理解を賜りたいと思っております。

ただ、私どものほうは本当に、全員が合格するというよりも、やっぱり子供たちが、こういうものに挑戦をするという意欲を、ぜひかき立てたいなというふうに考えてございます。そういう意味も含めて、余り基本的には結果にはこだわっていないといえれば怒られるかもしれないのですけれども、やはり子供たちにそういう挑戦する気持ちを持っていただきたいというのが大きな目的ということも含めて、御理解をいただければと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 10番和田昭彦君。

10番（和田昭彦君） せっかく振興対策として助成しているのですから、できるだけ合格率が上がるように学校のほうにもよろしく指導するように、教育委員会のほうから口添えをしておいていただきたいと思っておりますけれども。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 10番和田委員の御質問。

また、学校のほうとも協議を重ねながら、本当に何人受からなければだめだということ自体はちょっと言えないのですけれども、基本的にできる限り受かるように、これを見ていただくとわかるように、だんだんだんだん、それぞれの段階がございます。そういう意味では、だんだん難しくなればなるほど合格者が減ってきているのも事実でございます。それだけ難しくなってくるのかなとは思っておりますけれども、できる限りということで学校のほうともまたお話をさせていただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 今、和田委員の関係と重複をする面もありますけど、資格取得に対する受験料は、総体で幾らになるのですか。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） それでは、9番中村

委員の御質問にお答えさせていただきます。

検定の助成という形の中では、基本的には1受験に対して7,000円、1人当たり7,000円ということで、それぞれ計算をさせていただいております。

ですから、約20万円ぐらい今回も使われているのかなというふうに御理解を賜ればと思っています。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 1人当たり7,000円ということでは、予算措置はしているということだけれども、実際にそれぞれの検定の内容によっては、受験料が違うわけでしょう。本当はそれを知りたいのですけれども、そして、その総額は幾らかということで、それはわかりませんか。

委員長（長谷川徳行君） 学校教育班主幹、答弁。

学校教育班主幹（藤田敏明君） 9番中村委員の御質問にお答えしたいと思います。

高校の資格取得の助成の関係でございますけれども、一応1人7,000円程度ということで、1人何回か受けても7,000円程度までということで助成させていただいているところでありますけれども、全体のかかる経費、これについては今のところちょっと資料持ち合わせございませんので、ちょっとわからないというのが実態でございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 現実に191万8,000円出して、そのうち生徒の入学時の準備とかいろいろあれだとかということで分けられて、それでは7,000円イコール何ぼという形で、この資格取得の決算が出てきているわけでは僕はないような、一般的にです。

そうすると、何の受験に何ぼ、何の受験に何ぼ。1受験7,000円ということは、そういう高いものはないと思うのですけれども、できればそういう数値を教えてほしいと思ったのです。それは今すぐわかりませんか。

委員長（長谷川徳行君） 学校教育班主幹、答弁。

学校教育班主幹（藤田敏明君） 9番中村委員の御質問にお答えしたいと思います。

中村委員おっしゃるとおり、1人で二つ受験、あるいは三つ受験される方もおられます、実際には。

ただ、それがどれで何ぼ受けたというのは、大変申しわけございませんが、今、資料ございませんので、後ほど調べて報告したいというふうに思います。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 現実の問題、やっぱりどんぶり勘定で7,000円というのではなくて、やはり例えば実用英語技能検定では何人で何ぼ、級がありますから、また級でも受験料が違うと思いますけれども、そういうような形で、できればまとめた形で後ほど出していただきたいと思います。

それで、上富良野高等学校の教育振興会の補助の関係で、行政点検評価表の33ページに、達成度はCということになっているのです。今回、教育行政の点検評価の中ではAは少なく、なおかつCも少ないのです。どっちかというとならBが多いのですけれども、我々、上富良野高等学校の振興策ということでいろいろ施策を行って、町としても助成を進めてきました。

しかし、上富良野高等学校が存続するためには、ぜひということで我々も議会として応援体制を組んできております。

しかし、この資格取得だけが特色のある地域に根ざした学校づくりの振興になっているのかということ最近、中学生の生徒数が少ないから、当然、受験者数も少ないから、上富良野高等学校に入学する生徒も少ないということはある面で理解をしたいと思いますけれども、現実には特色のある学校ということで、このことで生徒が集まるのかどうかという素朴な疑問を感じるのです。

そして、この資格取得によって恐らく就職に有利な部分もあるのも僕は当然だろうと思いますし、先ほど課長が言ったように、そういうチャレンジをするという気持ちを育てていくことが学習意欲に、それから社会に出てもというようなことの必要性も当然あるだろうと判断するのですけれども、特色のある地域に根ざした学校ということで、これでいいのかという素朴な感じをするのですけれども、教育長としてはどう考えていますか。

委員長（長谷川徳行君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 9番中村委員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

特色ある事業をいろいろ今まで長年の中で展開をしてきてございます。それが決め手として、これがいいというところは正直言って、委員各位もお持ちのことだというふうに思うのですけれども、とにかく今の中ではやはり最終的に卒業して、就職する。大学へ行く。それだけの学力、いろいろとあると思います。

そういう状況の中で、最後にやはり出口がきちっとその体制の中で整えなければならないというところで、この資格ですとか、いろいろな部分で展開してきたという経過もございまして、そういう中

で上富良野高校の位置づけというものを、やはり考えていかなければならないのかなというふうに思います。

とにかくスポーツ、文化、いろいろ手段としてはあると思いますけれども、前段申し上げましたように、卒業するときに、どこにきちっと卒業して就職するか、進学するかというところが一番の部分かというふうに思います。その中から、この特色ある事業というものを位置づけしていくというのは、なかなか今の段階では難しい部分はありますけれども、そういう中で進めなければならぬなというふうに思うところでございます。

昨年度から、20年度からですけれども、上富良野中学校、各中学校の生徒にも上富良野高校に進路指導という形で生徒たちも呼んで、いろいろ上富良野高校の位置づけをお話させてもらったり、担当する各中学校の先生方もお呼びして、上富良野高校との位置づけをきちっと御説明をさせていただきながら、上富良野高校の魅力あるものを、こういうぐあいに進めているよというPRも含めながら対応しているというところが今の現実でございます。

決め手が一つないということも正直言ってございますけれども、何とか上富良野高校のそういう部分も何かこれから模索もしながら対応していかなければならないということが、ひとつ重要に我々も認識してございますので、今後少しまた、今まで長い時間もかかってございますけれども、何とかそういう方向で上富良野高校の存続という形を対応していきたいというふうに今のところ考えているところでございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） 今回、私初めて決算特別委員会を経験したわけでありましてけれども、細部にわたりまして精査するということは本当に大変な労力であると。私的には本当に前かけをして体を動かして、本当に仕事しているほうが楽だと、そう思いました。

そういった中で、気のついた点が2点ございます。ただ、初めてのことでございますので、私自身、細部にわたり十分認識されていない点もございまして、個別のコメントは差し控えたいと思います。

全体として見ると一つは、ある事業展開した、またある施設をつくったと。しかし。

委員長（長谷川徳行君） 一色美秀君。済みません。教育関係に対しての質疑ではない。

7番（一色美秀君） 全般に当たることなのですが。

委員長（長谷川徳行君） 教育関係しか受けていませんので。

7番（一色美秀君） そうですか。それでは教育関係の前に戻らせていただきます。

先ほど米沢委員がおっしゃいました放課後子どもプランの事業についてよろしいでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） はい、どうぞ。

7番（一色美秀君） その前に一つお聞きしたいのですが、初めてでわからないのですが、一問一答の質問なのですが、時間制限があるわけなのでしょうか。時間の制限。

委員長（長谷川徳行君） 今ですか。

7番（一色美秀君） 今というか、いろいろなすべでの。

委員長（長谷川徳行君） 一般質問にはありますけれども、決算特別委員会だから時間制限はありません。

7番（一色美秀君） それで、先ほど米沢委員がお話していた件なのですが、指導者の育成のための専門職として見るか、そして賃金として正当に見るかということと、あくまでも謝金だと、ボランティア的な要素を含めて見るのだというような、かなり突っ込んだ答弁がございましたけれども、その中で、これはやはり一担当課長だけの範囲の中ではお答えできない範囲ではないかと思うのです。

そういった中で、やっぱりトップの決断が必要でないかと。そのとき途中で何か時間が、途中で鐘が鳴ったような気がして中断されてしまったような気がしたわけなのですが、もっと突っ込んだ意見が必要でないかと思うのですが、いかがなものでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 私にですか。

7番（一色美秀君） 委員長にですね。

委員長（長谷川徳行君） それは、私もそれはあれだと思いますけれども、それはやっぱり委員がどのように聞くかなのですよ。

7番（一色美秀君） わかりました。

私的に、やはり専門職と見て、指導員の指導もやらなければならないと。

そういった意味で、ぜひこれは賃金として、きちっとした体制を整えて予算を組んで行っていただきたい、そのように希望するわけでありまして、それに対してどのようなお考えだか、お答え願いたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 7番一色委員の御質問でございますけれども、先ほど米沢委員と謝金と賃金

のお話もあるのですけれども、結果的には今の放課後プランの先生方の賃金体系が、ほかのところから見れば低いのではないかというお話をさせていただきました。たまたま賃金と報酬の支払いの補助金等、いろいろな部分もございますけれども、今後ほかのところと精査もしなければならぬ部分もたくさんあるかと思っておりますけれども、どういう形が上富良野町のためにいいのかどうかというのは、今後の動きになってくるかと思っております。

今の段階の中で先ほど言いましたように、どうしても地域の方々の協力が私は必要だということも含めながら、そういう形の中で対応していきたいということで、ちょっとお話をさせていただきましたので、その点につきましても御理解を賜りたいというふうに思うところでございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） 専門職として、指導者として実際に行う場合、それなりの教育を受けてこななければならないと思っております。

そういった意味において、これは町として本当にそういった面で真剣に取り組んで、きちとした中で、あくまでもボランティアに頼ることなく、独自のものやっていたきたいと思うわけですが、その点について町長自体の御意見を聞きたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 7番一色委員の御質問に私のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

重複するかと思っておりますが、この事業につきましては、今、教育委員会のほうからも申し上げましたように、地域と協働でこういう事業を広く展開することが事業の目的だというふうに認識してございますし、またその事業にかかわる方々については、特定の方だけしかできないという、そういう職業的な観点ではなく、広く地域の方に担っていただくというそういう位置づけで、この役割をしていただく方の押さえをさせていただきますので、そういう観点から謝金という取り扱いをしているところでございますので、繰り返しで申しわけございませんが、そういうことでひとつ当面進めていくということ、ひとつ御理解いただきたいというふうに思っているところであります。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 219ページの、公民館費の中で図書館の運営という形で、資料の10ページ

の10の中に、事業評価の中で指定管理者や委託ボランティアの活用などという形で図書館の将来のあり方について検討したいというような評価内容になっているわけなのですが、この点は今すぐどうのこうのという話ではないと思っておりますが、現状の運営形態で何か不都合な点があるのかどうか、お伺いしたいというふうに思っております。

例えば、町が進めている行政改革あるいは評価という形の中で、やっぱりこの点、きっちりすみ分けする必要があるのではないかと。

例えば何回も言いますが、公民館やパークゴルフ。こちら、どちらが住民にとって本当に情操教育、いわゆる学校教育等の立場からすればいいのかとした場合は、私は図書館をもしも指定管理者という形、あるいは委託という形にするのであれば、パークゴルフ場を民間にもう譲渡すると。そうすれば、何ら経費のかかる必要もないわけで、もしくは全く経費のかからない状態に戻すという形にすることも一つの選択の一つだと思います。今は一定の人を配置しますから、一定の金額も必要になってきます。

例えば、草刈りだけでいいのだということになれば一定の精度を持たせて、そういうことも可能なのです。そういうことを考えたときに、経費の削減ありきという状況の中で、どんどん住民との関係で切実な分までも民間委託、譲渡あるいはなってしまうというところに問題があるのだと思っておりますが、こういうものも含めて、こういった事業評価の対象という形では、どういう不都合、現状も含めて評価されたのだと思っておりますが、この点はどのようなのでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 5番米沢委員の御質問にお答えしたいと思います。

図書館管理運営の関連の中での点検評価の関係の資料ということで今、確認させていただきます。

当然、図書館の運営の方法の中に、一つとしては指定管理というのも方法としてはある。そういう中で、具現化はどこまでできるかはわかりませんが、どこまで可能性があるのかも含めて、きちっと検討を、我々行政としてはしていかなければならないというふうに認識してございます。

ただ、委員おっしゃるように、当然それではパークゴルフ場との関連だとか社会教育施設全般の考え方の中で当然、取捨選択をしながら今後の方法については進めていかなければならないというふうに理解をしております。

ただ、現実に図書館自体の管理を指定管理者が行っているところもございまして。そういうところも

含めたときに、どういう状況なのかも今後、検討材料としては、我々としては検討してみたいということで表現をさせていただいているということで御理解を賜ればと思っております。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

2番村上和子君。

2番（村上和子君） 209ページ、社会教育班のところですけども、このところで7名の方が対象になっておりますけれども、時間外手当が一番総務課以上に、病院とかラベンダーハイツとか仕事柄でわかりますけれども、このところが非常に231万6,564円ということ。

委員長（長谷川徳行君） 209ページの。

2番（村上和子君） 209ページの社会教育班の時間外手当について、ちょっと申し上げているのです。

それで、資料をちょっといただいているので、7ページですね。7ページ。7番ですね。

昨年は2,067時間で、ことしは1,343時間。時間外手当ですね。昨年と比べて時間的には724時間短縮されているのですけれども、こういうことができるのであれば、短縮に努めていただきたいと思うのですけれども、これにつきまして、土曜日ですとか日曜日ですとか夜間ですとか、そういったときに、行事も多くあるかと思っただ変は大変だと思うのですけれども、その点についてちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 2番村上委員の御質問にお答えをさせていただきます。

資料の7番ということによろしいでしょうか。

時間外関連につきましては委員の御指摘のとおり、教育委員会、特に社会教育関連事業につきましては土日の事業があったり、あるいは当然、一般の方が対象ですので、夜間に会議を開催したり、あるいは事業を行ったりということで、それぞれ時間外に至るケースが結構多いのかなというふうに考えております。

ただ、対応としては、できる限り職員には代休等で振りかえられるような形をとってもらいながら、時間外手当の削減等に努めていただいております。これは当然、日ごろの仕事の配分等もございまして、そういうものも含めて現在のところは、できる限り代休でということでの指示もしながら進めているので、結果として19年、20年のそういう数字に出てきたなというふうに理解しております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 一番最高多い方で何時間ぐらいになるのでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） だれが多いか等々については、個々のデータについては今は持ち合わせてございませんので、後ほどまたお答えをさせていただきます。

委員長（長谷川徳行君） 村上和子君、だれが多いかと名前は出ませんので。

2番（村上和子君） わかりました。結構です。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 231ページの給食センターのかかわりについてお伺いいたします。

かなりこの間、修繕、改善も進められてきております。広域という形になってきておりますが、当分の間、この施設が運営維持できる部分については、いわゆるこちらのほうで行うという形になってきていると思いますが、これは基本的には町の考えが最終的に決定するのだと思いますが、いつまでこれを存続するかどうかということも含めて、この施設の維持管理の計画というのは持っておられるのかどうか、もしくはこのまま、こういう形式で行くとすれば、それなりの対応の仕方というのが求められてきているかというふうに思いますので、この点はどのようなのでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 給食センターの管理運営に関してのことだと。委員御存じのように、基本的には今、広域連合の中で運営をさせていただいております。その中で自賄い方式という形の中で当該施設の運営をしているところでございますけれども、私どものほうの考えで具現的に、では5年後、10年後にこの施設をなくすとか、そういう計画は今のところ持ってございません。

ただ、基本的には、できる限り使える範囲の中で効率的にこの施設を使用していければなというふうに考えてございますので、ただ、いかんせん昭和54年に建てている建物でございます。

そういうものを考えたときに、今後どこまで持つのかについても多大な投資がかかるようであれば、またその部分の中では検討していかなければならないというふうに考えてございますので、御理解いただければと思っております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) 教育振興課長。

教育振興課長(前田満君) 先ほど村上委員のほうから時間外、だれがどのぐらい多くとっているのと。ちょっと今、最大のものだけつかんだのですけれども、335時間の時間外をしているということです。

以上でございます。

委員長(長谷川徳行君) よろしいですか。

それでは、ないようですので、これで10款の教育費についての質疑を終了いたします。

説明員が交代しますので、少々お待ちください。

(説明員交代)

委員長(長谷川徳行君) 次に、11款公債費の234ページから12款の諸支出金、13款の給与費、14款予備費の239ページまで一括して質疑を行います。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) ないようですので、これで11款の公債費、12款の諸支出金、13款の給与費、14款の予備費についての質疑を終了いたします。

以上をもって、一般会計決算認定についての質疑を終了いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

今後の予定について、事務局長から説明をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

あす9日は本委員会の最終日で、各会計歳入歳出決算認定の特別会計と企業会計決算認定の質疑、各分科会ごとに審査意見書案の作成、全体での審査意見書の作成、理事者の所信表明、討論、採決の順で進めてまいりたいと思います。

出席の際には、各会計歳入歳出決算書、病院事業、水道事業各会計決算報告書及び各資料等を御持参願います。

あすの開会は午前9時でございます。定刻までに御参集くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

午後 4時46分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成21年10月8日

決算特別委員長 長谷川 徳 行

平成21年上富良野町決算特別委員会会議録（第3号）

平成21年10月9日（金曜日） 午前9時00分開会

委員会付託案件

議案第 4号 平成20年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件

議案第 5号 平成20年度上富良野町企業会計決算認定の件

出席委員（12名）

委員長	長谷川 徳行 君	副委員長	岩田 浩志 君
委員	岡本 康裕 君	委員	村上 和子 君
委員	谷 忠 君	委員	米沢 義英 君
委員	今村 辰義 君	委員	一色 美秀 君
委員	中村 有秀 君	委員	和田 昭彦 君
委員	渡部 洋己 君	委員	佐川 典子 君

（議長 西村昭教君（オブザーバー））

欠席委員（0名）

遅参委員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向山 富夫 君	副 町 長	田浦 孝道 君
教 育 長	北川 雅一 君	会 計 管 理 者	新井 久己 君
代表監査委員	高口 勤 君	議選監査委員	岩崎 治男 君
総務課長	服部 久和 君	産業振興課長	伊藤 芳昭 君
保健福祉課長	岡崎 光良 君	健康づくり担当課長	岡崎 智子 君
町民生活課長	田中 利幸 君	建設水道課長	北向 一博 君
技術審査担当課長	松本 隆二 君	公園整備担当課長	菊地 昭男 君
農業委員会事務局長	菊地 哲雄 君	教育振興課長	前田 満 君
ラベンダーハイツ所長	大場 富蔵 君	町立病院事務長	松田 宏二 君

君関係する主幹・担当職員

議会事務局出席職員

局 長	中田 繁利 君	主 査	深山 悟 君
主 査	遊佐 早苗 君		

午前 9時00分 開会
(出席委員 12名)

委員長(長谷川徳行君) おはようございます。
御出席御苦勞に存じます。

ただいまの出席委員は12名であり、定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事について、事務局長から説明をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 本日の議事日程につきましては、さきにお配りいたしました日程を進めていただきますようお願い申し上げます。

以上です。

委員長(長谷川徳行君) 質疑に先立ちまして、昨日9番中村有秀君からの上富良野高校の資格取得の件につきましての答弁漏れがありましたので、答弁をいたさせます。

学校教育班主幹。

学校教育班主幹(藤田敏明君) 9番中村有秀君の昨日の上富良野高等学校の教育振興会補助金にかかります資格取得助成の答弁をさせていただきたいと思っております。

検定の単価の関係でございますけれども、これにつきましては、それぞれ等級によりまして単価設定がされております。まず、英語検定のほうでございますけれども、それぞれ準2級の3,400円から5級の1,200円、漢字検定になりますと2級の4,000円から7級の2,000円まで。さらに、植物調理技術検定につきましては700円と600円、それとワープロ検定につきましては1,200円から900円。それと、情報処理検定におきましては1,200円から1,000円、それとワープロ検定におきましては2級の1,750円から4級の1,050円までということで、それぞれ等級におきましての幅広い単価設定がなされている現状でございます。その検定料と合わせましてそれに伴いますドリル、あるいはテキスト代、それと英検の答案用紙の送付料ということで、合わせまして資格取得助成ということで、61万1,617円の補助をしているところでございます。

以上でございます。

委員長(長谷川徳行君) 中村有秀君、これで質疑はよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) それでは、平成20年

度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の特別会計より質疑を行います。

最初に、国民健康保険特別会計全般の243ページから283ページまでの質疑を行います。

2番村上和子君。

2番(村上和子君) 245ページ、国民健康保険税、これが予算と比べまして、収入済みとの比較が521万5,729円、これが減になっておりますが、国保の加入している人が3割で3,556人だということでございますけれども、このところで409世帯減っているのだと、こういうことなのですけれども、20年度の予算のときに後期高齢者1,452人、この人数で見てたと思うのですけれども、このところちょっと数字的にどうなのでしょう。誤差があると思うのですけれども、そういったことで収入減にもつながるのではないかと考えるのですけれども、その点お伺いしたいと思います。

委員長(長谷川徳行君) 町民生活課長、答弁。

町民生活課長(田中利幸君) 2番村上委員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、平成20年の4月1日から後期高齢者制度に移行いたしまして、原則75歳以上の高齢者の方につきましては、新しい保険制度に移行したところであります。

この人数のさやにつきましては、約300人ほど被用者保険の被扶養者、わかりやすく言いますと、例えば私のおふくろが共済の保険に入っていたものが75歳を超えているので、そのまま後期高齢者の制度に移行したところです。このような方が被用者保険の被扶養者が約300人ほどおられますので、当時昨年で言いますと75歳以上国保に加入している方が約1,100人ほどでございましたが、被用者保険の扶養者が300人ほどふえることで、後期高齢者の被保険者が1,400数十人、このような数字になるところであります。

以上であります。

委員長(長谷川徳行君) 2番村上和子君。

2番(村上和子君) 扶養者であったがためにということで、今300人ぐらいということで大体数字的にあれですけれども、普通65歳以上になりますと、年金の天引きで始まりまして、介護保険と合算して年金額の2分の1を超える人は、介護保険が優先されるのですけれども、そういったことで国保のほうの普通の徴収というのが難しくなって、それに伴う未収になっているのではないかと考えるのですけれども、その点はいかがですか。

委員長(長谷川徳行君) 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 2番村上委員の御質問でございますが、委員おっしゃるように、まず後期高齢者の年金の特徴につきましては、委員おっしゃるように、年収の18万以下、あるいは保険料と介護保険料合わせて年金額の2分の1を超えない方については、年金での徴収ということになったところですが、この後期高齢者の未収については、そのような方ではございませんが、この国保の滞納につきましては、特に年金の特徴にかかわらない経済状況の影響を受けながら、この未収が発生したというふうにとらえているところであります。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 今回の国保税は、全体として療養給付費の19年度から見て若干下がっているという状況があると思いますが、この点については例えば予防医療等々結びついた減なのか、あるいは後期高齢者医療があった中で原因がもとで減少しているのか、その点はどのようになっているのかお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 5番米沢委員の御質問にお答えをいたします。

まず、全体の総額につきましては、後期高齢者に移行したことでございますので、歳入も含めまして歳出総額すべて減少している、総額がそっくり後期高齢者に移行したという点から、総額につきましては少なくなってきているところであります。

ただ、委員御指摘の医療の給付費の分析をいたしますと、委員御指摘のとおり、この約10年以上予防活動を進めてきた結果、医療費が通常全国よりも抑えられているという実態は間違いなく確認しているところです。

また、上富良野町の特徴的な分野で言いますと、受診の数はふえているけれども、医療費が伸びてこないという現状も特徴的にございます。適切に検診を受けることで、早くその病状等が発見できて、適切な治療をすることで、医療費が伸びないというような特徴も見えてとれるところであります。

今後、保健福祉課と十分連携しながら、これらの医療費の抑制に十分意を尽くしていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 保健福祉課のほうの担当の方にお伺いいたしますが、特定健診等あるいは予防医療等に努められていて、循環器系あるいは成人病

も含めた、そういった病状の中で早期に予防するという取り組みがずっと続けられておりますが、この20年度においては、そういう状況の中で特に引き続き従来のを精度を高めるといふ方の予防対策に当たられたと思うのですが、この重点を置いているというところについては、予防対策についての重点はどのようなものを設定されているのか、またお伺いしておきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 健康づくり担当課長、答弁。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 5番米沢委員の御質問にお答えいたします。

平成20年度につきましては、レセプトの分析と健診結果の分析から、町の血圧のコントロールが非常に悪いということがわかりましたので、そのことが脳や心臓や腎臓の血管を痛める原因になっているところを特に最重点におきまして、自分自身が朝と夜の血圧をきっちり自分自身で確認をして、たまたま健診場面ではかったものが低いとか高いではなくて、いつも血圧がコントロールされている状況に、自分で管理できる力をつけるということで、血圧の高い方につきましては、健診の後2週間、血圧の自己測定をしていただきまして、その後に相談をするという形をとりました。

その結果、病院にたまたま行ったときには、非常に血圧の薬が効いて低い状況であったけれども、朝になったら薬がもう切れていて、血圧が高い方というのを御自身が自分で判断をされて、先生の方に手帳を出すことで、お薬の変更になったり追加になったりということで、20年度に血圧のコントロールが、自分の目標値に達していない方が、21年度にはかなりの数がコントロールの目標値に達したということで、改善の割合とかを出して行っています。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 内容的にはよくわかりました。大変この予防医療というのは、いろいろな面でその状況によっても変わるかとも思いますが、効果が上がっているということでもあります。

さらに、お伺いしたいのは、そういった中で国保税の問題なのですが、近年国保税の問題については、不納欠損や未収金等の状況が、努力もあって収納率も向上するという点があるのですが、比較的19年度、20年度から見ても、不納件数が20件という形で490万があるという状況になっております。この点は1人当たりの不納欠損の額が高くなってきている部分がかかなりあるのかなというふうに思いますが、その点はどのようになっているのかお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 5番米沢委員の不納欠損に関する御質問にお答えをしたいと思います。

今回実人数20人で491万3,948円の不納欠損をさせていただきましたが、これらの要因につきまして、若干御説明を申し上げたいと思います。

まず、国保の制度自体は高齢者の方、あと失業年金、あといわゆる低所得者層の方々が構成をしているところであります。分析をいたしますと、無職あるいは極端に低所得の方が、国保加入世帯の約5割を占めているなどという分析をしているところであります。いわゆる国保制度自体この脆弱な財政基盤にあるということは、上富良野町だけではなく、全国の問題、課題にもなっているところであります。

加えて、この昨年秋以降からの不況等の影響も相当数受けているなどというふう実感をしているところであります。国保税は1年前の収入に応じて、付加をされるところでありますし、また税の中では1人当たり一番大きな金額になるような税目でもございます。

したがって、そのような背景から、当時は相当数の収入を得ていたのだけれども、それがリストラ等で失業してしまう、あるいは病気で働けなくなってしまふ、このようなケースから、1件当たりの不納欠損額が多いというような現状もあるところであります。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） そういう中で実態としては、例えば今担当の課長がおっしゃられたように、1年前の所得によって課税されるわけですから、今年度は仕事がなくなったと、もしくは大幅に給与がカットされたという場合は、これは町長の判断、あるいは裁量等によって、減額もしくはその対応ができるというような条文が書かれておりますけれども、そういうような相談というのは、実際あるのかどうか、この20年度では、もしくはそういう相談があった場合に、そういう対応がされる部分があるのか、もしくは一定のこの前の所得があるから、この所得に応じて課税されているから払ってくださいと、仕事なくて大変で給与も下がったのに大変だから、分納でその金額を算定した金額を払ってくださいというような、二つの選択があるかというふうに思いますが、私、極度に下がった場合は、いわゆる町長もしくはそういった判断の、特別な事情が発生した場合、そういう対応も必要かと思うのですが、その点の判断というのは、どういうふうにな

されているのかお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 5番米沢委員の御質問でございますが、まずケース・バイ・ケースであるということをもまず1点御理解をいただきたいと思ひます。まず、その方の年齢等にもよりますし、またその背後の状況によります。今、失業したという事実をとらえて、その方が若い方で、これから就職活動をして、就職をする可能性があるという方については、減免をすることにはなりませんので、いわゆる状況を見ながら、就業、就職をした後に、適宜分納をしていただくというような相談になるでしょうし、またその方がもう65歳を過ぎて、これから資力の回復がなかなか見込めないだろうというような方につきましては、減免と合わせて執行停止等の手続をして、3年後状況が変わっていないようでしたら、不納欠損も選択肢の中に入れていくというような相談を日々させていただくところであります。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 細かい分納の対応も含めて、なされる必要もあると思ひます。何回も言っておりますけれども、特別な事情がある場合は、これは通達などでも出ているかと思ひますが、適正に減額措置も含めた対応だというふうに思ふのですが、そういう判断も含めた中で、この納税のあり方については、対応していただく必要があると思ひます。

さらに、お伺いしたいのは、国保税そのものが単純に下げたからと言って、収納率が上がるというものではありませんけれども、ただ今の経済事情から言えば、一定の税率の引き下げ等々も勘案した中で、収納率対策や予防対策も含めた中で、医療費を抑えるだとか、そういう対策、あるいは収納に応じれば、その時々状況にあった税率の改定というのも、しょっちゅうあるわけにもいきませんが、特に今回のこの長引く不況という状況の中では、私は必要だと思ひますし、決算の中にでも7,000万ぐらいでしょうか、黒字決算という状況になっています。

これは全部当然使えないということはわかりますが、今後の予想される医療費の増嵩等も考えた中で対応するというところでありますけれども、税率の見直しだとか、軽減策をする必要があると思ひますが、町長この点はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 今、5番米沢委員から御質問がありました件について、私のほうから答え

させていただきたいと思います。

非常に、国内外共通して経済不況だというのは、もう御案内のとおりでありまして、この回復が早期になされることを期待しているところでありますが、いずれにしましても、国保の財政運営御案内のとおり、費用を被保険者の皆さんで賄うという、そういう仕組みの中で、かつ財政秩序を保ちながら事業の運営をしているところであります。

私どもも、それぞれ被保険者の負担の軽減のために、この医療費の高水準を改善したいと、また分析しますと改善の余地がございますので、その改善をすることで負担の軽減を図るといふ、それが基本だということでその取り組みを長年やって、担当課長から申し上げますように、一定程度の成果でまたそれを助長したいということが基本でございます。それを中心にやっているところでありますし、また委員がおっしゃられるように、大変経済的にも厳しい状況でございますので、負担の限界のケースもあるかと思いますが、これらについては、先ほど来申し上げますように、地方税法の規定に基づいて、実態に沿った適切な措置をすることが求められているところでございますので、そういうことを中心に今やっているところでございます。

一部の自治体におきましては、一般会計をもって税の軽減をしている自治体もあるやに聞いてございますが、それを仮にするとすれば、これは際限のない状況を迎えますので、今ここ当分国におきましても、今被用者保険と国保と合体という大きな構想も持っておりますので、そういうその行方もしっかりとらえながら、前段で申し上げましたようなことを基本にやっていくことで、健全な国保の財政運営に努めてまいりたいというふうに考えてございますので、御理解を賜りたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 私が聞いているのは、当面どうするかと、副町長は絶えず将来をかんがみているということで、子育て支援の寄附もあるからということと言っているのですが、現状をどうするのかということをお聞いているのであって、そういうことも含めて当然その立場であれば、いろいろと将来的なこともあるのでしょうかけれども、しかし私は将来的なことも含めて、一般会計におけるこの余剰金をこちらに振るだとかすれば、軽減策も図れる部分もあるのだろうというふうに私は思うのです。

実態としては相当口では言いません、皆さん。こんなことを言って、ほかの人に迷惑をかけたら困るということで、本当に生活の苦しさというのは出てきてます。ここにも収納の成果表の中にも、意見書の中にも、大変経済的な事情も含めた中で、厳しい

実態というのが明らかになってきているわけですから、そうだとすれば自治体としてどうするべきかということが、課題として上がってこなければならぬ話だというふうに思うのです。

私はそういった点でも、一般会計からの繰り入れも含めて、再度検討する必要もあるのではないかなと思いますが、この点もう一度伺いたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 繰り返しになって大変恐縮でございますけれども、やはり資力の調査も当然私どももしますし、資力のない方に税を納めるといふことについては、これは当然限界がございますので、繰り返しになりますが、地方税法の規定に基づきまして、それらは的確に対応することが求められてございますので、私どもも前年の所得があって、今いるんな諸事情での負担がなされないということであれば、当然法に基づく措置を講じて救済するというのが、法のねらいでございますので、それらの適用を的確にやるのが我々の任務だと思いますので、そういうことを旨としてやっていきたいと思っております。

いずれにしましても、どなたが負担するかでございますので、繰り返しになって大変恐縮でございますけれども、この国保の事業につきましても、加入されている方が相互扶助でこの事業を展開されるのが基本でございますので、そういう範囲の中で最大限努力を私どももしてまいりたいというふうに考えてございますので、いずれにしても御理解いただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 相互扶助はよく聞いている話なのです。これは社会保障という立場からすれば、当然町も支出している部分ありますけれども、そういう立場からすれば、ただ相互扶助だけで締めくくっていいものかという私疑問を持っているので、この点どのようにお考えですか。

委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 余り次元の高い話は、私どもが申し上げる立場でございませぬが、先ほど申し上げているように、今公的医療制度についても大変数があります。一番地域保険である国保については、財政が非常に窮屈だというのは、これはもう歴史が語っているわけでございますので、そういう部分に視点を当てて、今、新政権におきましても、この統合と申しまししょうか、そういうものでしっかり制度を再建するということだと思っておりますので、私どもの立場ではその行方を見守るしかないというふうに思っています。

いずれにしましても、私どもがこの事業運営の中

で資力のない方に、むやみに負担を求めるということは、これは制度としてもそういうことになってございませぬので、そういう意味ではそういう方にはしっかりルールの中で救済するというのが制度でございませぬので、そういうことをしっかりやることが我々の努めだというふうに思いますので、御理解いただきたいと申します。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませぬか。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 今、同僚議員のほうから不納欠損の関係のお話も出てまいりました。

それで、私は決算書の251ページ、その関係でお話を申し上げたいと思いますけれども、というのは、私はこの国民健康保険税が不納欠損処理の金額が非常にウエートが大きいと、保険料が高いということもあるということと、それからもう一つは今、課長、副町長も言った経済状況から非常に多くなってきているということで、今回20人で491万3,948円、その前をさかのぼっていくと19年が525万、18年が481万、平成17年では264万と、この4年間を見ますと1,762万1,598円、延べ137人の方が不納欠損処理をされているということなんです。

それで、不納欠損処理のほうを全体の中で見ますと町民税だとか、それから特別会計の関係を見ますと、平成20年度で見れば全体で757万858円のうち、国保税関係が491万ということで、国保税が64%を占めているのですね。その前の年は60%、その前の年は54.4、平成17年は27.7%だけでも、どんどんどんどんふえていっている実態が、明らかになってきています。

それで、収入未納調書ということで、報告書の中の76ページの中身は国民健康保険税、平成19年以前ということで110人、2,428万291円、平成20年度分の収入未納は144人で1,374万5,865円、そうするとこれはある面でそれこそ不納欠損処理の予備軍というとおかしいですけども、そういうことが考えられる対象の金額なのです。この人数を合計しますと、一応19年以前と20年度とは収入未納が254人で、3,802万6,156円と、非常に大きな金額になってきています。

それで、非常にそれぞれ御努力をされているし、町民の皆さん方も払いたくても払えないとなれば、前年度とあれして収入がなくなった、いろいろな経済環境等はあるだろうと思いますけれども、いずれにしても、できれば分納だとか、減額だとかという関係で、できるだけお支払いをしていただくような

方法で努力はされていると思いますけれども、とりあえず今、収入未納調書の金額の人数の中で、分納されているケース、それから20年度含めて減額をしたケース等あれば、件数等をお知らせしていただきたいと思いますが。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 9番中村有秀君の御質問にお答えをいたします。

まず、不納欠損の状況につきまして御説明を申し上げます。

委員御指摘のように、不納欠損に占める国保税の割合は、相当この数年も含めまして多うございませぬ。平成20年度に限って言いますと、昨日も申し上げましたように、新規の生保の申請者が決定者が昨年1年で17件、いつもの四、五件からいたしますと、相当数の数が新規に町においても生保の受給を受けているという実態にございませぬ。

また、破産手続あるいは家のローンを払えずに競売に至るケース、実はこの生活困窮の中には、それらすべて入っているところであります。

先ほども申し上げましたように、国保税は人数、あるいは財産があるなしも含めまして、相当数ウエートが高い状況から、こういった払いたくても払えない方については、地方税法の規定によりまして、速やかに欠損をすることであります。

また、分納のケースと減額のケースの件数であります。まず減額につきましては、条例で予期せぬ災害あるいは疾病、極端な収入の減等やむを得ない事情がある場合には、その収入の高さによりまして、減額率を例えば3分の1にしますとか、2分の1にしますという規定を持ってございませぬ。

平成20年度に限って言いますと、この減額のケースはございませぬ。また、分納のケースの件数であります。基本的に300数十人の滞納者が現実にいるところでありまして、基本的にはそれら全員について、居所不明者あるいは町外者を除きまして、町内に居住している方については、必ず面談をしながら、分納の約束をしているところであります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 規定によりということ、減額のケースはなかった。それでは分納はあったということですが、それは件数から言えば何件なのか。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 9番中村有秀君の御質問でございませぬが、分納のケースの正確な数は、今持ってございませぬが、先ほども言いました

ように、基本的には町内に居住して面談が可能な者については、滞納者すべて原則的には面談をして、経済状況を確認し、実際に幾ら分納ができるのかという点を調査しながら、分納につながるようにしているところであります。

ただ、中には先ほど委員からも御指摘のありましたように、既に資力回復が困難だという判断のもとに、既に執行停止をしてその3年間様子を見ている方々も当然何人がございますので、これらの方につきましては、資力の状況を確認しながら、分納という形をとらずにいるところであります。

実際の細かな数字につきましては、今現在承知をしていないところを御理解いただきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 税等も含めてできるだけ納税率の向上ということやっていただいて、その実績が上がっているということでは、私はある程度理解をしていきたいのですけれども、実際に減額の対象のケースというのは、実際になかったということだけでも、それはこれからまた可能であるのかどうか、その点いかがなんでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 9番中村有秀君の御質問でございますが、まず減額のケースがなかったという答弁をいたしました、生活保護を例えましょう受けたというケースで言いますと、過去受ける前の納期の税額については減額をできないルールになってございますので、きょうから以降納期を迎えるものについては、これは減額をするというケースは、平成20年度においてはあります。

ただ、生活保護以外のいわゆるきょう失業してしまった、については、これから以降の税金について減額してくれというケースは、平成20年度に限って言えばございませんでしたというところであります。

また、今後この年度においてあり得るかと言いますと、先ほど言いましたように、この経済状況でございますので、いつリストラに遭うかということは当然出てまいりますので、先ほど御答弁申し上げましたように、その方の年齢、あるいは背後にある扶養家族等々も含めて、同じ世帯の収入を得られるような方がいるのかいないのか、これらも含めてそのケースに応じて判断をしながら、今後も減額のケースはあり得るなというふうには考えてございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 私はやっぱり規定の中で減額ができる条件が整えば、ある面でやるべきだとい

う考えなのですけれども、現実の問題平成19年度以前110名の方、平成20年度144名、この合計で254名で3,800万円が、もしくは来年あたりこのうちのまた何割かが不納欠損処理をせざるを得ないというような状況が出てくる可能性は、僕十分あるような気がするのです。

現実に失業して、前年度の所得で課税をされる。そうすると、とりあえず今ある失業保険だといろいろな方法で、とりあえず今自分の生活は守らなければならないというのが、僕実態だろうと思うのですね。

そういう中で、分納で1,000円でも2,000円でもという方法だとか、それから減額措置が規定の中でやれるのであれば、人数が多いから大変だろうと思いますけれども、やはりそれぞれあたっていているということであれば、その点の働きかけをやるぞということを含めて、納付をいただくような方法を具体的に考えていかなければ、僕はだめでないかなという気がしますね。

それで、現実の問題、先ほど申し上げたように、全体の不納欠損処理が、平成17年が国保が27.7%占めている、今20年度で言えば64.9%なんですね。最も場合によっては70%を行くなというようなことが予想されるので、そういう悪い予想はしたくはないのですけれども、一応基本的には不納欠損させない、もう一つは未納の皆さん方に対して、細かい指導等接触をしながら、収納の向上に努めていただきたいということをお願いをいたして、ぜひやるべきだと思います。

それで、平成19年以前の110人、2,400万円、平成20年度の144人、1,370万円の対象者は重複しているケースが当然あるでしょうね。その重複率はどれぐらいなのでしょう。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 9番中村有秀君の何点かの御質問にお答えをしたいと思います。

まず、国保の先ほど構造的な状況につきましては、冒頭御説明をいたしました、実は滞納者の収入状況を分析をさせていただきます。滞納者の収入、いわゆる200万円以下の収入、働いているけれども収入が200万円以下だという方も含めまして、もちろん年金の方も含めまして、無職の方も含めまして、滞納者の約65%以上は200万円以下の収入、いわゆる新聞紙上でも言われています、働く生活困窮層という部分かなというふうにとらえています。この方々の生活をどのように守りながら、いわゆる一定の税を納めていただくかという点について、なかなか悩ましい問題も実はケースごとにございます。

委員おっしゃるように、まずは不可避となる点について、分納も含めた形で生活状況に応じて納めていただくということを、まず基本に置いているところであります。

ただ、この65%の方がそれぞれ事情を抱えながらおりますので、この方々に全部減免をしていいのかという点については、なかなか難しいところもございます。

先ほど、欠損の額のお話もありましたが、構造的な財政基盤等、国保の抱える問題につきましては、今申し上げましたような事情が相当数ありますので、先ほど申し上げましたように、この未済額の3,800万円の中にも、かなり不良債権化したものが現実にはございます。したがって、今後もこれら生活状況等勘案しながら、一定程度の不納欠損はやむを得ないかなというふうには思っております。

ただ、昨日も申し上げましたように、厳しい中にも歯を食いしばって納税をしている方が90数%おられますので、これらの公平性の分野も考えながら、当然安易に不納欠損をすべきではないというふうに考えているところであります。

あと、先ほどの御質問にあります、いわゆる過年度の滞納者140数名は、当然現年度も滞納がございまして、重複しているものというふうに判断をしているところであります。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 恐らく私はこういう今の状態だから、平成19年以前の2,400万円、平成20年度の1,300万円という形は重複されているな。また、町民税、住宅使用料等も、またそれぞれの個々のケースでは合わさっているケースが僕はあるなというようなことでは、予想はしていません。

いずれにしても、担当職員の皆さん方が、こういう形で日々やっておられるけれども、やはり今課長の言うように、生活に応じた形での分納をほかでもというようなことや、減免の規定があるのであれば、それが適用できるかどうかも含めて十分対処しながら、不納欠損ができるだけ少なくなるような形、それから収入未納が少なくなるような形で、努力をしていただかなければならないのかなと。

今回、20年度の決算を見まして、非常に国保税が不納欠損に占める位置が非常に大きいということを感じましたので、この点よろしく対処していただきたいと思います。

次に移ってよろしいでしょうか。

それで、次に263ページ、国保運営協議会の関係についてお尋ねをしたいと思います。

まず一つは、国保運営委員の方々は9人ということで、被保険者を代表する方3人、それから保険医、それから保険薬剤師を代表する3人、それから公益を代表する3人ということでございます。これらの方々の特に公益を代表する委員と、被保険者を代表する委員、3人の選任方法はどのような形にされているのか。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 9番中村有秀君の御質問にお答えをいたします。

まず、運協につきましては、公益被保険と薬剤師医師等の3人ずつの構成の9人になっているところであります。公益につきましては、いわゆる国保以外の保険に加入をされている方を選任いただくところでありますが、これらにつきましては、それぞれの学識経験的な分野もございまして、うちのほうで候補者を選びまして、個別にお願いに行くところとしているところであります。

また、被保険者につきましても、町のほうで選抜をしながら、なかなかお引き受けしていただけるケースがないものですから、町のほうで選抜をして個別にお願いをするケースが過去には、そのような状況でございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 私ここ4年間ぐらい、国保運営委員会の会議録を読ませていただきました。

そうしますと、基本的には三つの団体から出てくるということで、必ず1人は出席しなければ会議は開かないということになっている。これは当然僕はいいことだろうと思うのです。

ただ、状況を見ますと、特に今回国保税の関係の運営にかかるということで、被保険者を代表する3人の皆さん方が、本来的な運営の関係でどうなのだということが、議論が出てきてほしいのですけれども、この4年間私見ましたら1回だけです。被保険者の代表者の意見、発言が会議録に残っているのは。

ただ、こういうことでいいのかなと、本来的にそういう三つの団体での皆さん方の意見がどんどん出てきて、国保運営が行くべきだという私は考え方を持っているのですけれども、それであれば選考の特に被保険者の選考のあり方というのか、そういうので非常に疑問を感じたのです。

その点では、課長も会議録を閲覧する立場で、当然会議に出てますけれども、そういう点でその被保険者の代表する委員の皆さん方の発言がないという

ことについては、どう感じてますか。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 9番中村有秀君の御質問にお答えをします。

実は、国保運営協議会の諮問事項がございますが、まず、一番大きな項目につきましては、保険税の税率を上げる、あるいは下げる、被保険者に対しては一番大きな問題になるかと思えます。たまたま平成15年から、この国保税につきましては、先ほどと重複いたしますが、医療給付が全国的な伸びを我が町については予防医療も確実にしていることから、15年からこの7年間、上げていない現状がございますので、それらも含めると、被保険者の方が保険税はこうあるべきだというような、濃密なご意見、議論が過去においてはなかったということも、ひとつ現状にあるかなというふうに思います。

また、条例の改正、例えで言いますと、昨年の出産育児一時金の3万円をどうしようか、これらについては上富良野町においては全国よりも、アップをしている現状にありますから、これらについても余りご意見がなかったのかなというふうに思っております。

私ども、運営する立場にありますと、9名のメンバーがいろいろな形のご意見をいただくというのが、一番望ましい姿でございますが、過去4年間にしましては、被保険者に不利益にかかってくるような協議事項がなかったことから、直接的な議論がなかったのかなというふうにも、実は考えているところであります。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 直接かかわったことがなかったとは言いながら、やっぱり現状の中でいろいろな意見が僕は保険医、それから保険医薬剤師の関係、公益の代表からはいろいろな意見が出ているという、素朴な疑問を持ったわけです。

ただ、現状としては、積極的に発言をするというような立場の方で、何とか被保険者を代表する委員を、今後あれする段階では配慮していただきたいということで、要望をしておきたいと思えます。

次に、移ってよろしいでしょうか。

それでは、263ページの運営協議会の決算の関係でお尋ねを申し上げたいと思えます。

予算額が32万3,000円のうち、不用額が21万5,000円ということで、きのうも不用額のことである論議をされておりました。

それで、何でもこういう形で、例えば報酬が22万9,000円予算なのに、10万8,000円とい

うようなことで見ました。そうすると、会議録をずっと見ますと、一応国保運営委員会は議会の前にある。大体4回ぐらいやっているケース、それから町立病院のほうは問題があれば、特に条例改正だとか大きなことをやる時にはやるということになっております。

それで、基本的に諮問的な考え方で、開催をしているのかなという気がするのですけれども、その点どうなのでしょう。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 9番中村有秀君の御質問にお答えをいたします。

まず、過去においては年4回の定例議会の直前に定期的に開いてきた現状でございます。ただ、法的な解釈で言いますと、補正予算等の補正予算の内容にももちろんよりますが、一般的補正予算の場合、これを諮問事項とするのではなくて、これはあくまでも諮問事項については、重要な運営にかかわるものというふうに、法的には限定をしておりますので、この9名の方皆さんお忙しい方々ばかりですので、一般的な補正予算等で毎回来ていただくのはいかなものかということで、昨年の運営委員会において法の解釈、あるいは今後の運営の仕方を議論させていただきまして、基本的には法に基づいて重要な案件があった諮問について、開催をさせていただく。

ただ、情報交換という意味では、年最低3回程度開く必要があるなということで、昨年合意をさせていただいたところであります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 私は会議録を見ますと、全部諮問事項ということで、最後のほうのページに載っているのです。これ諮問事項ではないのですね。それで、課長に前お尋ねをしたら、いや諮問事項ではないということで、この運営協議会の中でお話をしたと、そういうことで承っていたのですけれども、現実には会議録を見ますと、20年6月2日の会議録に、諮問事項という報告協議事項があって、そしてまた諮問事項、その前はなかったのですけれども、ですから、その点の区分けの仕方、それから委員長がこれで諮問事項を終わりますって締めているのですね、いつも。

ですから、基本的な考え方が、委員の中でもなっていないのかなというような感じをいたしまして、課長とお話をしたら、そういうことにしましたということだけど、現実にはそういう経過があったので、その点委員長にもお話をしたり、会議録を調製する方にも十分話をしてやっていただきたいなという気

がいたします。

それから、予算の関係です。

私、きのうボランティアのまちづくりの関係でもお話し申し上げましたけれども、前年度の実態のあった形で、僕は予算措置をすべきだなという気がするのです。

それで、こんなに32万3,000円のうち21万5,000円、委員の欠席だとかそういうことはある面では仕方がない部面もあるのかなという気がするのですけれども、例えば平成17年、これ予算が32万1,000円です。支出が12万4,200円、不用額が19万6,800円というような数字、18年で言えば29万1,000円で不用額が18万400円、19年度は26万予算減額で15万2,000円、それから20年度で言わせれば委員の予算等も含めて、総体で32万3,000円のうち不用額は21万5,000円と。不用額は20年度は66.6%、19年度は71.9%、18年度は77.1%、17年度72.7%と、本当にばかげた予算をずうっと羅列をしてつくられているのかなという気がするいたします。

ですから、旅費は6万5,000円出すけれども、20年度は使われていない。19年度は12万2,000円のところ、1万380円しか使われていない。18年度は25万旅費のところ2万8,060円しか使われていない。17年度も25万のうち5万5,460円しか使われていないと。

需用費については8,000円計上しています。17年度は4万8,000円計上してますけれども、全部ゼロです。

それから、使用料及び賃借料も1万1,000円、1万計上しています。これもゼロです。

それから、負担金補助及び交付金も1万1,000円、2万2,000円、あるときは4万7,000円計上してますけれども、17年度だけ4万7,000円のうちの5,000円だけ支出しています。

そうすると、これは前年度の状況を比較しながら、予算積算をしてその査定はびしっとしていかなければならないのではないかなという気がするいたします。

その点で、今の20年度の決算と、今申し上げた私が17年度から19年度まで調べた形の数字なのですけれども、その実態についてどう判断するか、見解をお伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 9番中村有秀君の御質問にお答えをいたします。

まず、運協の旅費、報酬について御説明申し上げ

ますが、実は年間国保の運営委員さんの研修が3回ございます。そのうち1回が1泊2日の研修になってございます。委員9人全員を出席するほどの旅費等がございませんので、その3回につきましては、ぜひ委員さんの見聞を深めていただき、専門性を深めていただくという観点から、この3回につきましては、ぜひ出席をいただきたいということで、お知らせをさせていただくところですが、なかなか先ほども言いましたように、お忙しい方々ですので、たまたまこの数年においては、場合によったら3回のうちお1人が出ていただけると、このような実態がございましたので、この旅費につきましては執行をされていないと。その研修に参加をしていただきますと、旅費と報酬が両方支出をされるということになります。まず、毎年これらの3回の研修に一定程度の委員が参加していただけるようにということで、予算を組んでいるところであります。

また、需用費につきましては、委員会のお茶代等を計上してございますが、夜の開催ということもございまして、これらは職員のほうで実際にお茶、あるいはコーヒーを入れて、購入をしない状況があったことから、ゼロというところであります。

使用料及び賃借料の1万円につきましては、実はこれは予期せぬ場合、ドクターがここにメンバーに入ってございまして、緊急にタクシーで出張先から帰っていただくというケースを想定して、この1万円をタクシーの借上料として計上をしているところであります。

また、負担金補助及び交付金につきましては、研修会の折に、資料等の負担金がございますので、これを想定したところであります。ただ、委員御指摘のように、執行がこの数年平成20年度で言いますと、支出済み額がゼロという点につきましては、非常に私どもも恥ずかしい限りであります。時を見てこれらないと判断した場合に、補正予算等で減額の措置をとるべきだったなということを、今反省をしているところであります。

ただ、なかなか私どもが期待している分野と、委員さんの日々忙しい中での状況と、なかなか合致をしないという点につきましても、ぜひ御理解もいただきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 特に運営協議会の皆さんがお忙しい方が多い。特に医者さんの方々のいろいろな勤務条件を考えながら、会議録を見ますと、午後7時から午後9時までということで、開催の実態があります。そういうことで、大変な形で御協力を

いただいているということは感謝を申し上げたいのですが、現実にこの不用額の実態を見ますと、本当に特に平成18年度は60万6,000円のうち46万7,340円が不用額が残って、不用率が77.1%というような実態です。

ですから、今後22年度の予算の編成査定の段階で、十分これらの実態を踏まえながら、また事務方で考えている研修会などそういうことを予想して、予算は組んでいるけれども、こういう実態でなかなか参加していただけないということであれば、ある面で委員の皆さん方と協議をしながら、この予算の減額等を含めてやっていくべきではないかなという気がいたします。

そういう点で、十分22年度の予算編成の段階では考えていただきたいということで、私も調べて行って非常にびっくりして、この不用額がこんな形でということで、きのうも議論されましたので、あわせて国保の関係で意見を申し上げましたので、この点十分平成22年度については、対処していただきたいと思います。

終わります。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで国民健康保険特別会計の質疑を終了いたします。

次に、老人保健特別会計全般の287ページから299ページまでの質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで老人保健特別会計の質疑を終了いたします。

次に、後期高齢者医療特別会計全般の303ページから315ページまでの質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで後期高齢者医療特別会計の質疑を終了いたします。

次に、介護保険特別会計全般の319ページから347ページまでの質疑を行います。ございませんか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 335ページの介護認定審査会にかかわってお伺いいたします。

町においては、介護認定審査会において、介護認定をする、しない、あるいは介護度も含めた決定が

なされるかというふうに思いますが、この20年度においては、介護認定が出されて審査されて、却下された方、あるいは軽度から重度になった方や、逆に重度だと思われる方が軽度になったとか、変更の度合いというのでしょうか、その点はどのようになっているのか、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 5番米沢委員の介護認定審査会の状況についてということでございます。

まず、認定を受けるには、第1次審査、第2次ということで、第2次においてこの審査会に意見を求めるという形での決定がなされるわけですが、その段階において20年度の傾向としましては、御承知のように傾向としてこの制度の仕組みで、現行よりも少し低く1次判定がなされるという中において、却下といたしますか、ではなくて非該当というケースも中には、正確な件数は手元にございませぬけれども、生じております。

また、非介護者の状況に応じて、また希望によって1次判定で低く判定された場合に、この経過措置というものもございまして、従来どおりのサービスを受けられたという方もおられたという状況にあります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 20年度においては介護認定の424人という形になっているかというふうに思います。要支援から要介護が大体5割ぐらいの割合ということで、それ以上については、約49.5%という形になっております。

そこで、お伺いしたいのは、いわゆるこの介護が軽度になるということは、要支援あたり等になった場合の利用制限というのものもあるかというふうに思います。また同時に、生活支援援助という形の中で、あわせてお伺いしたいのは1時間を超える場合の生活支援の加算というのは現状ではあるのでしょうか、どうなのでしょう。

それに伴って、上富良野町においては、いろいろとケアマネージャーの方やホームヘルパーの方等との会議があるかと思いますが、この点も地域で不足しているサービスや、あるいはもっとこういった部分がつけ加えられたら、もっと米沢なら米沢が介護度3として、米沢にこういうサービスがあれば、今の基準で言えばちょっと不足だけでも、そういったサービスをつけ加えることによって、米沢が安心して暮らせるというような、会議等において、そういう問題提起やら課題提起、あるいは出されているという傾向ありますか。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。
保健福祉課長（岡崎光良君） ただいまの御質問でございます。

後段のほうの個別のケースに応じたサービスのあり方と、そういう課題につきまして、定期的に月何回かの、必要に応じて関係事業所のこのケア会議というのございまして、それが主にだれだれさんのどういうケースというの、特異なケースといいますが、いう場合に限られるかなというふうに思っております。

それぞれの事業所における課題であるとか、サービスのあり方等の議論を交わすという場において、必要とされる方のサービスの向上に努めるということで、協議を進めているところでございます。

委員長（長谷川徳行君） 介護保険班主査、答弁。

介護保険班主査（岩・昌治君） 身体介護等の加算等についての質問について、担当の介護保険主査のほうからお答えさせていただきます。

介護報酬体系上、身体介護、介助等の報酬については、30分以上1時間未満、1時間以上1時間30分未満等で、ほぼ30分単位で介護報酬等が決められておまして、その中で必要な介護サービスを提供しているという状況になってございます。

個別の身体介護等については、介護サービスで提供できる部分というのは、やはり限定的になってございますので、それ以外のサービスについては、ほかの在宅福祉サービスなり、社会福祉協議会さんが提供している思いやりサービス等の提供が必要かどうかというのも含めて個別に相談があれば、町ないし地域包括支援センターのほうで、個別ケースとしてそれぞれ相談をし、情報提供も行いながら、その方に合ったサービスを提供している状況でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 何回も言いますが、例えば要支援になった場合は、移送サービスが受けられなくなったという状況があるかというふうに思います。これは実態としてそういう状況はあるのですか、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。
保健福祉課長（岡崎光良君） ただいまの米沢委員の御質問でございます。

御質問の内容としまして、要介護状態であった方が変更が生じたといいますか、そういった認定の変更によりましてサービスの度合い、それはやはりケースによって介護度が低くなるケースというの、その方の身体状況が改善されたというケースもござい

ますし、今年度先ほど申し上げました判定の仕組みによって少し低くなるというようなところについては、経過措置も講じておりますし、著しくこのサービスの低下を状況が変わらない中において低下にならないような形で、そういう仕組みでサービスの提供を図られております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 要するに移送サービスがなくなった部分って、できなくなった部分あるのです。例えば、1割負担が実費になるだとか、そんなふうになっているところが、要支援の部分だとか、軽度になった部分というのは、そういう部分あるのですよね。ちょっと調べてみていただければわかると思うのですが、そういったところに具体的な負担の軽減という形で、そういった要望する方がいますので、そういったところを町で支えるかなんかしなければならぬ部分だろうというふうに思うものですから、その点。

あと、生活の援助等についても、加算額がなくなった部分があります。これは補助制度、あるいは介護制度の見直しということでありまして。そういった生活、お話しをしてほしいだとか、洗濯、身の回りの整備をもっとしてほしいだとか、そういった部分が実際あるわけで、そういった部分をどのようにこの町で支えていくのかという論議をされているという部分もあるのだろうと思うのですが、実態ももうちょっと含めて、調査してほしいなというふうに思っています。

そういったところが、地域福祉計画の中に、いろいろと書かれてますけれども、計画ですからこれから実施計画いろいろ出てくるだろうと思うのですが、具体的な詰めをする必要があるのだと思うのですけれども、この点はどのなのでしょう。

確かに、社会福祉協議会が行っている電話でのお年寄りとの対話だとかというのがありますが、そういうものも含めて行政がもっと支えなければならない部分だとか、絶対あるはずなんですけど、ないということは絶対ないはずなんです。そこら辺をもうちょっと協議する必要があるのではないかと思います、その点どうでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 5番米沢委員の御質問でございます。

町におきまして、画一的な制度にとどまらず、やはり本人が望んでいるサービスの提供に努めると、その方法としての手法として、社会福祉協議会のサービス提供に、行政としてもこの対話の中で充実に努めていくということが、我々として職務であるというふう感じておりますので、この辺の対応を

深めていくように努めてまいりたいと思っております。

また、地域福祉計画、21年度からスタートしておりますけれども、この具体的な推進につきまして、やはりその核となります社会福祉協議会を初め、地域の住民の方々との連携の中で、具体的な事業を实践、項目実践について、行政としてもかかわりまして、推進に心がけてまいりたいというふうに考えております。

やはり、当初申し上げましたような、この制度だけで及ばないといいますが、そういった陰に隠れて必要とする方の掘り起こしを、住民との対話の中でいいますか、そういったことが必要というふうに考えておりますので、この点努力してまいりたいと考えております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 実態は本当に今の福祉協議会がやっているということで、それで安心したらだめなのです。担当の課長もいろいろそうやって横断的な会議で、状況もよく知っておられると思いますが、福祉協議会はそれは訪問ヘルパーだとか、いろいろな部分でやっている部分もありますけれども、そういった部分以外にも、本当に協議する場をつくってほしいと思います。

次に、包括的な支援事業ということで、いわゆるいろいろなケアマネージャー等がかかわって、生活相談に乗っているというケースがあります。この包括的な事業の中で、ケアマネージャーがこのセンターの中で、各ヘルパーの資質向上も含めた、トータルな部門の、個別な支援という形で行われていると思いますが、この部分における20年度においてどういうヘルパーに対する支援だとか、出先機関のケアマネージャーに対する支援だとか、研修だとか、そういうのが実際行われているかどうか伺います。

委員長（長谷川徳行君） 介護保険班主査、答弁。

介護保険班主査（岩・昌治君） 5番米沢委員の御質問にお答えします。

ケアマネ等の包括的な支援という部分は、地域包括支援センターが担っておりまして、個別のケース、個人個人でこういった場合はどうなのだろうという相談にも、日々常に乗っておりますけれども、ケアマネに対する資質向上といいますが、研修は毎月1回行われる地域包括ケア会議の中でも、必要な部分は情報提供したりしておりますし、それ以外に昨年度は3回ケアマネ会議と称しまして、町内のケアマネージャーを集めて学習会を開催してございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） そこで、いろいろ訪問した場合の接遇のあり方だとかやられているのだろうと思います。そういった中で、特徴的な問題提起だとかあったかどうか、それと同時に、そういう状況の中で相談件数も非常に多いというような記録も載っております。いろいろな本当にささいなことから、大きなことまでいろいろあります。

そういう意味で、この地域支援センター、包括センターというのは、やはり地域の要になっていると思います。

今年度からも、そういう意味では若干、日程、臨時か何か配置した場合もあったかというふうに思いますが、その資質の向上も含めて、この上富良野町の介護支援のあり方の質を高める努力と、相談に乗るような体制づくりという点で重要だと思えます。いろいろ介護制度の話だとか、いわゆる保険をどのように使ったらいいのかだとか、あるいは介護を受けるためにはどうしたらいいのかだとか、そういう話があるということなのですが、そういうものも含めて、ここの部署というのは、非常に重要になってきているのだと思います。

それで、人員の配置というのは、ただ置いてあるというだけではなくて、しっかりとやっぱり全局を見渡して、どうするのかという対策という点では、年次計画も持って進められているかと思いますが、もう一度そういった個別の大まかな事例があれば、相談の事例だとか、そういった質の向上のために、どういうふうに研修も含めてやっているのだろうと思います。問題や課題があると思いますので、その20年度はどういう問題を、課題を持って取り組んでいるのかという、その点をお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 5番米沢委員のたまたまの地域包括支援センターということでございます。

御承知のように、この前身は介護保険がスタートした時点におきまして、名称が前の名称、在宅介護支援センターという名称でありまして、2年前ですが、地域包括支援センターという名称になってございます。これは地域の高齢者を中心とするこの総合相談支援という、まさに介護保険の、米沢委員お話のように核、要となる組織といいますが、機関でございます。

そういった中での取り扱いの中に、いろいろなケースが生じております。傾向としまして、認知症が増加する傾向にもございます。核家族化の中で、そういったお年寄りがふえているのかなということ

で、最近の中でも深くかかわって、その方に対して必要な医療等の支援、そして遠くにいる家族に連絡をとりまして、お年寄りのための処遇の対応を相談すると、そして救済のための措置をするというケースは私も承知しているところでございます。

そういった中での将来的に向けましては、やはり現状におきまして、研修等におきまして最新の情報をつかむ、そして対処の仕方というものを勉強しているところでありますし、また将来的にその役割を果たしていく上で高齢化率が上昇していく中において、相談件数も増加するものと思っておりますし、そういった意味での今後の体制というものも描いているところであります。

有資格者の配置であるとか、体制の充実のあり方をこうあるべきだというものを描きながら、今後の組織づくりにも努力してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 米沢義英君、よろしいですか。

ほかにございませんか。

2番村上和子君。

2番（村上和子君） 今の地域包括センター、同僚議員の人員配置の件の関連でございまして。

ここを担当していらっしゃる方が、やめられたというようなことを聞いてまして、その後、公募をされたと思うのですが、その方、そういった人員配置の充足はできたのでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 2番村上委員の御質問にお答え申し上げたいと思っております。

包括支援センターの臨時職員であったわけですが、ケアマネの資格も有しております方が、個人の事情で現在仕事を中断しているといいますが、子育てに専念しているというような状況であります。

募集した結果、応募はなかったということで、現状においては、その方の臨時的立場でありましたけれども、1名減となってかなり状況としてきつい状況にあることは確かでございますし、この点について今後も人事的な立場での対応、募集というものの今後町内でそういった方がおられればというふうを考えているところであります。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 重要なポストですからね。このところ。地域包括支援センター。やっぱり充足されていないということで、今公募どうなったかなということでお尋ねしたのですが、早急に

またさらにしていただいて、人員やっぱり相談業務とかいろいろな業務を、ここ一番大切なところでございまして、早急に人員の配置をよろしくお願ひしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 答弁は要らないですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで介護保険特別会計の質疑を終了いたします。

次に、ラベンダーハイツ事業特別会計全般の351ページから371ページまでの質疑を行います。2番村上和子君。

2番（村上和子君） 367ページ、ラベンダーハイツ事業費のところでございます。

これ20年度当初予算は、給食業務を委託するというので2,700万円計上されましたが、地元業者育成も兼ねて、地元業者優先ということで、委託を見合わせた経緯がありますが、今回の決算ですと、これは賄材料費1,281万5,889円、調理員が7,384万519円、これを足すと2,020万408円になるわけですが、これは679万9,592円、これ節減になったというふうに見てよろしいのでしょうかどうか。

それとまた、地元食材を少しでも多く使ってほしいという要望もあったかと思うのですが、その点につきまして、お尋ねしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

委員長（長谷川徳行君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

ラベンダーハイツ所長（大場富蔵君） 2番村上委員の御質問にお答えいたします。

ただいま給食関係で、賃金と賄材料と合わせた部分のお話がございましたけれども、実はこのほかに栄養士がここに入っておりません。栄養士を入れると、細かい数字は出ませんが、総額で2,800万円ほどになるかと思っております。

食材ですけれども、地元から購入しているのが全体の約55%でございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） そうすると、栄養士入れると100万ぐらい、当初の予算に2,700万だったのが100万ぐらい増というようなことになることですが、それはわかりましたけれども、地元食材のほうですけれども、24.4%ぐらいだったのですけれども、倍にふえたということですか。このように考えさせてもらっていいですか。これいただいたのは、20年度2月末の食材購入状

況というのをいただけてまして、町内業者購入金額 1,277万300円、24.4%だと。町外業者は3,964万4,618円で75.6%であると、こういうような資料をちょうだいしております、その後どのように地元食材をできるだけ多くと申し上げて今55.1%だと、こういうことでございますけれども、その内訳をちょっとお尋ねしたいのですが。

委員長（長谷川徳行君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

ラベンダーハイツ所長（大場富蔵君） 2番村上委員の御質問にお答えいたします。

ちょっと見ている資料が私もわからなくて申しわけないのですが、20年度の地元の商店から購入した金額が874万8,000円でございます。それから町外業者から購入したのが729万3,000円でございます。必ずしも町内業者から買ったといっても、それが地元食材とは限らないのですけれども、一応町内業者の仕入れ、町外業者の仕入れというふうに分けますと、そういう状況でございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） それではどのように伸びているのかちょっと知りたいと思っておりますので、後ほど結構ですから、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、今回見させていただいております書類の中に、中国製品これがありました。とんでもないことだと思ひながら見せてもらっていたのですけれども、エンドウ、野菜食材、これどういうことでしょうか。あれだけ中国製品が騒がれてまして、今お聞きしました地元食材、かなり使っているよという答弁いただいたのですけれども、これにつきまして答弁いただきたいと思ひます。

委員長（長谷川徳行君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

ラベンダーハイツ所長（大場富蔵君） 2番村上委員の中国製野菜の仕入れの関係でございます。

ハイツといたしまして、輸入冷凍野菜ですが、これの品目といたしましては、サトイモ、カリフラワー、ブロッコリー、キヌサヤ、インゲンの5品目を仕入れているところでございます。

この状況は、私もよくわからなかったもので調べさせていただいたところ、国内での冷凍野菜生産量が約10%で、残りの90%近くが輸入もので、そのほとんどが中国製という状況でございます。年間を通して安定的に購入できるものということで、中国製のこの5品目を使っているということでございまして、委員が御心配の事項といたしますが、主に残

留農薬等の関係になろうかと思ひますけれども、このあたりにつきましては、残留農薬検査証明書というようなものをいただけて、非常に細かい全部で50項目くらいありましょうか、それぞれの項目につきまして、残留分があるのかないのかというような、こういう証明をいただきながら、安全性を確認しながら使っているという状況でございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） それにしましても、中国製品をわざわざ使わなくても、あと若鶏のむね肉とかカリフラワーですとか、高野豆腐、エノキダケ、豚のモモのひき肉とか、食材はほとんど日本のものですので、何でキヌサヤのところ、これ余り安くないのです。4万605円ということで、ほかの食材から見ましたら、カリフラワーなど1万8,234円でしたから、高野豆腐だとかいろいろなものを食材、ほとんど日本食品になっておりますけれども、これ食事のメニューを工夫されて、無理に中国からの食材を使わなくても、私はいいと思うのです。

だから10%ぐらいはそういうものがあるのだとおっしゃっても、ちょっとここ納得できませんね。何も中国製の食材を使わなくてもいいと思うのですよ。その点どうでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

ラベンダーハイツ所長（大場富蔵君） 2番村上委員の御質問にお答えいたします。

委員が御心配されることは、私としても十分理解できますし、私としても日本製、国内製のものが使用できるものであれば、そうしたいという思いはありますし、また現場においても、同じような思いを持っているところでございますけれども、やはり国内製のものということにこだわりますと、端境期がございまして手に入らないと、要するに安定的に入らないという状況もございまして、また価格的にも物にもよりますけれども、国内的なものは倍ぐらいするというようなこともお聞きしている状況です。

確かに、献立の工夫等によって、少し使う量を抑えろとか、そういう部分はこれから検討はしていかなければならないかなというふうには思ひますけれども、全くゼロにするということはちょっと難しいかなというふうには思っているところでございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 難しいということですが、私は極力中国製の食材は使わないようにしていただきたいと。メニューの工夫をぜひ検討していただきたいと思ひます。要望です。

委員長（長谷川徳行君） 答弁はよろしいです

か。

ほかにございせんか。

9番中村有秀君。

9番(中村有秀君) ラベンダーハイツの入所者所持金品管理要綱の関係で、先般資料を配付をいただきました。ナンバー29の資料に基づいてお尋ねを申し上げたいと思います。

一応、上富良野町ラベンダーハイツ入居者所持金品管理要綱ということでもいただきまして、この中でお聞きしますと、平成18年の4月1日から預金管理等のサービスを実施をしているということでお聞きをしまして、それは1人500円ということ聞いております。

これらの平成20年度の預金管理サービスの収入は何件で幾らか教えていただきたいと思います。

委員長(長谷川徳行君) ラベンダーハイツ所長、答弁。

ラベンダーハイツ所長(大場富蔵君) 資料ちょっと今すぐ見あたらなくて申しわけないのですが、決算ですからおよそという言い方は大変申しわけないのですが、年間で30万2,500円ほどでございます。件数でいきますと延べで600件ほどになりますか。資料持ってきておりますので、後ほど正確な数字は申し上げたいと思いますが、年間にすると30万ちょっとという状況でございます。

委員長(長谷川徳行君) 9番中村有秀君。

9番(中村有秀君) 私、こういう要綱でぴしとやっているということで、これは当然だろうと思う。ただ、新聞で時々預金等が管理担当者だった職員等の横領だとかということなので、できればこういうことがどう適切に行われているのかということで、この管理要綱を請求をして、読まさせていただきました。

それで、この中で毎月の収支状況、当然入所者の名前があって、委任状、そして契約者の名前があります。それで、契約者は当然委任状の中に、例えば金額は幾ら、通帳の場合幾らだったということになってますけれども、というのは入所者は能力的に判断できる人と、若干やっぱり劣っていく傾向があるかと思いますが。そうすると、当然契約者にその利用状況をお知らせするということになるかと思いますが、それらはどのような形で契約者に月々収支を明らかにして送付をしているの。その点ちょっと確認したいのですが。

委員長(長谷川徳行君) ラベンダーハイツ所長、答弁。

ラベンダーハイツ所長(大場富蔵君) その状況

につきまして、進藤次長のほうからお答えさせていただきます。

委員長(長谷川徳行君) ラベンダーハイツ次長。

ラベンダーハイツ次長(進藤政裕君) 9番中村有秀君の御質問についてですけれども、まず現金の管理は一切行っておりませんで、入所者からの預かり金というのは、すべて通帳で処理をしております。

それで、その収支につきましては、必ず毎月一度入所者の御家族、つまり契約者の方に文書でお送りをして、それで契約者の方に必ず確認をしていただいております。

また、特に支出する場合は、担当者が必ず所長の決裁を受けた上で、通帳の払い出しという処理を行っております。

以上です。

委員長(長谷川徳行君) 9番中村有秀君。

9番(中村有秀君) 毎月収支状況を契約者に送付して確認をしていただくということでは理解はできたし、それからもう一つは、この中で印鑑の所持と通帳の保管ということで、それぞれ分けているということで、僕は適切かなという気がいたします。

ただ第10条の2項の中で、現金払い出しの場合は、速やかに本人に引き渡すものとするということでございますけれども、できれば本人から領収書とれるものは領収書をとる。それから立会人をだれか設けて、当然通帳からおろしてくるということになるかと思っております。

そうすると、後でもらったもらわないがあるから、僕は書式の中で領収書と、交付した人と立会者というような形で、そういうシステムを恐らくつくっているのではないかと思います。ただ、速やかに本人に引き渡すということになっているということでございますので、できるだけ過誤のないような形をしていきたいということと、特に年寄りももらったもらわない、忘れてしまった。うちの父親や母親のケースもあったものですから、できればそういうことも含めて、ぴちっとやっていただきたいと思っております。

その点はどのようなのでしょうか。

委員長(長谷川徳行君) ラベンダーハイツ所長、答弁。

ラベンダーハイツ所長(大場富蔵君) 9番中村有秀君の御質問にお答えいたします。

委員が御心配しているとおりに、確かに受け取った、受け取らないという問題が生じますので、そのあたりにつきましては、必ず受領証をいただいているところでございますし、複数の者が立ち会うとい

う状況の中で処理をさせていただいているところでございます。

それから、先ほど正確にお答えできなかった部分についてでございますが、年間の預金管理料、612件で30万6,000円でございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） あと、もう一点この関係で、できればそれぞれ通帳、印鑑等を分けてそれぞれ保管をしていると言いますが、問題はやっぱり総合牽制と監査体制ですね。これはどのような形で進めておられるのか。確認したいのですが。

委員長（長谷川徳行君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

ラベンダーハイツ所長（大場富蔵君） 9番中村有秀君の御質問にお答えいたします。

いろいろと不祥事として考えられるのは、1人の者が全部を扱うという状況の中で、いろいろなところで不祥事が発生しているという部分でございますので、お互いに総合牽制をするということは当然のことでございます。監督官庁でございます上川支庁におきましては、年に1回立ち入り監査に入っております。今年は20日に予定があるのですが、そのときに真っ先に見られるのがこれらの関係でございます。その通帳、印鑑の保管をどういうふうにしている、そのかぎをだれがどういうふうにしているのかとか。実際の預金を引きおろしたりするときに、どういう流れで行っているのかと、そういうことを細かく見られているという状況でございます。

必ず処理をするときに、実務上書類は次長のほうでつくりましても、それを私のほうで確認をして、印鑑を預けそして金融機関に持って行くと。

それから、一番大きいのがサービス料を口座から引きおろす場合ですけれども、それにつきましては、私が毎日通帳等を信金のほうに実際出向いて、処理をしてきています。お互いに牽制をし合っているところでございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 今お聞きしますと、適切に処理をされているということでございます。万が一のことがないような形でやっていただきたいと思えます。

もう一点、サービス料500円ということでございますが、ちなみに参考によその施設の例えば富良野だとか美瑛だとかというような関係で、それは幾らぐらいになっているのか。承知してれば教えていただきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

ラベンダーハイツ所長（大場富蔵君） 細かく調べたものはないのですが、例えば美瑛の慈光園1,500円というふう聞いております。500円という金額は、恐らく施設としては最小のものでないかというふうに思っているところでございます。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） ラベンダーハイツの施設計画全体についてお伺いしますが、まず防災関係でお伺いしたいのですが、近年防災の意識というのが高められてきておりまして、消火設備やそういった関係の施設の充実というのが、とりわけ重要視になってきております。施設も老朽化するという状況の中で、近ごろでは施設の整備計画も進められておりますが、この点は今後町としてそういった施設の防災機能の充実という点では、整備する必要があると思えますが、どうでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

ラベンダーハイツ所長（大場富蔵君） 5番米沢委員の御質問にお答えいたします。

防災設備ということでございますが、実は消防法が改正されまして、経過措置として23年度末までにスプリンクラーの設置を義務づけられているところでございます。

今の計画としては、まだ具体的にはなっておりませんので、これからどの年次に持ってくるかという部分の検討に入るわけでございますが、現場を預かる私といたしましては、やはり入っている方の生命を守るという点から、安全を確保するという意味合いからは、できれば22年度にスプリンクラーの設置を行っていきいたいというふうに考えているところでございます。

あと、そのほか施設の充実整備ということに関しましては、施設整備基金がございますので、これらを活用しながら、年次計画をもって必要な整備を図っていきいたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 次にお伺いしたいのは、近年通所介護19年、20年という形でふえるという状況になってきております。短期入所においても、利用数がふえるという形になってきておりますが、そういう意味で施設の充実やあるいは老人ホームの増設、それにかかわる多機能型の小規模施設などの

こういった部分の整備というのは、20年度決算において今後想定される居宅介護等の充実も含めた中で、通所介護等の場所の確保や、利用者の増ということが見受けられると思いますが、この点は今後どのような体制づくりで、それを進められようとしているのか、利用者数の伸びという点では、どのように考えているのかお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

ラベンダーハイツ所長（大場富蔵君） 5番米沢委員の御質問にお答えいたします。

まず、通所サービスでございますけれども、昨年の利用が1日平均16.1人ということで、前年に比べますと、1日平均1.2人ほどふえているところでございまして、この部分については、町のほうからも需要があるので何とか伸ばしてほしいという要請も受けているところでございまして、施設としては、現行の施設の中でも20人までは可能というふうにしてございまして、今現在何とか受け入れ人数の増に向けていろいろな取り組みをスタートさせているところでございます。

それから、ショートの関係になりますが、ショートのほうも昨年の1日平均が8.6人で、前年に比べますと1.4人の伸びというふうになってございます。これで足りるのかという部分がございまして、今までの使われ方を見ますと、ときどき苦しい状況のときもありますけれども、何とか10人の中でやっていっているのではないかなど。入所の方が入院等になったときに、そのベッドにつきましては、3カ月間一応在籍の権利がありまして、使われないという空ベッドが生じるのですが、それを正式に手続きをいたしまして、ことしの8月から空ベッドをショートに活用する正式の承認を得ております。

ですから、そういうベッドを活用しながら、時には11人の方が、定数は10だけれども11人の方がショートを利用されているというような状況で、ある程度突発的な利用にも今お答えできているのではないかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 暫時休憩いたします。再開時間は11時20分からといたします。

午前11時05分 休憩

午前11時19分 再開

委員長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き、委員会を再開し、質疑を続けます。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） スプリンクラー等については、もう既に23年度義務づけられておりますので、早急にこれは対処する中身かと思っております。

大まかな点について次お伺いしたいのは、今回のこのラベンダーハイツの職員の処遇等について、順次改善も進められてきております。まだ有休、あるいは休暇等の休み等、あるいは資質の向上で言えば研修等の充実などというのは、ラベンダーハイツだけではありませんので、こういったものはやっぱり等しく正職員であろうがパートであろうが、行わなければなりません。これが行われないということであれば、そこに入所している人たちの安全な看護という点でも、不安を呼び起こすものであって、そういった方向での実態をちょっと調べてみましたら、なかなか充実というところまでは来てないけれども、改善の兆しはあるけれども、さらに一層充実する必要があると思っておりますが、この点はどうか。

委員長（長谷川徳行君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

ラベンダーハイツ所長（大場富蔵君） 5番米沢委員の職員の処遇改善等に関する御質問にお答えいたしたいと思います。

委員の言われるとおり、優秀な人材を確保、育てることによりまして、それがひいては利用者の方のためになるという思いは一緒でございまして、まず臨時職員さんにつきましては、昨年の9月に大きな賃金の改定を行ったところでございますけれども、これで十分になったというふうには思っておりませんので、これからは引き続き改善に努めていきたいというふうに思っております。

それから、資格取得等に関しましては、ヘルパーの方が介護福祉士を受けるとか、そういうときに何らかの支援をしていきたいというふうに思っておりますし、それから研修につきましては、正職員、臨時職員の区別なくできるだけ多くの機会を与えたいというふうに思っているところでございます。

それから、休暇等につきましても、臨時職員について、正職員と同じというわけにはいきませんが、もう少し何らかの形で充実をさせていきたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございません。9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） きのうも職員互助会の関係でお話を申し上げて、ラベンダーハイツの職員互助会の関係でお尋ねいたします。

町の補助金が7,042円の単金で17万円、町

の慶弔費3万円ということの配分で収入ができておりますけれども、これらの単金の根拠というのが、慶弔費3万円の根拠等について、総務課長のほうにお尋ねしたいと思います。

資料の12の後段のほうです。

委員長（長谷川徳行君） 互助会の決算のことですか。

9番（中村有秀君） 互助会の町からの補助。

委員長（長谷川徳行君） 互助会の町からの補助。

多分ラベンダーハイツの互助会の決算だと思いますから、ラベンダーハイツの所長のほうから。

9番（中村有秀君） 町の補助金だから、査定をしたところでどうなのかということ、本当は聞きたいの。きのうは単金9,000円であれしていったということだけでも、100万円が67万円になった、今度は7,042円が単金になっているのだから、その経過を所長わかる。あんたは配分されたものと受けている。

委員長（長谷川徳行君） 1人7,000円のことですか。

9番（中村有秀君） そうそう。7,000円と慶弔費がプラス3万円ということで、どういう根拠でなっているかということですか。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 9番中村有秀君の御質問にお答えいたします。

ちょっと、今、私この数字について、認識がちょっと不足しておりますので、後ほどお答えさせていただきますと思います。

委員長（長谷川徳行君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

ラベンダーハイツ所長（大場富蔵君） 慶弔費に関する部分でございますけれども、町長交際費のほうで町民の方がお亡くなりになったときに、町長がお参りに行って、香典を出すという部分が廃止になったわけですが、ハイツの入所者の方に関しましては、亡くなられたときに、お参りに行っているわけでございます。その部分を町として3,000円持参しております、それが年間10件ほどあるのではないかとということで、3万円という形で計上しているところでございます。

委員長（長谷川徳行君） 先ほどのあれで副町長答弁あるそうです。

副町長（田浦孝道君） 済みません。私のほうから少し経過も含めて、若干町の考え方を述べさせていただきますと思いますけれども、以前、今、委員がおっしゃるように、町の互助会については、いろいろと職場のいろいろな諸事情から、互助会につい

ては、三つの互助会が構成されているわけでありまして、それで町からの助成策については、福利厚生性格上から言ったら、一般会計が9,000円でございますので、病院あるいはラベンダーハイツも同額を助成するのが望ましいなということで、今資料を改めて見ていたところであります。

過去にはそういう経過もございましたけれども、今ちょっと現状も私も十分認識ができてませんでしたので、少なくともそういう考慮すべき事情があるのかもしれないかも含めまして、22年度の予算に向けて、少しこの辺のあり方について、十分内部での協議、精査をしたいというふうに考えてございますので、この機会でございますので、そういうご意見として承らせていただきたいというふうに思います。

どうぞよろしく申し上げます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） まず一つは、所長の答弁のプラス慶弔費3万円、これ慶でないですね。弔意費でしょう。慶弔費だけでも慶はないでしょう。弔意費、意味わからない。

基本的に弔慰金の香典を3,000円で10人分と、現実それでは3万円、何人になったかわからないけれども、最終的に今度は繰越金になってくる可能性、もしくは全体の事業費で支出をされている関係が出てくるわけでしょう。

そうすると、これは別な形で処理をしたほうが僕は、適切でないかなという気がするのです。どうでしょう、その点。

委員長（長谷川徳行君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

ラベンダーハイツ所長（大場富蔵君） 9番中村有秀君の御質問にお答えいたします。

確かに10人分ということで、計上はしてございますけれども、実際には10人とならない場合も多いわけでございまして、今、中村有秀君のほうから御指摘を受けたことに関しましては、どのような形で処理をするのが一番ふさわしいのか、適切なのかということ、十分検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 本来的に別な名目だろうと思っておりますので、それはそういう形で処理をしていただきたいと思っております。

それから、今、きのう町の互助会は9,000円でやっているということで、最終的に139人が135人ぐらいで60万割ってみますと4,962円、当初の予算で100万を139人ぐらいで割れば、7,194円ぐらいになるのです。だから大体

似たような単金であれなのかなということでは、僕は理解はしたいのだけれども、基本的にやはりそういうことで、22年度ある面で検討していきたいということでございますので、僕はゼロにすべきだということでもないし、職員の福利厚生のためには、ある面で必要な経費だということと考えておりますので、きのう、きょうの質疑を踏まえて、また22年度は検討していただきたいと思います。

終わります。

委員長（長谷川徳行君） 4番谷忠君。

4番（谷忠君） 申意の関係で関連でお尋ねをしたいのでありますけれども、今ラベンダー所長の答弁の中で申意の場合、その施設に入居されている方が入られていた方がお亡くなりになったときに、町長の香典として3,000円包むのだと、こういう話でありますけれども、特別会計と給与会計違いますけれども、病院も町の施設ですが、その場合に病院に入って亡くなられた方も町長、これ香典包んで行かれるの。これ規程にあるの。

委員長（長谷川徳行君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

ラベンダーハイツ所長（大場富蔵君） ラベンダーハイツにおきまして、入所者の方は、ここは生活の場でございますから、非常に長く利用されているわけでございます。そういった意味合いから、ラベンダーハイツがその方の家でございますので、そこでお亡くなりになったということに対して、持つて行っているわけでございます。

それから、病院の立場でしゃべるといようなことにはなりませんけれども、片方は治療の場でございますから、比較的短いという状況から、私のいたときには、病院でお亡くなりになった方には持つては行ってないところでございます。

委員長（長谷川徳行君） 4番谷忠君。

4番（谷忠君） ラベンダーハイツに入所して長くなるから、長くなって亡くなるとか、短くなって亡くなるとかって、そんなの関係ないんだよ。必ず長くおられる方って決まっている。入所されたら必ず長くなるの。そうではないでしょう。その基準はどこにあるの、それ。

委員長（長谷川徳行君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

ラベンダーハイツ所長（大場富蔵君） きょうここには持つてきてませんけれども、一応要綱で定めてございます。どういう場合に持つて行くのだという部分を定めているところでございます。

委員長（長谷川徳行君） 4番谷忠君。

4番（谷忠君） ラベンダーハイツに入所されたら、住所は必ずそこに移しているのでしょうか。病院

の場合は移してないけれどもね。でも長くいる人たくさんいるんだよ。長い短いで判断するというのはおかしいのでないかな。ただ住所を移しているからという関係だけなの。あとでいいわ。

委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 私のほうから少し述べさせていただきます。

今、所長のほうから言いましたように、ハイツについては、いろいろなケースがございますけれども、ある意味ではそこが生涯送る生活の場という、そういう概念が強いわけでありまして、過去に町の全体の慶弔のあり方についてどうあるべきかという中で、ハイツの議論もさせていただきましたけれども、今申し上げましたような観点から、ひとつ切り分けましょうという形で判断した経過がございますので、またハイツにつきましても、互助会というか施設として慶弔のあり方について、今申し上げましたように、基準を設けて入所者の方については、それぞれ押しなべてお悔やみのケースについては、そういう申意をあらわそうという形にしていることを、ひとつ御理解いただきたいなというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） 4番谷忠君。

4番（谷忠君） 質問する気なかったのだけれども、私はラベンダーハイツに入所されている方に申意をあらわすなどと言っているのではないのです。行政の施設に住所を移して入られるのだと、そういうことが基準になるのだったら、町営住宅に入る方も同じことになるのです、理屈は。違うの。施設に入ったから、特別な扱いをするということではないのだと、私は思うのですけれども。

委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 私どもの概念は、今、委員がおっしゃるように、町営住宅のケースも、今申し上げられるように住所を構えたとしたら同じようなケースではないかというのは、理解はできますけれども、ハイツについてはそこでスタッフについてはそれぞれ手間がえしますけれども、入所者の方については、少なくともそこで四六時中生活をする場と、施設についてはそういう方にお世話をする場ということで、ある意味では家庭での生活と同じようなケースという概念で、そういう切り分けた経過がございますので、その点はひとつ御理解もいただきたいなというふうに思っています。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これでラベンダーハイツ事業特別会計の質疑を終了し

たします。

説明員が交代しますので、少々お待ちください。

次に、簡易水道事業特別会計全般の375ページから387ページまでの質疑を行います。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) ないようですので、これで簡易水道事業特別会計の質疑を終了いたします。

次に、公共下水道事業特別会計全般の391ページから407ページまでの質疑を行います。

5番米沢義英君。

5番(米沢義英君) 公共下水道、平均利用トン数は上水道と同じ8トンの設定になっているかと思いますが、こういう場合は、例えば老人世帯等々があるかと思いますが、そういう場合の他の自治体では、この料金の設定等については、上富良野は特に特例というか、そういったものに対する料金の設定はありませんけれども、他の自治体においては一部そういう方たちに対する料金の設定というのはされているかと思いますが、その実態等は御存じでしょうか。わかる範囲でよろしいです。

委員長(長谷川徳行君) 建設水道課長、答弁。

建設水道課長(北向一博君) 5番米沢委員の御質問にお答えいたします。

恥ずかしながら、その実態を掌握してございません。

以上です。

委員長(長谷川徳行君) 5番米沢義英君。

5番(米沢義英君) 他の自治体では、減免条項をつくっている場合もあります。今後こういう者も含めた中で、こういう下水道料金のあり方、これは当然上水道にも関係する話ではありますが、この点改善の余地があるというふうに考えますが、この点どうでしょうか。

委員長(長谷川徳行君) 建設水道課長、答弁。

建設水道課長(北向一博君) 米沢委員の減免の関係の御質問にお答えいたします。

下水道並びに特別会計で行われている事業、それから上水の企業会計につきましても、原則受益者負担というもとで制度がつくられてございます。

ただ、いろいろな施策の中で、生活弱者、困窮者に対する、いろいろな配慮する制度をお持ちの市町村もあるかと思えます。その辺下水道につきましても、水道につきましても、料金の見直し時期というのが周期的にとっておりまして、その時点で時勢の流れによっていろいろな取り組みをされている、市町村があるかと思えます。そこら辺の情報を収集して、研究を進めたいとは思っております。

ただ、減免措置がどのような手法でとられるか、また財源の手当が当座に当然に一般会計からの助成をいただくという、繰り出しをいただくという裏財源が必要になります。その辺調査しながら、研究を進めたいとは思っております。

以上です。

委員長(長谷川徳行君) ほかにございませんか。

2番村上和子君。

2番(村上和子君) 392ページ。使用料のところでございますけれども、使用料の収入が1立方に対して157.1円だと、それで汚水処理費が296.8円だと経費が上回っているわけなのですが、これが汚水料の処理費が使用料で賄われるようになれば、健全の経営ができると思うわけなのですが、水洗化率が85.1%現在なのですが、ここを進めばまた幾分違ってくるのではないかと思いますけれども、この水洗化率を高めることにどのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

委員長(長谷川徳行君) 建設水道課長、答弁。

建設水道課長(北向一博君) 2番村上委員の御質問にお答えいたします。

先ほどの質問にもお答えいたしましたけれども、特別会計とか、企業会計につきましては、当然独立して採算を持ちながら、経営するわけでございます。この基幹をなします下水道の場合は、料金が水洗化された施設の方からちょうだいするという仕組みになってございます。

この下水道率、委員おっしゃられているように、20年度末で85.1%となっております。19年度末では84.1%、率で言えば1%ふえておりますけれども、これ主に住宅の新築に伴いまして、水洗化が進んでいるのかなという考え方を持っております。

ちなみに、平成18年度は下水道の経過区域内で24戸、平成19年度で24戸、平成20年度では27戸という新築がございます。このほかに住宅改造などで取り組んでおられる方がいるかと思えますけれども、20年度で水洗化に対する補助金の申請は1件しかございませんでした。これ水洗化改造の補助ですけれども、そのほかに独自に補助をもらわないでやっておられる方も、もしかしたらおられるかもしれませんが、これは徐々に増えていく傾向はありますけれども、古い住宅がまだまだ残っておりまして、その接続して水洗化をするという動きがなかなか進まない。

ただ、時間がたてばこれは確実にふえていくとは思いますが、ただ、水洗化率がふえると同時に、人口

減も一方で進んでおりまして、これは水洗化率がふえるのと人口が減るとこれたちごっこで、今後ますます下水道事業の収入ベースというのはなかなか苦しいのかなと思っております。

ただ、助成制度もございますので、積極的に周知して、水洗化率の向上に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 新築が少ないですとか、水道料の費用も節水になってきている状態もあるかとは思いますが、この補助が申請が1件ぐらいだったということなのですから、今後について、この水洗化を公住あたりでまだ水洗化になっていないというようなところもあるかと思っておりますけれども、これらの経過については、なかなか15%という、あと85.1%まで進んできたわけですから、後の残っている部分、これから進めていくとすると大変難しいものもあるのかなとは思っておりますけれども、今後につきまして、そういう公住の水洗化なども含めまして、どのように考えていらっしゃるか、お尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 平成に入ってから、新しくつくった施設につきましては、水洗化を進めた公住を整備してございますけれども、昭和年代につくられた古い公営住宅、例えば泉町とか西町など、古い住宅がまだ残っております。

ただ、今回富町が来年度で計画が終わりますけれども、このように計画的に公住の建てかえを進めていく中で、その時点に合わせて水洗化を進めていくという計画になっております。

住んでいる方にとれば、例えば古い公営住宅水洗化してもらいたいという意向もあります。さきに議員各位のほうからも、水洗化を進めるべきだというご意見はいただいておりますけれども、現在古い住宅に水洗化をするとすると、かなり建物自体の改修を伴います。その改修をした公営住宅を近い将来にまた建てかえるということについては、行政としての効率、また下水道のほうでも管渠を新しく入れなければならないという、二重の不効率な部分が生じる可能性があります。これは建てかえ時期に合わせて、計画的な水洗化を進めるという計画で進んでいきたいと考えております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） いわゆる高額滞納者がお

られるかと思っておりますけれども、これは一般の方なのか、あるいは営業なさっている方なのか、この点お伺いしたいというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 5番米沢委員の御質問にお答えいたします。

下水道事業も含めて、今下水道のほうですので、下水道の話しをいたしますと、生活困窮とかうっかりということから始まった滞納が、積もり積もって高額になっている個人の方もありますし、営業に伴いまして、その大量の使用、それに伴う収入が得られないという営業の方もあります。そこら辺の詳細の数字は、担当のほうからお答えしたいと思いますけれども、この滞納につきましては、できるだけ滞納の始まり時点で、積み重ならない、雪だるま方式にならないようにということで、できるだけ早いうちから手当するようにしておりますけれども、積もり積もった方も現在なお多くいるというのが現実でございます。

委員長（長谷川徳行君） 上下水道班主幹、答弁。

上下水道班主幹（北越克彦君） 下水道料金にかかわる未収金の関係でございます。今9月末現在で約120名程度の未収金の人数がいるところでございます。

内訳といたしましては、サラリーマンといいますが、会社勤めの方が約40%ぐらいの率なのでございます。下水道の関係の高額につきましては、イコール水道の滞納もある方が多いのですけれども、下水道を接続なさっていないというような状況もございまして、下水道のほうについて言えば、高額滞納はまだ上水に比較をすると少ないのかなというふうに思っているところでございます。

あと、商業の関係も中にはおりますけれども、率的には14%ぐらいの人数ということで、お答えさせていただきますと思います。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） それで、下水道の計画区域内における、いわゆる普及率の向上という点で努める必要があるかというふうに思いますが、まだ下水道の計画区域内において、普及いわゆる施設を設備されていない方もいると思っております。当然その部分がこの普及率の低下というようになっているはずですから、ここら辺についての対策といのは相手もあります。お金があるかないかという問題もあるとは思いますが、この点は今後の対応としては、どういう対応をされようとしているのか、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。
建設水道課長（北向一博君） 5番米沢委員の御質問にお答えいたします。

下水道の区域につきましては、それぞれ管渠を設置してございます。その中でまだ農地とか大面積が用途が定まらないうと、例えば住居専用地域にありながら、ほかの用途に使われているというような部分については、現在下水道施設を延長してない部分もございませう。

これが、将来人口が伸びていくというような、町の動きがあれば、先行して積極的に住宅を居住者を都市計画に基づいて、誘導するという方法もございませうけれども、現在の流れの中では、人口減少率の少ない町とは言いながら、わずかず減っていく方向にあります。

また、直近で言えば、今後の自衛隊のあり方など、それからきのうからの話題にも上っております、働く場所が少なくなっていくというような動きの中で、なかなか積極的な先行投資して、下水道環境を整える、または公設枘の数をふやして、住宅建設を誘導するという時点にはないのかなということ考えております。

ただ、住宅建設の意向があれば、直ちに水洗化する環境を整えるという経営方針でありますので、ご不自由をおかけするようなことにはならないかなと。

また、積極的に下水道を利用いただく水洗化を進めるという状況にもなかなかございませう。委員おっしゃられるとおり、家庭の事情もございませうでしょうし、古い住宅になお住まいを続けられる意向の方もございませう。できるだけそういう方については、補助金の利用などを周知、広報しながら、できるだけ水洗化率の向上に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで公共下水道事業特別会計の質疑を終了いたします。

以上をもって、各会計歳入歳出決算認定についての質疑を終了いたします。

続いて、平成20年度上富良野町企業会計決算認定についての質疑に入ります。

最初に、水道事業会計全般の質疑を行います。

それでは、ちょっと早いですけれども、昼食休憩に入りたいと思います。

再開を午後1時からいたします。

午前11時58分 休憩

午後 0時59分 再開

委員長（長谷川徳行君） 昼食休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

平成20年度上富良野町企業会計決算認定についての質疑に入ります。

最初に、水道事業会計全般の質疑を行います。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 決算報告書の16ページと10ページの関連がありますけれども、16ページのその他の特別損失82万5,143円という関係で、これは不納欠損処分のみ金額かどうか等、ちょっと確認をしたいのですけれども。

委員長（長谷川徳行君） 上下水道班主幹、答弁。

上下水道班主幹（北越克彦君） 9番中村有秀君の御質問にお答えいたします。

その他特別損失82万5,143円は、すべて不納欠損処分の金額でございませう。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） それでは、過去の関係等含めて、この掲載のあり方がどうなのかということ、ちょっと疑問を感じたのですけれども、例えば固定資産の売却損だとか、それらの関係がある時期があったり、それから導水設備及び貯蔵量水器除却損、それから固定資産税除却損というようなことであるのですけれども、現実に水道事業会計で不納欠損処分という金額は、例えば一昨年はありましたか。

委員長（長谷川徳行君） 上下水道班主幹、答弁。

上下水道班主幹（北越克彦君） その他特別損失の中で20年度の決算は80万5,143円でございませう。過去の決算につきましては、固定資産を償却したときの除却できなかった部分、除却損というものでございませうけれども、これを特別損失のほうに計上していたところではございませうが、平成19年度決算から固定資産除却費ということで、15ページの上のほうのその他特別損失の枠の四つ上ぐらいに6番資産減耗費という科目を昨年、もしくは一昨年度から新たに作成いたしまして、平成20年度決算につきましては、固定資産償却費ということで416万9,002円を計上しているところではございませう。過去は、売って売れなかった部分とか、除却できなかった部分を特別損失のほうに計上してございましたので、この部分も特別損失のほうに入っ

ておりましたけれども、一昨年から不納欠損の部分と固定資産の除却に関する部分を分けまして、決算として計上しているところでございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 不納欠損処分が過去もずっとあったということですか。ちょっと確認したいのですけれども。

委員長（長谷川徳行君） 上下水道班主幹、答弁。

上下水道班主幹（北越克彦君） 過去もありました。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 水道事業特別会計のをずっと見ますと、固定資産売却損とその他の特別損失という2段に分かれていて、その中で特別損失のところがずっとあって、平成20年度の決算で初めて不納欠損処分ということできちっと出ていて、その前のやつは全然出ていないのですよ。不納欠損処分という名称での損失。言うなれば、その他の特別損失というような形で我々委員が見て、これが不納欠損なのか、例えば固定資産除却損なのか、言うなれば17年、18年の決算報告書を見ると、固定資産除却損ほかとなっているのですね。

ですから、こういう書き方であれば、言うなれば不納欠損の金額を何かカモフラージュしたような、我々としては明確に目に見えてこないという感じがしたので、極端に言えば、平成20年度で初めて82万5,143円がなったのかなということ、過去15年からずっと調べてみたら、それがもう全然出ていないものだから、もしあるとするならば適切を欠いたような今までの決算報告だし、我々もその点を指摘できなかったという点では、ちょっと我々としても残念だったなという気がするのです。

それで、もしきょうすぐではございませんけれども、できれば不納欠損の金額、その他特別損失という項目だけでなく除却と不納欠損と分けた形で、後ほどまた聞きに行きたいと思えます。今後もしそういうことがあれば、そういうことではっきり分けた形で決算報告書をつくっていただきたいと思うものですが、いかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 上下水道班主幹、答弁。

上下水道班主幹（北越克彦君） 委員おっしゃるとおりでございます。過去の部分、決算書を見ても不納欠損処分の金額がはっきりわからないという部分がありました。固定資産の部分と不納欠損の部分が、本当はやっぱり決算書を見れば、ちゃんとわかるようにしなければならぬところであったとい

うふうに強く思っております。今後はこのような形でわかるようにもしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

9番（中村有秀君） はい、わかりました。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 水道関係全般でお伺ひいたしますが、今後いろいろな人口減によって、給水戸数も19年度から見て50戸ばかり減るといふ状況になっています。向こう今後10年間、どのような変化をたどるのか、推測されているのか、ちょっとお伺ひしたいというふうに思います。

また、同時に1人当たりの平均トン数は、お年寄りも含めて8トンという設定になっておりますが、老人世帯あるいは単身世帯ですね。平均すると大体どのぐらい使用されているのか、この点、調べた経過があるのかどうなのか、お伺ひしておきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 上下水道班主幹、答弁。

上下水道班主幹（北越克彦君） 5番米沢委員の御質問にお答えいたします。

給水人口の関係につきましては、今後、町の人口が減っていくということも考えられます。今後10年間というふうなお話ございましたけれども、町の総合計画におきまして、今後10年間の将来目標人口というものが設定されてございますので、その数字が基本となるベースではないかというふうに考えております。

あと、1世帯当たりの8トンというような数字、先ほどの下水道のときにも似たような御質問があったかと思えますけれども、年間の有収水量85万3,376立方を給水人口の1万310人で割りますと、1人当たり82立方メートルぐらいの平均になります。これを12月で割りますと8立方程度ということに、町全体でなろうかと思えます。

このことから、お年寄りとかいろいろな世帯構成かあるかとも思えますけれども、単純に割り返しただけの計算でいきますと、町民1人につき8立方程度かなというふうに考えているところでございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） そうしますと、給水戸数が減るということで、恐らく料金収入にも影響が出るという形になっております。町では今後、この料金の改定等を含めた、そういったものの時期というか、そういうようなめどとございますか、そういった

ところは大体どのぐらいを計画、今しているのか。当然、給水戸数が減るということであれば、当然、あるいは施設の老朽化やそういった部分にかかわる経費等がふえ、逆に収入が減るということでありますから、何らかの改定も含めたことが当然生まれてくるのだらうと思います。その部分も含めて、お伺いしておきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 5番米沢委員の御質問にお答えいたします。

料金によって必要経費を賄っている事業会計であります、当然に人口が上限すると、それに伴って収入が減る可能性があります。それを埋め合わせるためには、料金の見直しも一定の時期に考えなければならぬと思っておりますけれども、現在の最新の経済状況、また皆さんの所得状況をも考えますと、早々の時期に料金を見直すタイミングではないということと考えております。

同時に、経費は施設の更新に経常的に必要になっておりますけれども、何とか当面の間については、料金の見直しは差し控えたいと考えてございます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 水道料の未収金の関係なのですが、監査委員が提出されました決算の審査意見書の関係の17ページですね。参考資料ということで、平成7年から平成20年までの未収金の内訳が出ております。我々、未収金についてはできるだけ分納等も含めて、それぞれの家庭のいろいろな事情もあるから、そういう体制も含めてやってはどうかということで、決算特別委員会や予算特別委員会等、いろいろ言ってまいりました。

これを見ますと、平成7年から平成15年は、同じ件数の同じ金額が未収ということで残っております。それから、平成16年からは若干減じております。

私、そういう水道料金を納付されない方は、いろいろなところでもあるようには聞いておりますけれども、基本的にやはり分納ということでやっていかなければならないのではないかと。例えばこのページの表ページの16ページに、町立病院のやつが載っております。

そうすると、平成16年から20年の中で、特に16年それから18年は、件数は同じだけれども、金額が減っているのですね。病院の関係で聞こうと思っておりますけれども、恐らく分納された金額でないかと思っております。

したがって、それぞれ未納の対策ということで、

それぞれの事業会計、一般会計ともありますけれども、これらについては分納の措置は、取り扱いはしていなかったということだと思いますけれども、それらと今はどうなっているかということをお聞かせ願いたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 9番中村有秀君の御質問にお答えいたします。

古くは平成7年度からの滞納が継続しているという実態にありますけれども、これは7年のものが1件というわけではなくて、7年に滞納しているものが8年にも9年にも10年にも継続しているという形になっています。

それで、現時点で取り組んでいるのは、新たに新年度で同じものが滞納発生しないということで、新規発生を抑えている状況にあります、余裕が出てきたら古いところを整理していただくという、後ろのほうに発生しないように、お金があれば新規のほうで納めてもらう。

ただ、納入意識は持っている方は残してあります。当然、分納という形で取り組んでいただいているのですけれども、なかなか思うようにいかないということで、納入意識が残っている方がここに掲載されております。

そして、完全に無財産とか納入能力がないもの、それから住居を移して追跡できないものについては不納欠損として処理しておりますけれども、納入の可能性のあるものについては、古いものまで現在管理しております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで水道事業会計の質疑を終了いたします。

次に、病院事業会計全般の質疑を行います。

ございませんか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 老人保健施設が、この年度においては転換されることになりました。

それで、職員等における処遇なのですが、大体介護補助員さん、助手の方という形で設置されておりますが、老人保健施設になったわけですから、それなりの対応、処遇というのが必要かというふうに思います。一般的には正規の職員という形で採用しているところもあります。上富良野町の場合は、従前に引き続き介護の補助員程度の扱いになっているかというふうに思います。この点で、そういった改善の見直しというのは、20年度においても想定され

ていなかったのか、あるいは今後についても対応についてどうなのかという点について、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 町立病院事務長、答弁。

町立病院事務長（松田宏二君） 5番米沢委員の御質問にお答えしたいと思います。

委員おっしゃるとおり、12月に転換して、まだ日が間もないわけですが、そういう中で病院の併設型ということで運営を開始したということで、現行の職員の体制の中で、一定程度、病院と施設の運営に移行するようような形で体制を組んだという経過にあります。

そういった中で、おっしゃるとおり、臨時職員の方の看護職員をもって、そういう看護体制のフォローをしていただきながら、そういう組み合わせの中で体制を整えてきたという経過にありますので、今後これら職員の看護師、あるいはそういう職員の配置については、これがすべてベストだというふうには思っておりませんので、今後の体制、今、定数50人の中で職員の配置等も計画的にやっておりますので、それら今後の課題として改善についての検討を加えていきたいというふうを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） これは普通のことだと思うのですね。やはり現場を見ていますと、実態というのは本当にひどいとは言いませんけれども、それに見合った処遇といったのでは一向に改善されていない部分あります。賃金表で見ましたら、若干20年働いて、ようやく百五、六十万になるかどうかというところで、仮にそこに手当が入ったとしても、ようやく一般的な介護職の言われている200万円に、あるいは200万円ちょっとに手が届くかどうかというところなんです。その基礎になっているのは、いわゆる一番低い級号棒かな、それが設定されているものですから、恐らく若い方が働いてやめていった方もおられます。その人の話では、もうこの現状では生活はできないということで、安かろう、単なる補助的な仕事で運営をするというだけの介護職のあり方というのは問われなければならない、問題だと思っておりますので、これは普通考えても、やっぱり改善する余地あると思っておりますが、もう一度確認しておきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 町立病院事務長、答弁。

町立病院事務長（松田宏二君） 5番米沢委員の御質問にお答えしたいと思います。

おっしゃるとおり、昨年に町全体の施設の関係

で、ラベンダーハイツも含めてですが、そういう臨時職員の給与表については資格がある、あるいは資格に応じた段階で見直した経過にあります。それが現実的に病院の実態に合うのかと言いますと、必ずしもそうではないのかなというふうな認識もしておりますので、先ほどもちょっとお話をさせていただきましたけれども、職員体制のありようを、きちっと構築していかなければならないというふうに課題としてとらえておりますので、そのような認識であるということで御理解いただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） そういうものを含めて、研修のあり方も、先ほどの特別養護老人ホームラベンダーハイツでも申しあげましたけれども、やっぱり普通の職員と同等に質を高めるといっても今後、改善する部分がたくさん見受けられると思っておりますので、この点、今後の対応等について、お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 町立病院事務長、答弁。

町立病院事務長（松田宏二君） 5番米沢委員の御質問にお答えしたいと思います。

病院におきましては、正職員以外で働いているスタッフ、委託だとかいろいろなものを含めて、非常の多くの人数がいるわけですが、研修については当然、現場の要するに看護体制の充実ですとか、資質の向上にとっては非常に大切なことでありますので、現行のいろいろ院内での研修等につきましては、そういう垣根、隔てを設けることなく皆さんが、職員全員がそういう研修に臨めるような体制で研修についても実施しておりますので、それらの点につきましては引き続き、そういうような視点で職員の資質の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

2番村上和子君。

2番（村上和子君） 決算審査意見書のところで病院の未収金ですけれども、20年度が131件ということで385万7,000円。19年度が12件ですので、それと比べますと119件ふえているという現状があります。

それで、課の意見としましては、時間外は医療費計算できないので、時間内に速やかに患者の医療費を連絡して請求したいということでございますけれども、そこところが一番問題だと思うのですよね。退院してしまってから金額が幾ら幾らだったとって請求しましても、なかなかそれが未収につな

がる面も多いのではないかと思いますので、こここのところの業務の改善というのが余りなされていないように思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 町立病院事務次長、答弁。

町立病院事務次長（山川護君） 2番村上委員の御質問にお答えいたします。

決算資料の中、意見書のほうの16ページ見ていただきますと、21年3月末現在で131件385万7,000円というふうに記載されておりまして、委員のおっしゃるとおりでございます。

その後、21年6月末には、この未収金が7件の6万7,000円になっております。今現在、20年度の未収金につきましては、6人で5万3,000円です。

今、システムの御指摘がございましたけれども、うちの病院そのもののシステムに、例えば時間外とかに計算をするコストと、それから今の現実の未収金の実態から見ると、かなりスムーズな未収の解消といえますか、体制ができていないかということで、事務当局のほうでは認識しているところでございます。

御指摘のとおり、退院の場合、計算を1名でやっておりますので若干時間がかかって、先生のほうの退院してもよろしいという指示の後、例えばほかの病院でしたらば、ご飯を食べて3時間とかという余裕を持たされますけれども、うちの病院の場合、先生が退院していいということ、即退院していくというパターンございますので、そこに時間的なロスがあるのではないかとこのように思っております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 21年度に入ってから、そのようにやっているということですが、今は20年度の決算をやっておりまして、私3年前ですか、虚血性大腸炎で入院いたしまして、町立病院にお世話になったのですけれども、そのときに医者から退院の指示が出まして、私は退院のときに窓口で精算してから出たいと。それで、いろいろ計算をして支払ってから出たいと言いましたら、なかなかカルテが上がってこないとか、それから医師の指示は出たのですけれども、まだ計算ができませんとかと言われて、前の日から私はお願いして、お金を払ってから出たいからということで7万6,000円ぐらいだったですかね。そういうことで、もう本当に遅いのですわ。

今、次長のお話聞いたら、システムがあればということで、退院してからでは本

に金額払ってくださいと言っても、なかなかこれが私は未収につながるもどかと思って、ここを改善していただければ、もうかなり未収がなくなると思いますので、その点ちょっとよろしくお願ひしたいと思ひますね。

委員長（長谷川徳行君） 町立病院事務長、答弁。

町立病院事務長（松田宏二君） 2番村上委員のただいまの御質問にお答えしたいと思います。

おっしゃるとおり、毎時の計算とか内部には委託の先と連携を密にしながら、また一生懸命働いていただいている部分も、私ども同じ場所において十分承知しておりますが、今そういう入退院の流れの中でどうしても数ある中で、非常に部分的にそういうようなお手を煩わすような部分があったのかと思ひますが、そこら辺、また十分そういう部分をスムーズに行くようなことで、そういう努力を払っていきたいと思ひますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございせんか。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 町立病院の職員親睦会の関係でお尋ねしたいと思います。

要求した資料のナンバー12の関係の病院関係の2ページです。

職員親睦会に補助金として41万4,000円、病院会計よりということになっております。それで、41万4,000円は、職員何人分なのかということ、病院会計のどこで支出をされているのかということ、お尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町立病院事務長、答弁。

町立病院事務長（松田宏二君） 9番中村有秀君のただいまの御質問にお答えします。

資料のほうの中の41万4,000円につきましては46名分でございます。

それと、あと支出科目につきましては、病院事業費用の医業費用の中の経費ということで、こちらのほうで職員互助会という名目で予算を計上しております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 46名分ということは、9,000円掛ける46ということで理解していいですね。そうですね。

それで、病院会計よりということでございますけれども、支出のところ互助会というのがあります

か。厚生福利の中に含まれているのかなという感じは、ちょっとしているのです。

委員長（長谷川徳行君） 町立病院事務長、答弁。

町立病院事務長（松田宏二君） 9番中村有秀君の御質問にお答えします。

節を飛ばしまして大変恐縮です。厚生福利費の中で項目として職員互助会という当初予算の中では、さらに細目を設けた中で経費を計上しております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 一つは、先ほどラベンダーハイツの関係では7,042円ということで14人分

ということで、片や町立病院が今9,000円ということでございます。それぞれ業種やなんかいろいろの関係で変化はあると思いますけれども、先ほど副町長が、平成22年度はある程度見直していきたいと。職員の同じようなレベルと処理の仕方ということでございましたのですが、病院の関係も基本的には町の方針の中でやっていくというようなのか。

というのは、私、厚生福利費ということで平成16年度は160万円が19年度191万円になって、今度は209万円ということで、非常にどんどんふえていっている状況なものだから、何でこんなにということは、互助会の関係の形が、もう何も見えてこないものだから、どうなのかなという疑問を持って今回、町の職員互助会、それからラベンダーハイツ、それから病院関係ということで資料請求をいたしましたら、こういうような事情がわかったということなので、一応、病院側も病院会計よりということではあるけれども、基本的に町の方針で、22年度はその方針に従っていくということで理解してよろしいですか。

委員長（長谷川徳行君） 町立病院事務長、答弁。

町立病院事務長（松田宏二君） 9番中村有秀君の御質問にお答えしたいと思います。

基本的には職員に対して福利厚生の中で助成をいただいているというような認識を持っておりますので、各会計で結果として決算上は差異が出ておりますけれども、それにつきましては、きちっと町のほう、あるいはラベンダーハイツ、あと私どもの病院の中で整合性がとれるような形で検討すべき課題と認識しておりますので、そのような形で今後、協議を進めてまいりたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

11番渡部洋己君。

11番（渡部洋己君） 決算に当たるかどうかちょっと疑問なのですが、ジェネリック薬品ですか。これは私、以前は患者のほうから申し出て使うというふうに聞いていたのですが、何か最近ちょっと変わったといひますか、そこら辺ちょっとお聞きしたいなど。

その対応によって、病院側ではどういうふうに変わってきているのか、ちょっと教えていただきたいなど。

委員長（長谷川徳行君） 町立病院事務次長、答弁。

町立病院事務次長（山川護君） 11番渡部委員の御質問にお答えいたします。

今、ジェネリックの御質問でございますけれども、平成20年度の診療報酬の改正から、ジェネリック後発薬品ということなのですが、後発薬品につきましては、平成20年度の診療報酬の改正から、ドクターが指定しない限り使える、利用できるという処方箋に切りかえております。

よって、今の御質問でございます内容につきましては、外来患者につきましては町立病院95%が院外処方です。院外処方と言いますのは、町立病院のところで処方箋を書いて、ほかの町の薬局に行って薬をもらうというシステムでございます。その処方箋には後発薬品への変更がすべて可、不可ということで、だめな場合だけ、ドクターがこの薬はジェネリックではだめですよと指定しない限り、ジェネリックを利用できるというシステムになっております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 11番渡部洋己君。

11番（渡部洋己君） 今、院外処方だけということであれしていたのですが、これは病院での入院患者については、これは使えるのか、使えないのか、どうなのかわかっていますか。

委員長（長谷川徳行君） 町立病院事務次長、答弁。

町立病院事務次長（山川護君） 病院の中と申しますのは入院患者の場合。入院患者の場合、昨年12月からオープンいたしました老健につきましては、包括診療の中でジェネリック薬品を利用しております。一部につきましては。

一般につきましては、ジェネリック薬品については、まだ利用していません。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 11番渡部洋己君。

11番（渡部洋己君） それは利用できるのだけれども、うちの病院は利用していないというのか、それとも、そこら辺はどうなのか、ちょっと聞きた

い。

委員長（長谷川徳行君） 町立病院事務次長、答弁。

町立病院事務次長（山川護君） 御質問にお答えします。

病院の中でドクター含め、薬剤師含めて何度か協議した結果、今、ジェネリックは使えるのですけれども、町立病院では使っておりません。一般のほうにつきましましては、

理由は、ジェネリックを使うことによって、すべての薬がジェネリックに変更できないという点が、まず1点あります。まだこの部分についてはジェネリックを使えないのではないかとというところで、そのことによって薬局における薬の管理、看護師における薬の管理が今の倍の量になるというところが、まだ並行しているものですから、先生方の中においての使用が。今現在、薬剤師が70名近い入院患者の薬を担当しております。2階の入院患者を1名の薬剤師が担当している中で、業務量から見て、また医療事故の面から見て、一般病棟のジェネリックの変更については今、協議中で進めているところです。まだ実際には利用しておりません。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 11番渡部洋己君。

11番（渡部洋己君） 病院によって使っている、使っていないはあるのですか。

委員長（長谷川徳行君） 町立病院事務次長、答弁。

町立病院事務次長（山川護君） お答えいたします。

病院によっては入院患者でも利用しているところがあると思います。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） ただいま同僚委員のほうから未収金のことで御質問があって、次長のほうから回答いただきましたけれども、8億からの取り扱いの中で、現在5万幾らの未収金ということで、極めて健全な経営だなと。他の自治体病院では考えられないなというような感じを受けたのですけれども、その徴収の方法ですね。どのような方法で徴収、ここまで収納率を上げているのか。その手法が他の会計の未収金の何か参考にでもなればと思うのですけれども、まさか押さえつけて徴収しているわけでもないと思うのですけれども、その辺ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町立病院事務次長、答

弁。

町立病院事務次長（山川護君） 3番岩田委員の御質問にお答えいたします。

町立病院の未収金がまず少なく今なっているというのは、何点かポイントがあると思います。

まず1点は、ドクターのほうの説明責任がまず全うされているのかなという点です。

もう一点につきましましては、窓口の医療費をいただく担当が委託会社なのですけれども、その女性の方がソフトな感じで徴収しているというのが、まずそこで未収金の発生を極力少なくしているというのが、まず一つあると思います。

もう一点は、未収金が発生した場合どうなるかと申しますと、基本的に病院会計の中においてのシステムが、お金を払わなければ薬の処方箋がもらえないシステムになっています、窓口で。

よって、まず未収金がかかりそこで、他の会計から見ると少なくなってくるというのが1点あります。

また、その中で未収金が発生した場合につきましましては、先ほど御質問がございましたように、16年度においても分割で支払っていただいております。毎月1万円ずつ支払っていただいている方もいますし、18年度においても分割で支払ってもらっているシステムがございます。

そのような中で、未収金の発生を防いでいるという内容でございますし、また体が悪くなったら病院に来られます。そのときに事務所の中でお話をしながら、極力未収金の発生を単年度、単年度の金額を少なくしていく、新しい年の金額を少なくしていくという努力をしながら、今の状況に至っております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） ただいまの次長の話をお聞きと、やはりためないと。ためないでために相談するというので、気持ちよく払ってもらうのにはどうしたらいいかということで努力されているのだなというふうに伺えます。引き続きこのように収納率を上げていただきたいと思います。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） ないようですので、これで病院事業会計の質疑を終了いたします。

以上で、企業会計決算認定についての質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

説明員は退席してください。

なお、説明員の方は町長の所信表明から議場に入りください。

午後 1時41分 休憩

午後 1時42分 再開

委員長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

これより、分科会ごとに審査意見書案の作成を行います。

分科会ごとに審査意見書案が作成されました、委員長まで提出願います。

会場等については、事務局長より説明いたさせます。

事務局長（中田繁利君） 分科会の会場につきましては、第一分科会は第2会議室、第二分科会は議員控室といたします。

なお、分科会で審査意見書案の作成が終了いたしましたら、議長室で正副委員長と分科長により成案を作成しますので、他の委員の方は休憩していただきたいと思います。成案がまとまりましたら、議事堂で成案の報告、審議を行います。

それでは、会場に移動をお願いいたします。

午後 1時42分 休憩

午後 4時33分 再開

委員長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

審査意見書案の整理を行いましたので、事務局長に朗読させます。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） 平成21年度上富良野町決算特別委員会審査意見書案を朗読いたします。

一般会計。

1、町税等の収納について。

厳しい経済状況を踏まえ、滞納者への分納・納税相談を実施するとともに、より一層の収納率の向上を図られたい。

2、職員提案制度について。

職員提案制度は職員の意識改革と行財政改革につながるもので、積極的に推進されたい。

3、ふるさと通信とふるさと納税の連携について。

ふるさと通信制度の周知を活発化し、ふるさと納税制度の活用促進を図られたい。

4、防災について。

総合防災訓練における防災会議はマンネリ化しているので、会議のあり方を改善されたい。

5、需用費について。

経費の削減に努め、特に燃料費については単価の動向を見極めて購入するなど努力の跡が見受けられるが、引き続き節減に努められたい。

6、物品の購入について。

物品の購入に当たっては、地域振興の観点からも町内業者を利用するよう強く進められたい。

7、民生児童委員について。

現体制になって20年を経て高齢化社会の進展と地域事情に大きな変化があるので、増員・再編成・報酬等を含め適切な対応を図られたい。

8、各種公園の管理・整備について。

各種公園の状況を十分に調査して管理・整備を実施するとともに、地域との協働の力を発揮されたい。

国民健康保険特別会計。

未収金が増加しており、町税等の滞納者に対する行政サービスの制限条例やコンビニ収納、管理職による滞納プロジェクトにより職員の収納努力がみられるが、経済悪化により未収金が増加の傾向であるが、滞納者の状況分析に基づいたきめ細やかな督促と分納を含めた納税相談を実施するとともに、悪質な滞納者には強制執行を含め、より一層の努力を図られたい。

裏面に行きまして、介護保険特別会計。

地域包括支援センターの充実に努められたい。

ラベンダーハイツ特別会計。

（1）看護師・介護士の労働意欲向上のため、環境整備に努められたい。

（2）食材については、地場産品の利用に努められたい。

病院事業会計。

看護師・介護士の労働意欲向上のため、環境整備を図られたい。

その他。

（1）不納欠損処分については、処分に至る前に十分な方策を図り対処されたい。

（2）各職員互助会、親睦会について職員福利厚生のため職員互助会等に補助金を交付しているが、統一基準による取り扱いをされたい。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） これより、審査意見書案の審議を行います。

ただいま朗読した審査意見書案について、御意見はございませんか。

6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 転入後の話なので。修

正するという話でよろしいですね。国民健康保険特別会計の3行目。経済悪化により未収金が増加の傾向であるがとなっていますけれども、その前、職員の努力が見られるが、また何々がとなっていて、言葉がちょっと続かないので、なお傾向であるのでに直したほうが良いと思うのですが。

委員長（長谷川徳行君） お諮りいたします。

今、指摘がありました、その前の職員の収納努力が見られるので1回丸で区切って、その後、経済悪化により未収金が増加の傾向であるからでどうでしょうか。努力が見られるで。

今村委員、どうでしょうか。どうですか。意見を言っていただきたいと思います。よろしいですか。どうします。

ほかに意見がありましたら、ご発言願います。

2番村上和子君。

2番（村上和子君） 職員の収納努力が見られるとなると、あとはそんなに何もなるので、見られるが、経済悪化により未収金が増加の傾向であるのか、が、がとなっているところを指摘されたと思いますのでね。努力が見られると切ってしまうと、あと何も別に、見られるのだけれども、さらにきめ細かなということをもたえするわけですので、未収金が増加の傾向であるので滞納者のと、こういうふうにされたらどうでしょうか。そう思いますけれども。あるというのは、あとは努力しているのだから、あるが、経済悪化により未収金が増加の傾向であるので滞納者の状況分析にとしたほうが何かいい。

委員長（長谷川徳行君） 今、事務局長のほうから、先に未収金が増加しておりであり、未収金、未収金もこれ続くのですよね。

だから、最初のを取って町税等の滞納者に対する行政サービスの制限条件やコンビニ収納、管理職による滞納プロジェクトにより職員の収納努力が見られるが、経済悪化により未収金の増加の傾向にあるので、滞納者の状況分析に基づいたきめ細やかな云々で、今村委員、どうでしょうか。

6番（今村辰義君） 賛成。

委員長（長谷川徳行君） そうしたら、このように直させていただきます。

ほかに文言並びに意見案について何か。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） お諮りいたします。

審議が終わりましたので、審査意見書は、このとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 御異議なしと認めま

す。

よって、審査意見書は、ただいまの審議のとおりと決定いたしました。

以上で、審査意見書の審議を終わります。

理事者に意見書を提出してきますので、暫時休憩いたします。

午後 4時43分 休憩

午後 4時54分 再開

委員長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

理事者により所信表明の申し出がございますので、発言を許します。

町長向山富夫君。

町長（向山富夫君） 3日間にわたりまして決算の審査を賜りまして、大変ありがとうございます。この間、委員の皆様方には大変貴重な御意見等を賜り、また適切な御指導をいただきましたことを、まず冒頭、御礼を申し上げたいと思います。

先ほど決算特別委員会委員長さん並びに副委員長様から、本20年度の決算に關します審査意見をちょうだいいたしました。それぞれの項目について拝見させていただきましたが、大変当を得た御意見だというふうに理解をしているところでございます。行政を執行する上におきまして、まさしく御意見を賜りましたこの趣旨を呈して執行していかなければならないなということで、改めてその御意見の意味を重く受けとめたところでございます。

また、この間、審議の中でもさまざまな、これから行政執行の中で生かしていかなければならないというような点も数多く御意見を賜ったなというふうに理解しているところでございます。改善できるところは、もうあすからでもすぐ改善していくような、そういう取り組みを進めてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

ことは自治基本条例が施行されました、そういう節目の年にも当たりますので、このたび皆様方から賜りました意見を十二分に、この行政執行の中で反映し、よりよい、暮らしやすい上富良野のまちづくりに、さらに意を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、大変貴重な御意見を賜りましたことを、心から御礼申し上げますとともに、これからなお一層、私どもの行政執行に対して御意見をいただくようお願い申し上げますとともに、平成20年度の決算に当たりまして御認定を賜りますよう心からお願い申し上げまして、所信の表明とさせていただきます。と思います。

大変3日間ありがとうございました。

委員長（長谷川徳行君） お諮りいたします。

ただいまの理事者の所信表明により、今後の町政執行において十分その意見を尊重し、最善の努力をいたしたいとの確認が得られましたので、討論を省略し、議案第4号平成20年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件及び議案第5号平成20年度上富良野町企業会計決算認定の件を採決いたしたいと存じます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、議案第4号平成20年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件及び議案第5号平成20年度上富良野町企業会計決算認定の件を起立により採決いたします。

最初に、議案第4号平成20年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件は、意見を付し、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（長谷川徳行君） 起立多数であって、よって、本件は意見を付し、原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第5号平成20年度上富良野町企業会計決算認定の件は、意見を付し、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（長谷川徳行君） 起立多数であって、よって、本件は意見を付し、原案のとおり認定することに決しました。

お諮りいたします。

本委員会の審査報告書の内容については、委員長及び副委員長に御一任願いたいと存じます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 異議なしと認めます。

よって、本委員会の決算審査報告書の内容については、委員長及び副委員長に一任されました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審議は全部終了いたしました。

一言御礼の言葉を申し上げます。

3日間にわたりまして決算特別委員会に十分な御審議を賜りましたこと、私の不手際で、なかなか議事がスムーズに行かなかったのですが、委員各位の慎重な審議、御発言をいただきまして、円滑にスムーズに進められましたことに感謝を申し上げます。

理事者側におかれまして、本委員会でありまし

た意見を十分に来年の予算にも反映させることを期待いたしまして、私の御礼の言葉にさせていただきます。

どうもありがとうございました。

これをもって、決算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

午後 5時00分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成21年10月9日

決算特別委員長 長谷川徳行